セコム損害保険の現状

2026

信頼される安心を、社会へ。

SECOM

セコム損害保険株式会社

CONTENTS

Ⅰ. セコム損害保険について

はじめに…… 1
代表的な経営指標 …… 2
経営理念…… 4
中期事業計画（2026－2027） …… 4
当社の沿革…… 5
当社の特色…… 5
トピックス…… 6
ＣＳＲ …… 6
業界の損害保険の普及啓発・理解促進活動 …… 7
業界の社会公共活動…… 8
主な取扱い商品 …… 12
個人向け保険／企業向け保険…… 13
各種サービス…… 14
保険金のお支払い …… 16
商品の改定状況 …… 17
保険の仕組み …… 18
「お客さま本位の業務運営に関する方針」の取組状況について（2025年度） …21
勧誘方針…… 26
保険相談サービス …… 27

Ⅱ. 当社の概況・組織

1．経営の組織（2026年7月1日現在） …… 30
2．株主・株式の状況 …… 32
3．役員の状況…… 34
4．会計監査人の状況 …… 36
5．従業員の状況…… 36
6．格付…… 37

Ⅲ. 当社の主要な業務に関する事項

1．直近事業年度における事業の概況（2025年度） …38
2．直近５事業年度における主要な業務の状況を示す指標 …40
3．業務の状況を示す指標…… 41
1 主要な業務の状況を示す指標 …… 41
2 保険契約に関する指標…… 43
3 経理に関する指標 …… 46
4 資産運用に関する指標…… 49
5 特別勘定に関する指標…… 55
4．責任準備金内訳…… 56
5．期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト） …56
6．事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表 …57

Ⅳ. 当社の運営

1．内部統制システムの構築および運用状況の概要 …58
2．コーポレートガバナンスの状況 …… 61
3．コンプライアンス（法令等遵守）の取組み…… 61
4．コンプライアンス基本方針 …… 62
5．反社会的勢力への対応に関する基本方針 …… 62
6．利益相反管理方針 …… 63
7．リスク管理態勢…… 64
8．社内・社外の監査態勢 …… 66
9．第三分野保険に係る責任準備金の確認について …66
10．個人情報（特定個人情報を含む）保護 …… 67

Ⅴ. 財産の状況

1．計算書類関係…… 70
2．保険業法に基づく債権 …… 83
3．元本補てん契約のある信託に係る債権 …… 83
4．単体ソルベンシー・マージン比率…… 83
5．時価情報等 …… 84
6．その他…… 90
7．保険会社およびその子会社等の概況…… 90

付表
主な損害保険用語の解説（50音順） …… 91

Ⅰ．セコム損害保険について

はじめに

皆さまには平素よりセコム損害保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

はじめに、相次いで発生している地震、山林火災、台風等の大規模災害により被害に遭われた皆さま、ならびに生活再建に取り組まれている皆さまへ心よりお見舞い申し上げます。当社は損害保険会社として、迅速かつ適切に保険金をお届けすることを最大の使命とし、誠心誠意、業務に邁進いたします。

さて、わたくしども損害保険業界では、過去に発生した一連の事案を受け、業界全体での信頼回復に向けた取り組みを引き続き進めております。当社におきましては、「セコム損保を選んで良かった」と感じていただける存在であり続けるため、不断の努力を重ねてまいります。

その実現に向けて、当社は今年度から2年間の中期事業計画（2026-2027）を策定いたしました。「変革、次なるステージに向けて」と題したこの計画では、10年後において当社が、お客さまをはじめとするすべてのステークホルダーの皆さまから、今以上に信頼される企業となる姿を描いております。当社の経営ビジョンである「社会に有益な事業を行い、社業を通じて社会に貢献する」を実践し、事業環境の変化に的確かつ柔軟に対応できる強固な経営基盤の構築を進めることで、将来にわたり確かな安心をお届けする保険会社であり続けることを目指してまいります。

また、セコムグループの一員として、コーポレートメッセージである“信頼される安心を、社会へ。”を掲げ、「安全・安心・快適・便利」な保険やサービスの提供に取り組んでおります。1998年のセコムグループ入り以降、「セコムの緊急対処員が事故現場に駆けつける現場急行サービス付の自動車保険」や、「セキュリティシステムの導入により保険料が割引となる火災保険」など、「安全・安心」のサービスのパイオニアであるセコムの強みと当社が創業時から培ってきた損害保険会社としての経験・実績を融合させた商品や、「治療費の実額を補償する新しいコンセプトのがん保険」などをご提供してまいりました。今後も当社のオリジナリティあふれる商品をより多くのお客さまにお届けできるよう、開発力の強化を図ります。

激甚化する自然災害や、サイバーリスク、地政学リスクといったさまざまなリスクにより、社会の不確実性が高まっております。そのような中でも、当社ならではの価値ある商品でより多くのお客さまに安心をお届けできるよう努めてまいります。引き続き倍旧のご支援、ご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2026年7月

代表取締役社長　石川 善朗

代表的な経営指標

区　分 ＼ 年　度	2023年度	2024年度	2025年度
正味収入保険料	51,929百万円	57,428百万円	60,000百万円
コンバインドレシオ	95.4%	91.0%	89.3%
正味損害率	60.4%	56.1%	55.2%
正味事業費率	34.9%	35.0%	34.2%
保険引受利益	△1,697百万円	1,353百万円	1,745百万円
経常利益	2,435百万円	3,930百万円	5,917百万円
当期純利益	1,674百万円	3,241百万円	4,517百万円
単体ソルベンシー・マージン比率 ※	928.1%	896.5%	－%
総資産額	251,941百万円	252,074百万円	272,771百万円
純資産額	50,127百万円	49,679百万円	70,692百万円
その他有価証券評価差額金	25,891百万円	22,685百万円	39,663百万円

※2025年度末から経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率となることから、必要な手続きが完了後に別途ホームページ等で開示いたします。

■正味収入保険料

【正味収入保険料の推移】

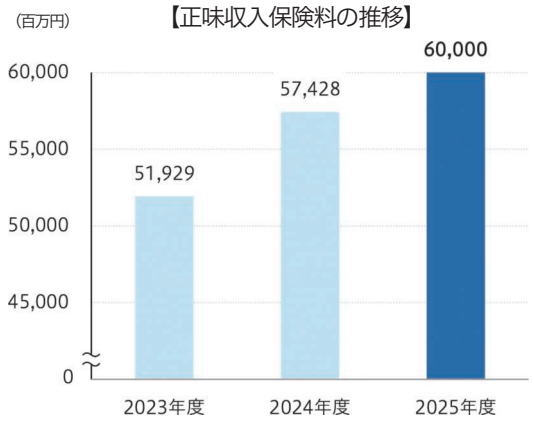

【2025年度の種目別構成比】

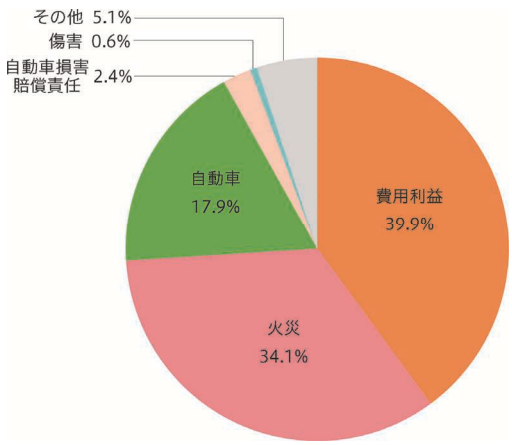

※費用利益の主なものは「自由診療保険メディコム」です。

正味収入保険料

元受保険料および受再保険料収入から再保険料、解約等の返戻金を控除し、さらに積立保険の積立部分の保険料を控除した保険料をいいます。

■コンバインドレシオ

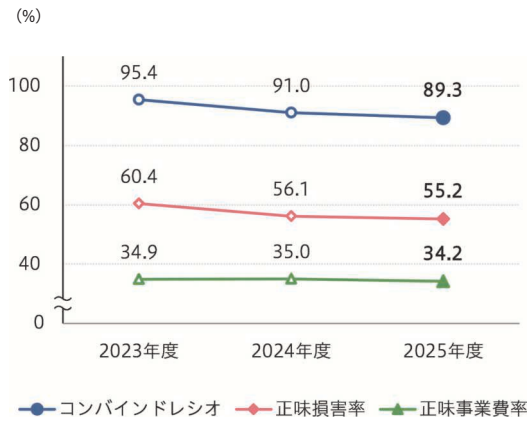

コンバインドレシオ

「正味損害率」と「正味事業費率」の合算値であり、損害保険会社の保険引受に係る「収益力」を示す指標です。一般的にこの指標が低いほど保険会社の収益性が高いといわれています。

正味損害率

保険料に対する支払った保険金の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算出に使用されています。損益計算書にある「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えたものを「正味収入保険料」で除した割合となります。

正味事業費率

保険料に対する事業費の割合のことで、保険会社の経営の効率性を示す指標の一つです。損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えたものを「正味収入保険料」で除した割合となります。

■保険引受利益

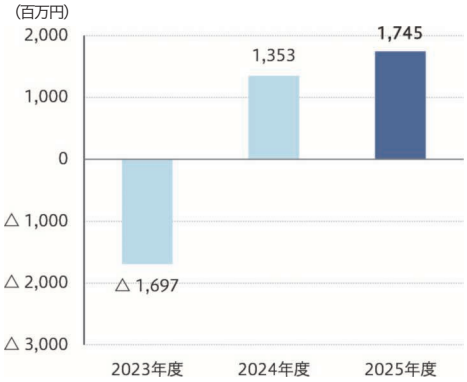

保険料等の保険引受収益から、保険金や損害調査費、満期返戻金等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものを指します。なお、その他収支は自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等です。

■経常利益

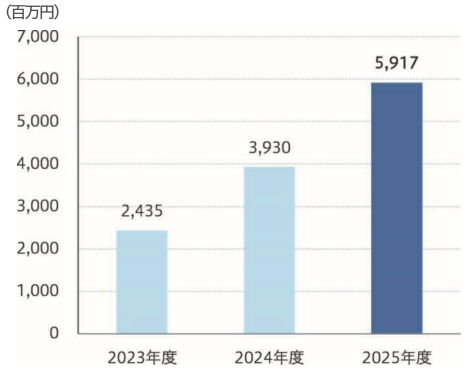

保険料や利息及び配当金収入等の経常収益から、保険金や営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものを指します。

■当期純利益

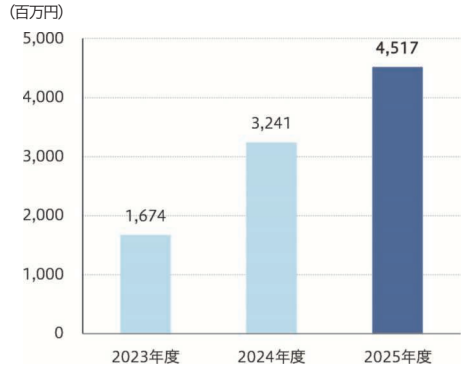

経常利益に特別損益、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減して算出した最終損益を指します。

■総資産額

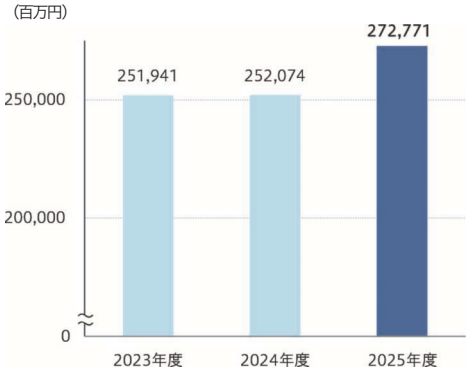

保険会社が保有する資産の総額で、貸借対照表上の「資産の部合計」です。

■純資産額

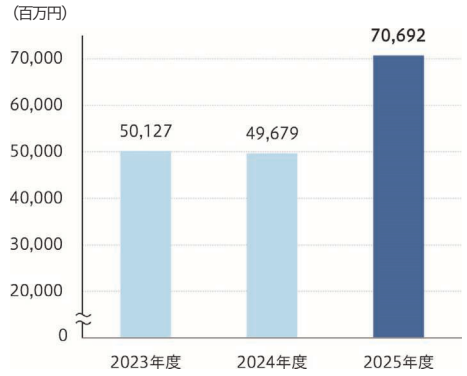

保険会社が保有する資産の総額である「総資産額」から負債額を控除したもので、貸借対照表上の「純資産の部合計」です。

■その他有価証券評価差額金

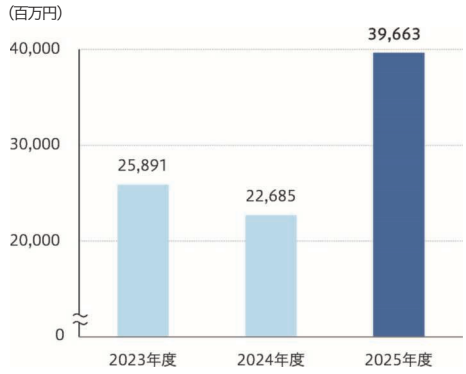

「その他有価証券」の時価と取得原価(含む償却原価)との差額を指します。貸借対照表上では、税金相当額を控除した純額を、純資産の部に計上しています。

経営理念

セコムグループ、「社会システム産業」としての運営憲法

運営基本10カ条

1．セコムは社業を通じ、社会に貢献する。

2．セコムは、社会に貢献する事業を発掘、実現しつづける責任と使命を有する。

3．額に汗し、努力の結果以外の利益は、受けない。

4．社会は一人ひとりの人間によって構成される。セコムも同様に一人ひとりの社員によって構成される組織体である。いうまでもなく、一番重要なことは、社員一人ひとりが、活き活きと価値ある人生を送ることである。セコムの組織内にあってはもちろんであるが、組織外であっても、人間尊重が基本であり、いかなる場合においても、いささかも人間の尊厳を傷つけてはならない。

5．セコムは他企業、他組織を誹謗してはならない。

6．すべてのことに関して、セコムの判断の尺度は、「正しいかどうか」と「公正であるかどうか」である。

7．セコムは、常に革新的でありつづける。そのため、否定の精神、現状打破の精神を持ちつづけ絶やさない。

8．セコムは、すべてに関して礼節を重んずる。

9．セコムは、その時々の風潮に溺れず、流されず、常に原理原則に立脚し、凛然と事を決する。

10．セコムの社員は、いかなることに関しても、自らの立場、職責を利用した言動をしてはならない。

中期事業計画（2026-2027）

経営ビジョン

「社会に有益な事業を行い、社業を通じて社会に貢献する」を基本軸として、
「セコムグループ一体で保険を通じて社会に安心を提供する」というミッションの達成に向けて邁進します。

セコム損保の基本行動指針

1．お客さまへの礼節ある対応
保険会社社員として、セコムグループ社員として

2．正しい募集、正しい事務処理、正しい保険金支払い
タイムリーに、スピーディに

3．風通しのいい組織作り
上司は部下の良き相談相手に

4．正しい利益の追求
当社独自商品のマーケットへの浸透

主要施策

商品ラインアップのゼロベースでの見直しと開発力の強化
お客さま・代理店との対話による良好な関係構築
働きがいのある職場づくり　～ 人財への投資が未来を創る ～
ボトムラインを意識した業務の実行　～ 全員で取り組むERM経営 ～

当社の沿革

1950年 2月　東洋火災海上保険株式会社設立
1998年 9月　セコム株式会社資本参加、セコムグループ入り（第三者割当増資、資本金19億510万円）社名を「セコム東洋損害保険株式会社」へ変更
1999年 3月　セコム株式会社全額引受による第三者割当増資（資本金56億1,130万円）
4月　「火災保険セキュリティ割引」発売
9月　「セコム安心マイカー保険」発売
2000年 5月　社名を「セコム損害保険株式会社」へ変更 本店を東京都千代田区平河町二丁目６番２号セコム損保ビルに移転
10月　「セコム安心マイホーム保険」発売
2001年10月　「自由診療保険メディコム（ガン治療費用保険）」発売
2002年 1月　「ＮＥＷセコム安心マイカー保険（新型自動車総合保険）」発売
2004年 1月　インターネットで申込が完結する「ＮＥＷセコム安心マイカー保険（新型自動車総合保険）」発売
5月　社内基幹システム（NFS）の稼働開始
10月　富国生命保険相互会社との提携によるセット商品「自由診療保険メディコムプラス（ガン入院治療費用保険［提携用］）」発売
2005年11月　「セコム安心個人情報保険」発売
2006年 8月　乳ガン経験者向けガン保険「自由診療保険メディコムワン（ガン経験者用ガン治療費用保険）」発売
2008年 3月　セコム株式会社全額引受による第三者割当増資（資本金80億9,330万円）
12月　セコム株式会社全額引受による第三者割当増資（資本金145億5,880万円）
2009年 4月　「自由診療保険メディコム（新ガン治療費用保険）」発売
セコム株式会社全額引受による第三者割当増資（資本金168億880万円）
2015年 2月　新・販売システム（火災保険版）の稼働開始
5月　新・販売システム（自動車保険版）の稼働開始
2020年 6月　新損害サービスシステム（NFS-S）の全面稼働
2023年 6月　会社役員賠償責任保険「セコム安心D＆O保険」発売
2025年 5月　「自由診療保険メディコム・メディコムワン」の商品改定を実施
11月　法人向けガン保険「自由診療保険メディコムビズ（新ガン治療費用保険　法人包括型契約用）」発売

当社の特色

セコム損害保険はセコムグループの一員です。

セキュリティ事業トップのセコム株式会社は、「あらゆる不安のない社会の実現」を社会的使命とし、社会に信頼される確かな安心を提供することにより、高い信頼を得ています。当社もセコムグループの一員としてこの理念を共有し、より良い社会生活の発展に寄与してまいります。

セコム損害保険はセコムグループの中核を担う企業です。

セコムグループの持つセキュリティ事業、防災事業、メディカル事業、地理空間情報サービス事業、BPO・ICT事業、国際事業などのさまざまな分野を融合し、活用することにより、お客さまへより良い商品を低コストでご提供しています。

セコム損害保険は事後の補償で“安全・安心”を提供します。

損害保険会社は、事故や災害により発生する経済的損失を補償し、生活や事業の安定を守る役割を担っています。セコム損害保険は、セコムが提供する“事前に備えるセキュリティ”に対して“事後の補償”を行うことで、より一層の安全・安心をお客さまにご提供いたします。

セコムグループ事業

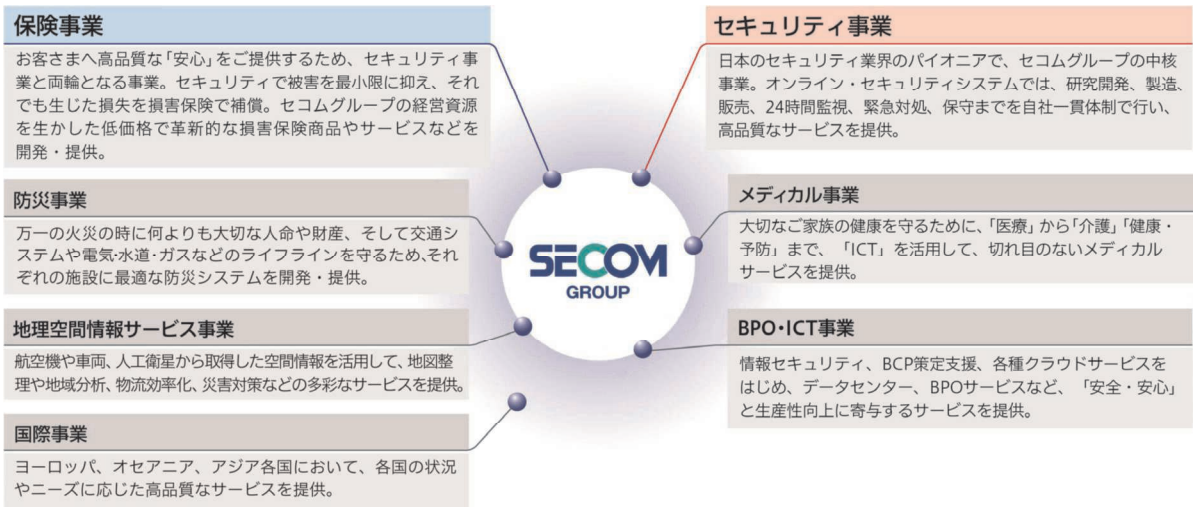

トピックス

がん治療と仕事の両立を支援する法人向けがん保険「メディコムビズ」の販売を開始しました

法人の従業員・役員の皆さまを対象とした新しいがん保険「自由診療保険メディコムビズ」[※1]（以下、「メディコムビズ」）を開発し、2025年11月より販売を開始いたしました。

近年、がんと診断された後も治療を受けながら働き続ける方が増えています。一方で、治療費の負担や仕事との両立に不安を感じるケースも少なからず存在しており、企業には従業員を支える福利厚生の整備が求められています。当社では、こうした背景を踏まえ、企業の福利厚生を通じて従業員の皆さまを支える保険として「メディコムビズ」を開発しました。

本商品は、公的医療保険の対象となる治療費に加え、先進医療や自由診療にかかる費用についても、実際にかかった治療費を補償する「実額補償型」である点が大きな特長です。入院にかかる治療費は無制限で補償し、通院にかかる治療費についても年間最大500万円まで補償します。また、セカンドオピニオン外来やオンライン診療の費用にも対応し、さまざまな治療の選択をサポートします。

さらに、健康状態の告知が不要で、がんを経験された方も含め[※2]、従業員・役員の皆さまがまとめて加入できる仕組みとなっており、企業における公平な福利厚生の構築に貢献します。また、一般的ながん保険にある待機期間も設けていないため、加入後すぐに補償が開始される点も大きな特長の一つです。

「メディコムビズ」を通じて、がん治療に伴う経済的な負担を軽減するとともに、安心して治療と仕事を両立できる環境づくりに、引き続き取り組んでまいります。

※1 本商品は、法人契約を前提としており、原則として一定数の従業員・役員が在籍する企業が対象となります。

※2 被保険者ごとの補償開始日より前に診断確定を受けたがんおよびその再発・転移したがんの治療費は補償の対象外となります。

CSR

ピンクリボン運動とは、乳ガンの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを訴える運動で、1980年代にアメリカで始まりました。日本ではウォーク、シンポジウム、東京タワーのライトアップなどのイベントを通して広く知られています。乳ガンは自分で気づくことができる数少ないガンであり、早期に発見すれば治癒率が高いと言われています。

しかしながら、女性の30歳代から50歳代という比較的若い年代層の乳ガンによる死亡割合が高いのが実情です。当社は、乳ガン経験者のための「自由診療保険メディコムワン」などを通じて万一の場合の“事後の補償”をご提供していますが、まずは“事前の予防”としてたくさんの方に乳ガンの早期発見・早期診断・早期治療のメッセージを伝えることが重要であると考え、ピンクリボン運動を応援しております。その一環として、乳ガン検診啓発イベント「ピンクリボンフェスティバル2025」への協力を行いました。また、社員の名刺にピンクリボンのマークを掲示するなど日頃から啓発活動に取り組んでいます。

なお、社内の乳ガン検診率向上を目指すため、厚生労働省の委託事業としてガン検診受診率向上を目指す国家プロジェクト「がん対策推進企業アクション」の推進パートナー企業に登録。社内外での啓発活動に積極的に取り組んでおります。

業界の損害保険の普及啓発・理解促進活動

当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、損害保険の普及啓発・理解促進活動に取り組んでおり、2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs（Sustainable Development Goals）の達成にも貢献しています。

主な取組みは以下のとおりです。

1.普及啓発・理解促進

国民一人ひとりがより自立的で、安心かつ豊かな生活を実現するためには、損害保険に関する金融リテラシー（「損害保険リテラシー」）は欠かせない生活スキルの一つです。消費者のリスク認識の一層の高揚を図り、損害保険の仕組みや役割を理解したうえで、適切かつ有効に活用いただけるよう、「損害保険リテラシー」の向上に取り組んでいます。

<「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」>

金融経済教育研究会（事務局：金融庁）は、保険商品に関する「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」として以下を掲げています。

①自分にとって保険でカバーすべき事象（死亡・疾病・火災等）が何かの理解

②カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解

消費者の皆さまに損害保険を理解いただくための取組みとして、損保協会ホームページや講師派遣活動などを通じて、損害保険に関する各種情報を発信しています。

(1)損害保険の普及啓発・理解促進

①そんぽ学習ナビ

損保協会ホームページ内で教員支援サイト「そんぽ学習ナビ」を開設しています。本サイトでは、損保協会の教育支援ツール（教材）などを年齢層別にまとめています。

②講師派遣活動

損害保険の仕組みや役割を理解していただくために次のような各種講演会を全国で開催しています。

・高校生や高校教諭を対象とした講演会
・大学生を対象とした講演会
・一般消費者を対象とした各種講演会
・消費生活相談員を対象とした各種勉強会

③各種教育副教材の提供

高校生を主な対象に、日常生活のリスクと、そのリスクに備えるための損害保険について学習するための教材として、「明るい未来へTRY！～リスクと備え～」と「ソナソナ～備える者たちに幸あれ～」を提供しています。公益財団法人消費者教育支援センターが主催している「消費者教育教材資料表彰」において、「明るい未来へTRY!」は2023年に、「ソナソナ」は2025年に優秀賞を受賞するなど、各方面から評価を得ています。

2.地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。2024年度に火災保険を契約された方のうち、約7割の方が地震保険に加入しています。

地震リスクへの理解を促し、地震保険の普及・啓発を行うことは損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、地震保険を募集する損害保険代理店の支援、テレビ・新聞・インターネット・ポスターなどの広告を用いた地震リスクと地震保険の必要性を啓発する取組みなどを通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。

3.自賠責保険の普及・啓発

自賠責保険制度の理解促進および保険加入漏れ防止のため、新聞・インターネット・ポスターなどの広告を通じた「自賠責保険広報活動」を1966年から実施しています。

4.消費者行政機関等との対話・交流

各地域の消費者行政機関や消費者団体との対話・交流を通じた意見・情報交換を実施しています。また、各地域の消費生活相談員向けに、損害保険に関する相談対応の参考となるよう、勉強会を実施しています。

（参考）上記の1.～4.の取組みに対し、業界全体で7億2,490万円（2025年度予算ベース）を拠出しています。

業界の社会公共活動

当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでおり、2015 年 9 月に国連サミットにて採択された SDGs(Sustainable Development Goals)の達成にも貢献しています。

主な取組みは以下のとおりです。

1.交通安全対策

(1)交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

・自動車事故防止対策：
高齢者の交通事故防止に関する研究支援、交通事故防止用機器の寄贈、飲酒運転防止事業支援等

・自動車事故被害者支援：
高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援、グリーフケア事業・研究への支援等

リハビリテーション講習会

・救急医療体制の整備：
高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療の研修会費用補助等

・自動車事故の医療に関する研究支援

・適正な医療費支払のための医療研修等

(2)交通安全啓発活動

①交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47 都道府県の事故多発交差点ワースト 5 の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発活動を行っています。

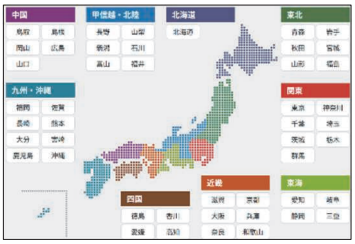

②自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会や交通安全教室・イベントなどを通じて自転車事故の防止を呼びかけています。

③高齢者の交通事故防止活動

高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交通事故が多く発生していることから、反射材つき啓発チラシの提供や映像コンテンツの公開等を通じて事故防止を呼びかけています。

④飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、自治体や警察と連携し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。

⑤後部座席シートベルト着用推進

シートベルト着用の有効性を解説し、着用率を上げるために後部座席シートベルト着用推進チラシを作成し、損保協会ホームページで公開しています。

2.防災・自然災害対策

(1)地域の安全意識の啓発

①幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

幼児向けに、安全・安心の「最初の第一歩」を学んでもらうため、遊びながら災害から身を守るポーズが学べる防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作

成しています。毎年、全国各地での防災イベントや幼稚園、保育所、小学校低学年の行事や授業などで活用されています

②小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取組みを通じ、安全教育の推進を図っています。

また、万一の事態が起こったとき、直ちに身を守る行動に繋げられるよう、大人と子どもが一緒に防災、防犯、交通安全について学べる事前学習型の教材（電子ブック・動画）を作成し、子どもたちの安全教育の推進に取り組んでいます。

③中学生・高校生向けの防災教育教材の提供

自然災害によるリスクやその備えを学んでもらうため、教育現場で幅広く活用いただく際の手引きとして「防災教育副教材」を作成し、防災教育の推進を図っています。

（2）地域の防災力・消防力強化への取組み

①軽消防自動車の寄贈

地域の防災力強化を目的として、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。これまでの寄贈台数は3,531 台（※）となっています。

※1952～2025 年度までの累計、軽消防自動車以外の消防資機材も含んだ総数。

②防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁の協力を得て、全国統一防火標語を掲載した防火ポスター（総務省消防庁後援・20 万枚）を作成しています。同ポスターは、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識啓発・ＰＲ等に使用されます。

年　度	全国統一防火標語
2026 年度	火の確認　いい日を支える　いい習慣
2025 年度	急ぐ日も　足止め火を止め　準備よし
2024 年度	守りたい　未来があるから　火の用心
2023 年度	火を消して　不安を消して　つなぐ未来
2022 年度	お出かけは　マスク戸締り　火の用心

③ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの啓発

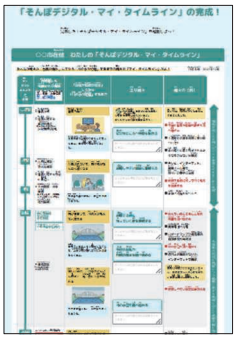

自然災害リスクの理解を促し、地域特性に応じて防災・減災への意識を高めることを目的としてハザードマップ利活用推進に向けた取組みを実施しています。2025 年 3 月に水害発生時の個人の防災計画を作成する Web コンテンツ「そんぽデジタル・マイ・タイムライン」をリリースしたほか、各種ツール（「ハザードマップと一緒に読む本」、「動画で学ぼう！ハザードマップ」、啓発チラシ等）を損保協会ホームページに公開し啓発活動を進めています。

④防災情報サイト「そんぽ防災 Web」での情報発信・ツール提供

「そんぽ防災 Web」を通じて、防災に役立つ情報やツールを提供しています。本サイトでは、「災害時の損害保険等の手続き・減免措置」や「被災したときに受けられる保険金以外のお金に関連する制度」を紹介しています。このほか、当協会の防災コンテンツ（動画やリーフレットなど）や過去の主な風水害の支払い保険金データ等、災害への備えに役立つコンテンツを利用者別・目的別に分かりやすく掲載しています。

3.不正請求対策

（1）自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に 2001 年の発足当初から参画していることに加え、各地で啓発活動を実施し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。

(2)住宅修理業者に関するトラブルへの注意喚起

住宅修理(リフォーム)に関し、「保険が使える」等と勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが急増しています。このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、消費者庁・金融庁・警察庁・独立行政法人国民生活センターおよび一般社団法人日本損害保険代理業協会の協力を得て、注意喚起チラシを作成しています。また、より広く消費者の皆様にこのようなトラブルを認知していただくための動画も作成し、損保協会ホームページで公開しているほか、WEB バナー広告を出稿し、消費者の皆様へ住宅修理サービストラブルへの注意を呼びかけています。さらに、業者とのトラブル等でお困りの方からのご相談を受け付ける「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」を設置し、被害防止に取り組んでいます。

(3)ロードサービス業者に関するトラブルへの注意喚起

自動車の故障時に、インターネット広告に表示されたロードサービス業者に対処を依頼したところ、事前に説明のなかった高額な費用を請求されるといった消費者トラブルが急増しています。このようなトラブルに巻き込まれないために、事故だけでなく自動車の故障の場合でも、自動車保険を契約している損害保険会社または保険代理店に連絡いただくよう、消費者へ注意を呼びかけています。

(4)保険金不正請求ホットラインの運営

2013 年 1 月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。

(5)保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪(※)であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

※「刑法第 246 条第 1 項　人を欺いて財物を交付させた者は、10 年以下の拘禁刑に処する。第 2 項　前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。」

(6)保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

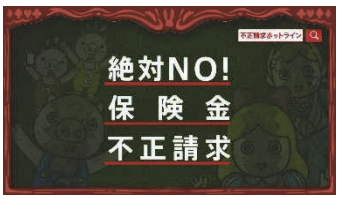

保険金の不正請求防止に関する理解を深めていただくとともに、保険金不正請求ホットラインを周知し情報を寄せていただくことを目的に、啓発動画を作成し損保協会ホームページやユーチューブに公開しています。

(7)保険金不正請求の検知を目的としたシステムの運営

2018 年 10 月から保険金不正請求疑義事案の検知を目的としたシステムを運用しています。保険金請求歴や不正請求防止に関する情報を各社間で共有することで、不正請求対策に役立てています。

4.環境問題への取組み

(1)気候変動対応の推進

気候変動は生命や生活基盤、経済システムを広く脅かす重大なリスクであり、グローバルな対応が求められています。これらに関する損保業界への期待に応え、サステナブルな社会への円滑な移行に貢献すべく、2021 年 7 月に「気候変動対応方針」を策定しています。

また、「気候変動ガイドブック」および「気候変動特設ページ」を公開するとともに、業界内の知見を深めるため実務者による勉強会(意見交換会)を開催しています。

(2)環境問題に関する目標の設定

「経団連 カーボンニュートラル行動計画」および「経団連循環型社会形成自主行動計画」に参加し、CO2 排出量の削減および廃棄物排出量の削減等について、損害保険業界としての目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

(3)環境取組みに関する行動計画

「環境取組みに関する行動計画」を策定し、環境問題に取り組んでいます。

【具体的行動計画】

1. 損害保険業を通じた取組み
2. 社外への情報発信
3. 地球温暖化対策
4. 循環型経済社会の構築
5. 社内教育・啓発
6. 環境マネジメントシステムの構築と環境監査
7. 他の企業や組織等との協働
8. 環境関連法規等の遵守

(4)自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっているCO2の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

(5)エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取組みを推進するため、普及啓発に取り組んでいます。

（参考）上記の 1.～4.の取組みに対し、業界全体で 18 億 6,815 万円（2025 年度予算ベース）を拠出しています。

主な取扱い商品

「必要な補償を、ムダなく、最適な価格で。」

それがセコム損害保険の原点です。

私たちは、単なる保険の提供にとどまらず、「最適な価格で安心を実感できる体験」そのものをお客さまへお届けします。

セコムグループの技術力とリスク分析力を活かし、自動車・住まい・事業・医療とあらゆるシーンに対応し、他社にはない独創的な発想で、今の時代に本当に必要とされる商品を生み出しています。

自由診療保険 MEDCOM メディコム 新ガン治療費用保険

「治療を諦めない。その選択を支える“常に新しい”がん保険。」

・公的医療・先進医療・自由診療まですべて対象
・実際にかかった治療費を実額補償
・入院は無制限、通院・公的保険診療による在宅治療は最大2,000万円（5年ごと）

医療が常に進化し続けるなか、将来登場する新たな治療にも対応できる設計です。
お金の不安を理由に「治療の選択肢を狭めさせない」、それがこの商品の最大価値です。

自由診療保険 MEDCOM One メディコム ワン 新ガン経験者用ガン治療費用保険

「乳がん経験者の未来に備えるがん保険」

乳がんの再発・転移だけでなく、新たながんにも対応し、治療費を実額補償するがん保険。「加入できない」「備えられない」という壁を取り払い、乳がん経験者の未来を支える専用設計の商品です。

自由診療保険 MEDCOM βiz メディコム ビズ 新ガン治療費用保険（法人包括型契約用）

「社員の安心と企業の強さを支える法人向けがん保険」

・従業員、役員による告知不要
・待機期間なし
・がん経験者も対象
・治療費を実額補償

福利厚生をコストから『投資』へ。人材定着・企業価値向上を同時に実現するための新しいソリューションです。

火災保険 セキュリティ割引（安心ビジネスプランなど）

「守るほど、合理的に備えられる企業用火災保険」

オンラインセキュリティ(※)導入によるリスク軽減効果を評価し、最大約30％の割引率適用を実現。「防ぐ」と「備える」を一体化した合理的な保険設計で、コスト削減と安心を同時に達成します。

※火災に対する警戒がなされており、当社の定める基準により一定のリスク軽減効果が確認された対象に限ります。

セコム安心D&O保険 日本国内未上場株式会社専用 会社役員賠償責任保険

「経営判断を後押しする、役員のための賠償責任保険」

・シンプルでスピーディな手続き
・会計書類の提出負担を軽減
・リーズナブルな保険料設計

経営にかかわる賠償・訴訟リスクから経営者個人の資産を守り、経営に集中できる環境づくりをサポートします。

セコム安心マイホーム保険 家庭総合保険

「暮らしに最適化された無駄のない住宅用火災保険」

・補償内容を柔軟に選択可能
・オンラインセキュリティ導入住宅、オール電化住宅は保険料を割引

画一的ではなく、柔軟にあなたの住まいに最適化された保険を提供します。

セコム安心マイカー保険 新型自動車総合保険（個人用）

「もしもの時に“セコムが駆けつける”自動車保険」

24時間365日、事故現場へセコムの緊急対処員が駆けつける「現場急行サービス」を提供。価格だけでなく、“対応力”でも選ばれる自動車保険です。

個人向け保険

住まいと暮らしの保険

●セコム安心マイホーム保険
（家庭総合保険）

●地震保険
●あんしん家族
（生活総合保険特約付普通傷害保険・家族傷害保険）

くるまの保険

●セコム安心マイカー保険
（新型自動車総合保険（個人用））

●個人用総合自動車保険
●自動車損害賠償責任保険

病気やケガの保険

●自由診療保険メディコム
（新ガン治療費用保険）

●自由診療保険メディコムワン
（新ガン経験者用ガン治療費用保険）

●あんしん家族
（生活総合保険特約付普通傷害保険・家族傷害保険）

●普通傷害保険
●家族傷害保険
●交通事故傷害保険
●ファミリー交通傷害保険
●所得補償保険

旅行・レジャーの保険

●国内旅行傷害保険
●ゴルフ保険

こども・学生の保険

●こども総合保険
●学生総合保険

企業向け保険

火災保険

●店舗総合保険
●普通火災保険（一般物件用）
●安心ビジネスプラン
●火災保険セキュリティ割引

自動車保険

●セコム安心ビジネスカー保険
（新型自動車総合保険（一般用））

●一般用総合自動車保険

賠償リスクの保険

●セコム安心個人情報保険
（職業賠償責任保険　個人情報漏えい賠償責任補償特約付帯）

●セコム安心総合賠償責任保険
＜飲食業・販売業用＞
（賠償責任保険（店舗特別約款付帯））

●セコム安心D&O保険

●施設賠償責任保険

●請負業者賠償責任保険
●生産物賠償責任保険

事業活動に関する保険

●自由診療保険メディコムビズ
（新ガン治療費用保険　法人包括型契約用）
●建設工事保険
●機械保険
●組立保険
●ガラス保険
●動産総合保険
●盗難保険
●店舗休業保険
●企業費用・利益総合保険
●労働災害総合保険

各種サービス

当社では、お客さまの声を広く業務に反映させるため、さまざまなネットワークを創り、多様な販売チャネルとサービス体制を整備しております。

現在、次の3つのネットワーク体制を軸としてサービスのご提供を行っています。

1．　お客さま一人ひとりに安心と便利をお届けするために、代理店・コールセンター・インターネット・フリーFAXなどによる資料請求のご案内から、ご契約やアフターサービスにいたるまで、きめ細かなコミュニケーションがとれるネットワーク。
2．　全国に広がる営業拠点と事故対応を行う拠点（サービスセンター）、そして2,124店の代理店を結ぶネットワーク。
3．　自動車保険にご加入のお客さまが、万一交通事故に遭われたとき、全国約2,500カ所（2026年3月末時点）の緊急発進拠点から、24時間365日いつでもセコムの緊急対処員が現場に急行し、迅速にサポートできる体制。

事故付随サービス

●事故受付センター

・24時間365日事故受付サービス

フリーダイヤル　0120-210-545（携帯電話からもご利用できます）

●サービス内容

サービス名称	サービス内容
現場急行サービス	お客さまに「安心」していただけるよう、セコムの全国ネットワーク約2,500カ所（2026年3月末時点）の緊急発進拠点から夜間・休日を問わず24時間365日、緊急対処員が事故現場に急行し※1、事故処理の流れのご説明やロードサービスの取次等をいたします。
ロードアシスタンス	事故受付センターにおいて、事故の際のレッカー車の手配やキーのとじ込み・バッテリーあがり等のロードサービスをご案内いたします。※2
お客さま安心コールサービス	損害サービスの担当者が、お客さまの事故処理の進捗状況を適宜ご連絡いたします。
整備工場紹介サービス	お客さまのご要望に基づき、全国約380カ所の優良な整備工場をご紹介いたします。
修理業者紹介サービス	お客さまのご要望に基づき、修理会社の選定から建物の復旧までをトータルにサポートいたします。※3

※1.　事故現場が山間部、島しょ部、高速道路上など、急行不能な一部エリアおよび事故現場が特定できない場合、現場急行サービスは提供されません。
※2.　無料サービス以外に有料サービスの提供もあります。
※3.　大規模な災害が発生した場合や損害状況によっては、ご要望に応じた紹介ができないことがあります。

セコムの現場急行サービス

「セコムの緊急対処員がお客さまの関係者としてかけつける。」

セコムの現場急行サービスは、２４時間３６５日、もしもの時にお客さまの要請にもとづいて事故現場にセコムの緊急対処員がかけつけるサービスで、セコム損保の自動車保険全てのご契約者さまに無料でご提供しています。

主なサービスの内容

- 二次的事故の防止サポート　お客さまの三角表示板や発炎筒の設置作業、障害物除去作業をサポート
- 各所への連絡　救急車の手配／警察への届出／ロードアシスタンスの手配
- 事故状況・目撃者の確認　お客さまと同乗者のケガの有無を確認／追突、出合頭、信号無視等の事故状況を確認／目撃者の有無と、目撃者の氏名・連絡先を確認
- 相手方への対応　相手方と同乗者のケガの有無を確認／相手方の氏名・連絡先を確認
- 事故現場の写真撮影　事故現場、事故車両の写真を撮影
- セコム損保へ事故の情報を報告　対応結果の報告／お客さまの要望や質問を報告

●事故現場が山間部、島しょ部、高速道路上など、急行不能な一部エリアおよび事故現場が特定できない場合、また天災・大規模災害等の影響により事故現場への到着ができない場合などについては、現場急行サービスは提供されません。また、事故現場に急行する緊急対処員はセコム損保の社員ではありません。セコム損保の委託を受けて現場に急行いたしますが、示談交渉等についてはセコム損保の専門スタッフにおまかせください。●相手方および目撃者への対応は、相手方または目撃者の同意が得られた場合に限ります。●一部エリアや事故現場の状況により、写真撮影のサービスを提供できない場合があります。●本サービスは、警備サービスではありません。●このチラシは、2024年12月1日時点における現場急行サービスの概要を説明したものです。詳しい内容は、セコム損保のホームページにて「セコムの現場急行サービス利用規約」をご覧ください。なお、サービスの内容は保険期間中に変更となる場合があります。

SEK-1101-2412-0015

SECOM セコム損害保険株式会社

自由診療保険メディコム（新ガン治療費用保険）のお客さま（被保険者）サービス

お客さま（被保険者）が万一がんと診断された場合、メディコム・ナースコールセンターにご一報ください。

メディコム・ナースコールセンターでは、看護師の資格を有する社員が保険金のご請求に関するサポートを行うとともに次のようなサービスをご提供いたします。

サービス１　診療実績に応じたお近くの医療機関をご案内

診療実績に応じたお近くの医療機関をご案内します。また、自由診療の補償対象となる当社の協定病院や、がん診療連携拠点病院・大学附属病院等をご案内します。医療機関や治療法をお選びいただく際のご参考としていただけます。

サービス２　がんに関するご相談のご対応

検査や治療法など、がん治療に関する一般的な内容についてご相談いただけます。

注：個別の治療等に関する内容については医師にご相談ください。

サービス３　お客さまあんしんコールの実施

一定期間ごとにお客さまの治療状況のお伺いや、保険金のご請求のサポートをするための「お客さまあんしんコール」を電話や文書により行います。

サービス４　先進医療や自由診療の入院治療費を、お客さまにかわり当社が直接医療機関へお支払い

先進医療や自由診療で入院する場合、医療機関の合意があれば、かかった入院治療費をお客さまにかわり当社が直接医療機関へお支払いするため、入院治療費の立替費用を心配せずに安心して治療に専念できます。（ガン入院保険金のお支払い範囲となります。）

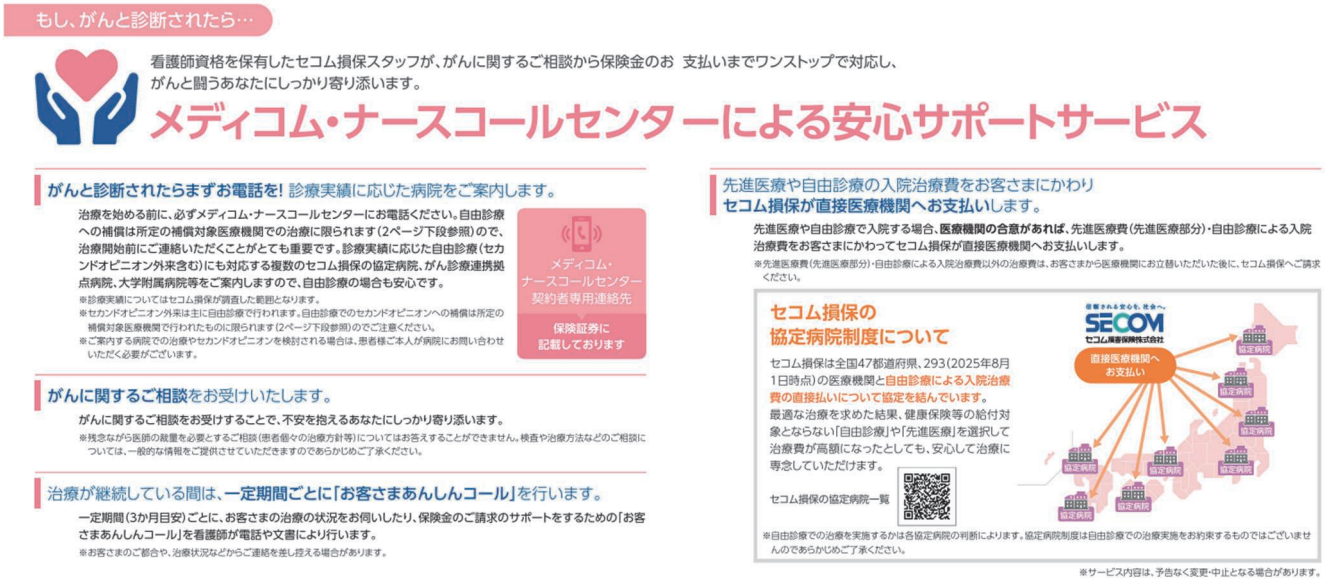

保険金のお支払い

（1）保険金のお支払いまでの一般的な流れ（自由診療保険メディコム以外の場合）

1．事故発生時	負傷者の救護などの緊急措置や損害の拡大防止を行い、警察署・消防署への通報など必要な措置を講じてください。
2．事故受付センター、サービスセンターまたは取扱代理店へのご連絡	事故発生後、速やかに発生の日時・場所、状況などをご連絡ください。 ●お電話での事故受付 事故受付センター：0120-210-545（24時間365日） ●インターネットでの事故受付 当社ホームページ（https://www.secom-sonpo.co.jp/wad/） ※自動車保険、がん保険以外の火災・新種保険を対象としております。
3．保険契約内容の確認	お客さままたは代理店から事故のご連絡を受けると直ちに契約の内容を事故受付センターまたはサービスセンターにて確認します。
4．事故状況・損害内容の調査	お客さまから確認・調査などに必要な書類をご提出していただきます。 また、事故を担当するサービスセンターでは、事故現場の調査や書面の調査などにより、事故の状況や損害の内容を確認します。
5．保険金の算定	発生した事故が保険金お支払いの対象となるかどうかを判断し、お支払いの対象となる場合はお支払いする保険金を算定・確定します。
6．示談交渉	自動車保険等の対人賠償・対物賠償において、お客さまに法律上の賠償責任が発生する場合は、一般的に当社がお客さまに代わって示談交渉を行います。
7．経過報告	調査結果や示談交渉の進捗状況について、お客さまにお知らせします。
8．保険金のお支払い	お客さまから請求書類をご提出いただき、示談成立などにより決定した保険金をお支払いします。

（2）事故相談の案内

お客さまからの事故の相談を本店ならびに全国のサービスセンターをはじめ、支店・支社・営業所でも行っております。

商品の改定状況

法人向けガン保険の販売開始（2025年11月）

法人の役員・従業員ががんに罹患した場合の「経済的負担を軽減」し、がん治療と仕事の両立をバックアップするため、福利厚生制度としての活用を目的とした法人向けガン保険「自由診療保険メディコムビズ」を開発し、販売開始しました。

セコム安心マイホーム保険（家庭総合保険）の改定　（2026年4月）

セコム安心マイホーム保険（家庭総合保険）の建物保険料について、これまで築30年以上から一律としていた保険料率を、築年数ごとの損害実績に基づき築50年以上から一律となるように細分化しました。また、外部衝突・水濡れ・騒擾等の損害は、共同住宅であるM構造と戸建てが主であるＴ・Ｈ構造では損害実績に較差が存在することから建築年数による保険料率を構造別に細分化しました。

自動車保険の改定　（2026年4月）

自動車保険について、損害保険料率算出機構が届出を行った参考純率の改定を踏まえた保険料率の改定、および商品の改定を行いました。主な改定内容は次のとおりです。

・自動車保険を取り巻く環境変化や直近の損害率状況を踏まえ、全体として引き上げとなる保険料率の改定
・原動機付自転車の用途・車種区分を一般原動機付自転車と特定小型原動機付自転車に細分化する改定等

最近の主な新商品の開発、約款・料率の改定

［2022年度］	
2022年　4月	セコム安心マイホーム保険（家庭総合保険）の改定（保険料率の改定）
2022年 10月	火災保険の改定（最長保険期間短縮の改定）
2022年 10月	地震保険の改定（保険料率の改定、長期係数の見直し）
2023年　1月	火災保険の改定（保険料率の改定、補償内容の改定等）
2023年　1月	自動車保険の改定（保険料率の改定、補償内容の改定等）
2023年　1月	新種保険の改定（賠償責任保険・労働災害総合保険・動産総合保険における補償内容、料率制度の改定等）
［2023年度］	
2023年　4月	自動車損害賠償責任保険の改定（保険料率の改定、付加賦課金（被害者保護増進等事業）の新設）
［2024年度］	
2024年　4月	ガン保険の改定（自由診療保険メディコムプラスにおける外来診療の補償拡大等、自由診療の補償対象医療機関の拡大）
2024年　4月	自動車損害賠償責任保険の改定（車種区分に特定小型原動機付自転車を新設）
2025年　1月	自動車保険の改定（保険料率の改定、自家用軽四輪乗用車における型式別料率クラス制度の改定等）
［2025年度］	
2025年　4月	火災保険の改定（保険料率の改定、補償内容の改定等）
2025年　5月	ガン保険の改定（自由診療保険メディコム・メディコムワンにおける外来診療の補償拡大等）
2025年 10月	傷害保険等の改定（火災保険との整合化や内容の最新化等）
2025年 11月	法人向けガン保険「自由診療保険メディコムビズ」の販売開始
［2026年度］	
2026年　4月	セコム安心マイホーム保険（家庭総合保険）の改定（建物に適用する保険料率の改定）
2026年　4月	自動車保険の改定（保険料率の改定、原動機付自転車の用途・車種区分の改定等）

1 保険の仕組み

(1)保険制度

同じ種類の危険にさらされている多数の人々が集まると、偶然な事故であっても一定の規則性が見られます。これを「大数の法則」といいますが、保険制度は、この「大数の法則」に基づいて、不特定多数のひとが“保険料”を出し合い損害が発生した場合に備え、相互に損害を補償しようという仕組みです。まさに「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉どおり、個人生活と企業経営の経済的安定を支えるための制度です。

(2)保険契約の性格

① 有償契約・双務契約

保険契約は、保険者(保険会社)が、保険契約者から保険料をいただいて、一定の偶然な事故が発生した場合に、被保険者に特定の金額(保険金)を支払うことを約束する有償・双務契約です。

② 諾成契約

保険契約は、保険契約者と保険会社の合意のみによって成立する諾成契約です。

③ 不要式契約

保険契約は、法律上はその成立のために格別の方式を必要としない不要式契約ですが、実務上は契約引受の正確を期すために所定の申込書によりお申込みをいただき、ご契約成立後に保険証券を発行しています。

(3)再保険

お客さまの安心と安全をあずかる損害保険事業においては、常に経営の安定化を図ることが肝要です。

しかし、実際には巨大な工場のような高額の契約に大規模火災事故が発生したり、地震や風水害などの大災害が発生して、巨額な保険金の支払いが起こることもあります。

このため保険会社は、引き受けた契約金額のうち、自社で負担できる金額を超える部分を、他の保険会社や再保険会社に引き受けてもらうことによって、リスクの平準化・分散化を図っています。

これを「再保険」といい、損害保険事業の安定的な運営のためには、欠くことができないものです。

2 保険約款

保険内容や約束ごとは、保険約款(約款)に具体的に記載されています。

約款には、保険金を支払う場合、支払わない場合、保険金の支払額、保険契約の無効・失効・解除、告知義務(ご契約時に、危険に関する「重要な事実」のうち保険会社が告知を求めた事項について、事実を申し出ていただく義務)、通知義務(ご契約後に保険会社が契約時に告知を求めた事項に変更が生じた場合、遅滞なく保険会社に連絡していただく義務)などが定められています。

3 保険料

(1)保険料の収受・返戻

ご契約に際し、保険料はご契約と同時にお支払いいただくのが原則となっています。また、保険期間が始まった後であっても保険料が納められていない場合、その間に生じた事故に対しては保険金が支払われないことになっています。

また、保険契約が無効もしくは失効となった場合、または契約が解除された場合は、保険約款の規定に従い、保険料を返戻します。

(2)保険料率

保険料率は、純保険料率(保険料率のうち将来の保険金の支払に充てられると見込まれる部分。以下同様。)と付加保険料率(保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料などに充てられる部分)から成り立っています。お支払いいただく保険料の算出の基礎となる純保険料率は、当社が金融庁からの認可取得または金融庁への届出を行ったものを適用しています。

なお、損害保険料率算出機構は、自動車保険、火災保険、傷害保険などについては純保険料率を参考純率として、また、自動車損害賠償責任保険、地震保険については営業保険料率(純保険料率と付加保険料率の合計)を基準料率として算出し、会員保険会社に提供しています。

4 保険募集

(1)契約締結の仕組み

損害保険の募集は、一般的には保険会社から保険契約締結の代理・媒介の委託を受けた代理店または保険会社の社員が行います。

保険募集にあたっては、お客さまの抱えるリスクや主な意向・情報を把握し、適切な保険商品を選定・提案します。次に、主な意向・情報に基づいて提案した商品がお客さまの意向とどのように対応しているか、わかりやすく説明します。あわせて、お客さまが合理的な判断をなすために必要となる

事項である「重要事項」を十分に説明しなければなりません。重要事項の説明は、保険種類および性質に応じて適正に行わなければならず、特に個人向けの自動車保険、火災保険、賠償責任保険およびすべての第三分野商品(傷害、所得補償、医療等)の保険募集においては、お客さまが保険商品の内容等を理解するために必要な情報(契約概要)とお客さまに対して注意を喚起すべき情報(注意喚起情報)が記載された「重要事項説明書」を交付し十分に説明しなければなりません。さらに、最終的にお客さまが保険申込を行おうとする保険商品がこれまでに把握したお客さまの意向に沿っているか「ご契約内容確認書」やご契約内容確認書を兼ねた保険契約申込書等の書面を用いて確認し、当該書面をお客さまに交付します。そして保険料をお支払いいただいた場合には原則として保険料と引き換えに、所定の保険料領収証を発行します。契約成立後に、原則として保険会社より保険証券が送付されます。

－クーリングオフ制度について－

保険期間が1年を超える個人契約(個人事業主契約を除く)については、クーリングオフ制度をご利用いただけます。
所定の対象契約について、ご契約の「申込日」または「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載したクーリングオフ説明書等を交付された日」のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

(2)代理店の役割・業務内容とコンプライアンス(法令等遵守)の重要性

① 代理店の役割・業務内容

代理店は、保険会社に代わって損害保険の契約募集を行い、損害保険の幅広い普及を通じてお客さまの家庭や会社等をさまざまなリスクから守り、国民生活の安定および国民経済の健全な発展を図るという社会的役割を担っています。

当社との間で締結した「損害保険代理店委託契約書」に基づき、代理店は以下のような業務を行っております。

・保険契約の締結の代理・媒介
・保険契約の変更・解約等の申し出の受付
・保険料の領収または返還
・保険料領収証の発行および交付
・保険の対象の調査
・保険契約の維持・管理に関連する事項
・その他保険募集に必要な事項で会社が特に指示した業務

また、代理店はお客さまのニーズに応じ、財産の保全、事故の防止、防災や保険全般に関するご相談、万一事故が生じた時の解決のお手伝い等、安心と安全のプロフェッショナルとして、幅広くきめ細やかなコンサルティング活動を行っています。

② コンプライアンスの重要性

代理店は、日頃から消費者保護の視点を第一に心がけ、「勧誘方針」を定めて公表を行っています。保険募集にあたっては、重要な事項の説明を行うとともに保険業法、保険法、金融サービス提供法、個人情報保護法、独占禁止法、犯罪収益移転防止法のほか、各種法令を遵守することによって代理店自らも消費者から信頼を得ることができます。

(3)代理店制度

① 代理店登録・届出

代理店として損害保険の募集を行うためには、保険会社と代理店委託契約を締結した後、保険業法に基づき内閣総理大臣(実務上は権限の委任による財務(支)局長等)の登録を受ける必要があります。

また、代理店において勤務する役員・使用人に保険募集を行わせようとするときは、「損害保険募集人一般試験(損保一般試験)」の「基礎単位」に合格したうえで、内閣総理大臣(実務上は権限の委任による財務(支)局長等)に届け出なければなりません。

当社の代理店数　2,124店(2026年3月31日現在)

② 代理店資格

一般社団法人日本損害保険協会は、保険募集において保険商品に関する重要事項等を正確に説明するために必要な知識の習得状況を確認する観点から「損害保険募集人一般試験」を実施しています。本試験は「基礎単位」と「商品単位」(自動車保険単位、火災保険単位、傷害疾病保険単位)があり、いずれも更新制となっています。

基礎単位に合格していなければ、原則として代理店登録または募集人届出を行うことができず、また、取り扱う保険商品に応じた商品単位に合格しなければ、当該保険商品の取扱いができません。

同試験の合格者を対象に、さらなる知識・業務能力の向上を目的とした「損害保険大学課程」が設けられています。当社は、これらの制度を踏まえ、募集人の知識向上および適切な業務運営体制の確保に取り組んでいます。

さらに、2026年6月には、特定大規模乗合損害保険代理店に該当する代理店において、法令等遵守責任者および統括責任者の設置が義務付けられることとなりました。

当社は、これらの制度および体制の確保を踏まえ、代理店における法令等遵守体制の強化に取り組んでいます。

③　代理店教育

当社では、お客さまの多様なニーズにいつでも応えられる幅広い知識と技術を身につけて、活力に富み、信頼とサービスをご提供できる代理店を育成するために、資格取得のための代理店講習を常時開催するとともに、教材・DVD・eラーニング(インターネットを活用した教育システム)等を使った当社独自の代理店研修、各種セミナー等を随時開催するなどして、代理店業務知識、周辺知識を習得するための教育を実施しております。

なお、当社では、代理店の業務品質や適正な業務運営の確保の観点も踏まえ、代理店評価項目を代理店手数料に反映する仕組みとしています。

「お客さま本位の業務運営に関する方針」の取組状況について（2025年度）

方針１．行動指針の定着への取組み

「セコム損保の基本行動指針」および「中期事業計画における行動指針」を定め、正しさに立脚したお客さま第一の業務運営の重要性を、あらゆる機会を通じて繰り返し周知徹底を図ってまいります。

【セコム損保の基本行動指針】

1．お客さまへの礼節ある対応
2．正しい募集、正しい事務処理、正しい保険金支払い
3．風通しのいい組織作り
4．正しい利益の追求

当社では、働く全員が常にお客さまのことを第一に考えて行動できるよう、「セコム損保の基本行動指針」を定め、全事業所にポスターを掲示し、周知徹底を図っております。

また、新入社員研修・若手社員研修・責任者研修などの各種社内研修においても、カリキュラムの一つとして「セコム損保の基本行動指針」および「お客さま本位の業務運営に関する方針」についての講義を実施し、行動方針の周知と定着を図っております。

方針２．お客さまの声に対する取組み

お客さまをはじめ、関係者の皆さまから寄せられたご意見・ご要望・ご不満などの「お客さまの声」を真摯に受け止め、適正かつ迅速に対応し、早期に解決、業務改善を図ることにより、お客さま満足度の向上を図ってまいります。

（１）お客さまの声の収集

お客さまの声は、本店に設置している「お客様相談室」のほか、全国の営業・損害サービス拠点および代理店において幅広く受け付けております。

また、「ご契約時 Web アンケート」や「事故対応アンケート」においても、ご相談・ご要望・ご不満のほか、感謝のお気持ちやお褒めの言葉などを多くいただいております。

お客さまからいただいた声は社内システムに登録して一元管理し、取締役および管理部門の部門長全員で迅速に共有する態勢を整えております。

＜満足度に関する各種アンケート結果（2025 年 4 月～2026 年 3 月）＞

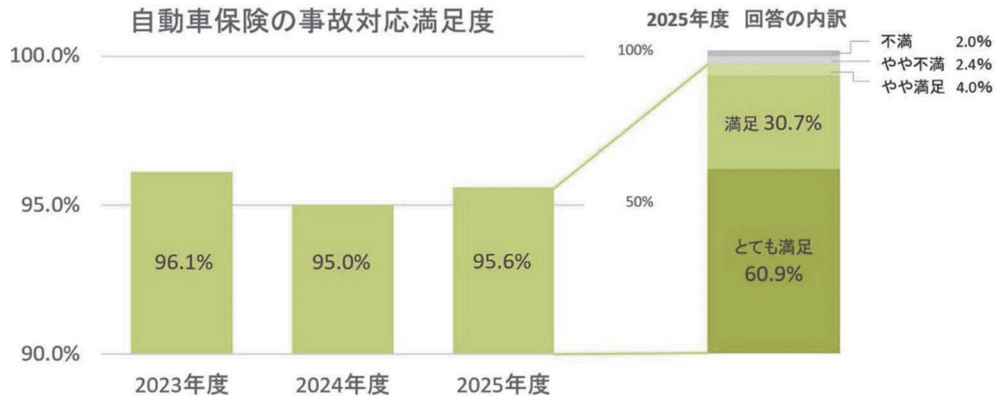

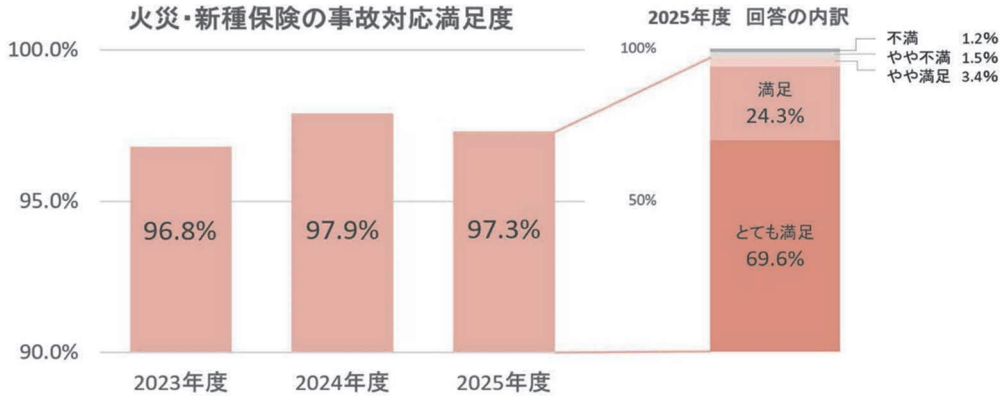

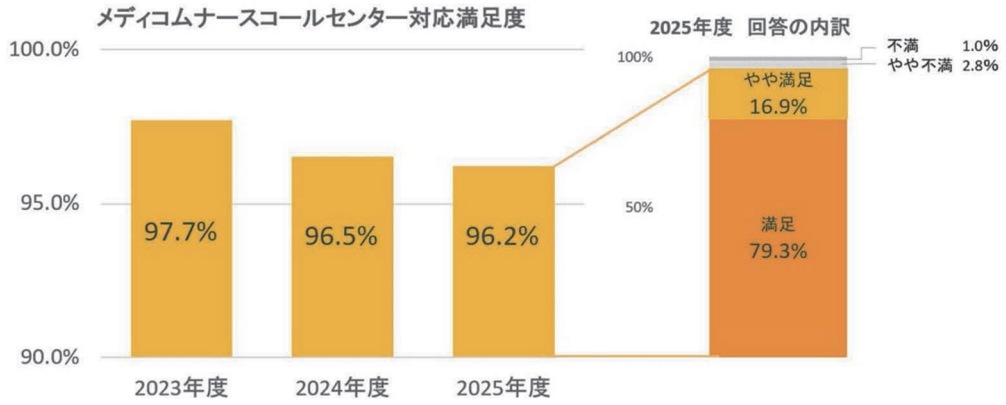

（2）お客さまの声の活用

当社は、寄せられたお客さまの声を真摯に受け止め、原因分析を行ったうえで経営陣に報告し、更なるお客さまサービスの向上に取り組んでおります。

また、お客さまの声については、全件を管理部門や営業部門、損害サービス部門、各コールセンターが連携し、全社一丸となって業務改善や品質向上、商品改定などに活かしております。

2025 年度は業務品質検討会を 13 回開催し、業務改善の検討が必要な 35 事象を抽出しました。このうち 16 件は改善・解決済みであり、19 件は引き続き協議中です。

改善取組みの例は、公式ホームページに公表しております。

方針 3．セコムグループらしい商品・サービスの開発と利便性の向上に向けた取組み

お客さまにとって本当に必要かつセコムグループらしい独創的な商品・サービスをご提供するよう努めます。
また、お客さまにご利用いただくシステムの利便性を向上させてまいります。

（1）新しい商品・サービスの開発

・法人の役員・従業員ががんに罹患した場合の経済的負担を軽減し、がん治療と仕事の両立を支援するため、福利厚生制度としての活用を目的とした法人向けがん保険「自由診療保険メディコムビズ」を開発し、2025 年 11 月より販売を開始しました。

・がん保険「自由診療保険メディコム」「自由診療保険メディコムワン」については、近年のがん治療における通院治療へのシフトや国による在宅医療の提供体制の整備状況等を踏まえ、2025 年 5 月 1 日より、がん外来保険金の支払限度額の引上げや、公的医療保険による在宅医療の補償対象化等の商品改定を行いました。（本改定は補償内容の充実を目的としたものであり、既にご加入いただいているお客さまにも適用しております。）

・火災保険については、持続的な商品のご提供に向け、2025 年 4 月 1 日より全体的な保険料水準を改定しました。
また、住宅向け火災保険には水災リスクの地域別料率を、企業向け火災保険には物件規模別料率を導入し、契約者間の保険料負担の公平性向上を図りました。

・保険加入時に必要な申告項目を最小限に抑えるなど、簡素化を追求した中小企業経営者向けの会社役員賠償責任保険「セコム安心 D&O 保険」を、2023 年 6 月に販売開始しました。その後、補償内容の充実を図る商品改定を経て、2025 年 7 月には加入対象法人の売上高基準を緩和し、より多くの企業にご加入いただけるよう改定しました。
・傷害保険等については、2025 年 10 月 1 日より普通保険約款・特約等の改定を実施し、内容の最新化を図りました。

（2）契約手続きの利便性向上

利便性向上と環境保護の一環として、お客さまご自身がインターネットを利用して保険約款や契約のしおりをご覧いただけるサービスの対象商品を拡大しました。

【対象の商品】

・自由診療保険メディコム
・自由診療保険メディコムワン
・店舗総合保険
・普通火災保険
・動産総合保険
・賠償責任保険
・普通傷害保険　等

方針 4．保険募集に対する取組み

保険商品の販売に際しては「勧誘方針」を定め、適正であることはもとより、お客さまのご意向と実情に応じた丁寧な説明を行ってまいります。　**⇒　勧誘方針（P26）**

（1）情報の分かりやすいご提供

■自由診療保険メディコム

・2025 年 5 月 1 日以降を保険始期とする契約の商品改定にあわせて、パンフレットを全面刷新しました。カラーユニバーサルデザインを取り入れ、見やすく分かりやすい内容としています。内容面では、お客さまからご要望の多かった高額支払い事例の追加に加え、がんゲノム医療についての説明や Q&A を充実させました。また、2024 年度に検索のしやすさなどを向上させた協定病院一覧についても視認性を高めました。さらに、罹患時に保険金請求をご案内するメディコムナースコールセンターの対応をご紹介することで、補償面だけでなくサービス面についても理解を深めていただける構成としました。

■セコム安心マイホーム保険

・2025 年 4 月 1 日商品改定にあわせ、高額免責（50 万円・100 万円）を新設することで、保険料負担の軽減を図りました。それに伴い、お客さまが適切な免責金額を選択できるよう、免責の設定に関する注意喚起のためのチラシを制作しました。
・オンライン手続き時にお客さまへ自動送信されるメールの文面を見直し、手続きが完了しているのか、あるいは未完了の手続きがあるのかといった現在の状況を、分かりやすくする内容に更新しました。

■商品全般、その他

お客さまが契約・異動のお手続きをスムーズに行っていただけるよう、各保険種目の申込書等の記載例を充実させるとともに、お客さまの声を取り入れた見直しを継続的に実施しています。お客さまにとって分かりやすい手続きとなるだけでなく、誤記入を防ぐことで確認や差戻しが減り、迅速な証券の発行にも寄与しています。

（2）代理店に対する教育・管理・指導

・代理店に対し、e ラーニングを中心とした研修や業務監査を実施し、募集品質の向上および法令遵守意識の定着を図りました。あわせて、代理店業務監査については、実効性向上の観点から監査項目の整理・見直しを行い、適正な募集管理態勢の維持・強化に取り組みました。

・代理店は法令により財務局への登録や募集人届出等が義務付けられております。また、損害保険業界全体として募集人に求められる知識水準の維持・向上を目的とした仕組み（損害保険募集人一般試験（損保一般試験））の取得が求められていることから、これらに関する適切な管理業務等を実施しております。

方針５．保険金を適正にお支払いするための取組み

迅速・適切な保険金のお支払いが、基本的かつ重要な社会的使命であることを十分に認識し、適正な保険金のお支払いを実現するように努めます。

（１）正しい保険金のお支払い

保険金の支払漏れ防止および適正なお支払いの徹底を目的として、支払内容を点検する管理部門（保険金審査グループ）において、支払内容のサンプリング点検を実施しております。あわせて、その結果を集約・分析し、継続的な業務改善に取り組んでおります。

また、社内研修を通じて担当者の知識・技能の向上を図り、適正な保険金支払体制の強化に努めております。

（２）迅速な保険金のお支払い

・事故受付日または保険金請求書類受領日から保険金支払までの所要日数について目標を設定し、支払日数の短縮に継続的に取り組んでおります。

・火災保険および傷害保険においては、書面による請求と比較して、より迅速な保険金のお支払いを実現するため、インターネット上で保険金請求手続きを完結できる「ネット請求（※）」の利用促進を図っております。

※一定の条件を満たす事故が対象となります。

（３）安心のご提供

■「インターネット事故受付」普及の取組み

お客さまの利便性向上を目的として、インターネットによる事故受付の普及を推進しております。ホームページでの案内に加え、事故受付時の音声ガイダンスによる案内や、約款・保険証券に掲載した二次元コードによる案内等を通じて、利用促進に向けた周知を行っております。

■修理業者のご案内

住宅等の修理業者の選定にあたり支援を必要とされるお客さまや、被災時に早期の復旧を希望されるお客さまに対し、当社から工務店等をご紹介しています。これにより、お客さまの不安の軽減や手続きにおける負担の軽減を図っております。

また、本サービスの認知向上を目的として、案内チラシの配布等により周知を行っております。

■災害対応強化の取組み（BCP）

・保険金支払業務の電子化を推進することにより、台風や地震等の災害発生時においても全国のサービスセンターと連携した分散対応を可能とし迅速に保険金をお支払いする体制を整備しております。

・自由診療保険メディコムについては、有事に備え、看護師資格を有する社員を複数拠点に配置するなど、業務を維持・継続できる体制の強化を図っております。

方針６．利益相反への取組み

お客さまの利益を不当に害することの無いよう「利益相反管理方針」を定め、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を遂行いたします。

⇒　利益相反管理方針（P63）

「利益相反管理方針」に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を不当に害することのないよう努めております。

参考　金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する方針」との対応関係について

金融庁が策定した「顧客本位の業務運営に関する原則」の各原則と、当社が策定した「お客さま本位の業務運営に関する方針」の各方針との対応関係は下表のとおりです。

金融庁の原則 ※	対応する当社の方針
原則２	方針１～方針６
原則３	方針５
原則５	方針３、方針４
原則６	方針２～方針４
原則７	方針６

※ 原則４と原則５、原則６および補充原則３から５の注記の一部は当社の取引形態または投資性商品の取り扱いがないため、本方針の対象としていません。

金融庁の各原則の詳細につきましては、金融庁ホームページにてご確認ください。

勧誘方針

1. 保険商品の販売に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。

- 保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心掛けます。
- お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な販売・勧誘活動を行って参ります。
- ご契約に際しましては、所定の「重要事項」を説明いたします。

2. お客さまの保険に関する知識、経験、財産状況および契約を締結する目的等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に応じた保険商品の販売等に努めます。

- 保険販売等においては、リスクの内容を分析し、お客さまのご意向と実情に沿った適切な商品設計、販売・勧誘活動を行って参ります。
- お客さまに関する情報につきましては、適正な取扱いを行い、お客さまの権利利益の保護に配慮して参ります。

3. お客さまへの商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

- お客さまと直接対面しない保険販売を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客さまにご理解いただけるよう常に努力して参ります。

4. 保険商品の説明やご契約にあたっては、お客さまの立場にたって、場所や時間帯について十分に配慮して参ります。

5. 保険金の不正取得を防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な保険販売を行うよう努力して参ります。

6. お客さまの様々なご意見等の収集に努め、それを保険販売に十分に反映させていただき、お客さまの満足度を高めるよう努めます。

保険相談サービス

お客様相談室

当社では、損害保険についてのご質問・ご意見からご不満に至るまで、お客さまからのお申出専用窓口として、「お客様相談室」を設置し、専任スタッフによる適切な説明、迅速な対応を行っています。また、承りましたお申出につきましては、担当の営業拠点、損害サービス拠点等の関連部署と連携し、お客さまの声にお応えするよう努めています。

2025年度にお客様相談室で受け付けたお申出の件数は11,497件でした。また、お客様相談室のほか、全事業所に寄せられた苦情の件数は以下のとおりです。

2025 年度　苦情受付件数

契約・募集行為	契約管理・保全・集金	保険金	その他	合計
356 件	204 件	159 件	95 件	814 件

お客様相談室フリーダイヤル　0120-333-962
受付時間：月曜～金曜　9：00～12：00、13：00～18：00　（祝日、年末年始を除きます）

「お客さまの声」に関する取組み

当社では、損害保険業務に関する当社ならびに代理店の対応等に対するお客さまからの不満足の表明を「苦情」と定義しております。保険契約者、被保険者、保険金請求権者等から寄せられる「苦情」のほか、保険相談、ご意見・ご要望を含めた「お客さまの声」を真摯に受け止め、速やかに誠意を持って対応いたします。

「お客さまの声」として寄せられた苦情・相談等につきましては、「お客さまの正当な権利の保護」を旨とし適正・的確かつ迅速に対応するため、「お客さまの声　受付・報告システム」にて即時の社内共有と一元管理を実施しております。

また、お客さま満足度および当社の信頼性の向上を図る取組みとして、「お客さまの声」の収集・分析・改善・検証といった一連のプロセスを着実に遂行すべく、業務品質検討会を開催しております。これにより、本店管理部門や営業部門、損害サービス部門と連携し業務改善・品質向上につなげて、一層良質なサービスを提供してまいります。

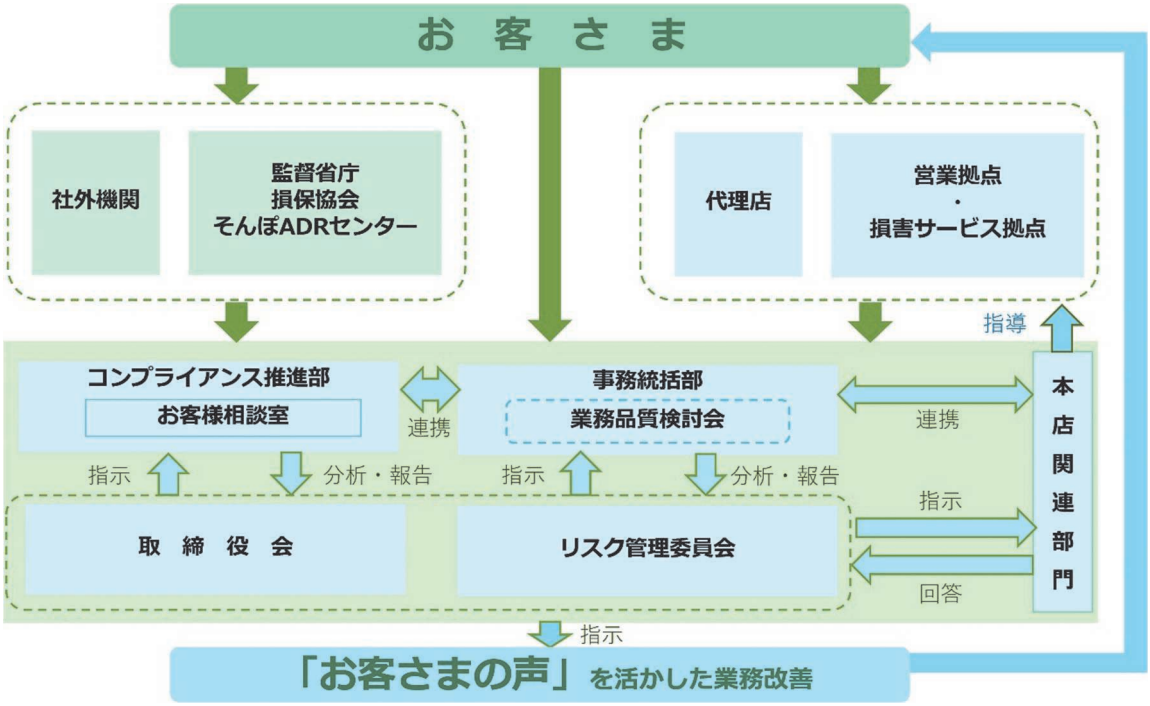

中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界に関連した紛争解決機関

そんぽＡＤＲセンター

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽＡＤＲセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けたお申出については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽＡＤＲセンター」に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会　そんぽＡＤＲセンターの連絡先は以下のとおりです。

【電話番号】
03-4332-5241（全国共通）
【受付時間】
月曜～金曜　9:15～17:00　（祝日、休日および12/30～1/4を除きます）
【センター所在地】
そんぽADRセンター東京：東京都千代田区
そんぽADRセンター近畿：大阪府大阪市中央区

詳しくは、同協会のホームページ（www.sonpo.or.jp/）をご参照ください。

一般財団法人　自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争の公正かつ適確な解決を通して被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成される紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について書面により審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ（www.jibai-adr.or.jp/）をご参照ください。

公益財団法人　交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償責任保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ（www.jcstad.or.jp/）をご参照ください。

苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ

※標準的な手続の進行例です。

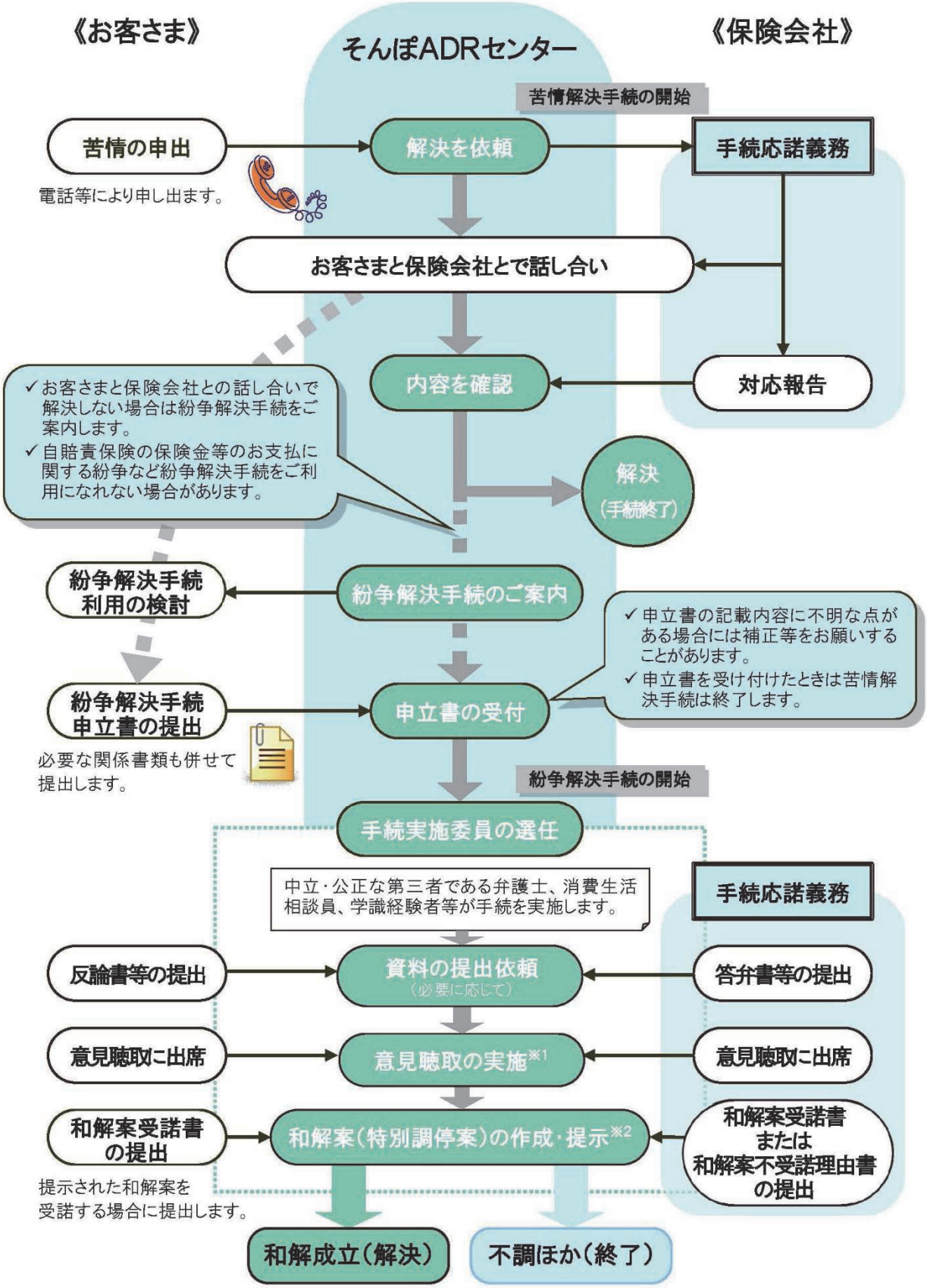

※1　意見聴取は実施しない場合もあります。

※2　和解案が提示された場合、保険会社はその内容を尊重することとされています。

Ⅱ．当社の概況・組織

1 経営の組織（2026年７月１日現在）

1 サービスネットワーク

本店を東京に置き、日本全国32カ所に営業拠点を配置し、お客さまのご要望にお応えしております。また、事故の際は、事故受付センターをはじめ、本店および日本全国のサービスセンターにおいて万全の対応を期しております。

さらに、自動車保険にご加入のお客さまが万一交通事故に遭われたとき、グループの中核であるセコムおよび関連会社所有の全国約2,500カ所（2026年3月末時点）の緊急発進拠点から、お客さまの要請に基づき24時間365日いつでもセコムの緊急対処員が、自動車事故現場に駆けつける現場急行サービス※を行っております。

※事故現場が山間部、島しょ部、高速道路上など、急行不能な一部エリアおよび事故現場が特定できない場合、また、天災・大規模災害等の影響により事故現場への到着ができない場合などについては、現場急行サービスは提供されません。

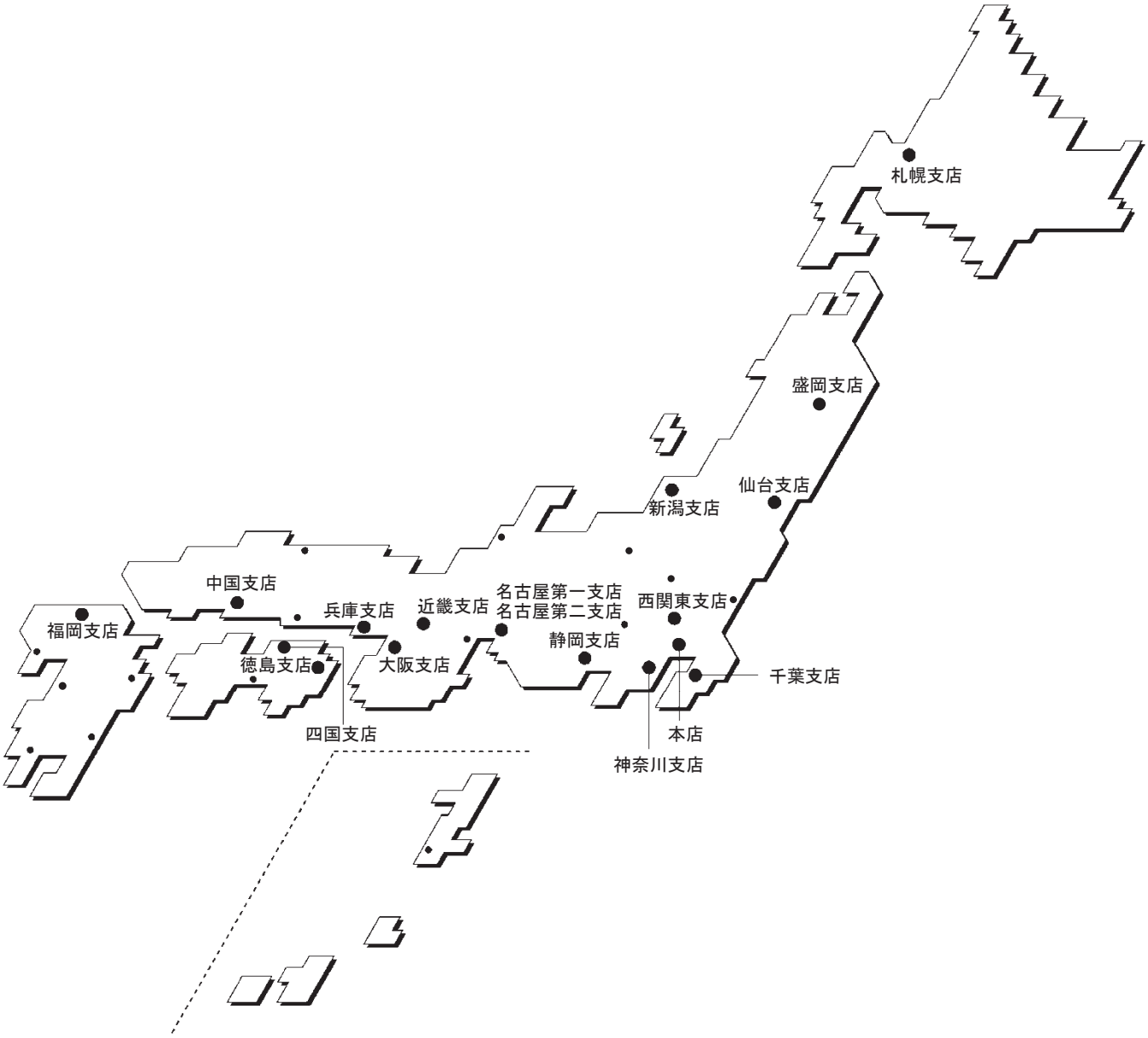

事業所の所在地は当社ホームページをご覧ください。
https://www.secom-sonpo.co.jp/jigyosyo/

2 組織図

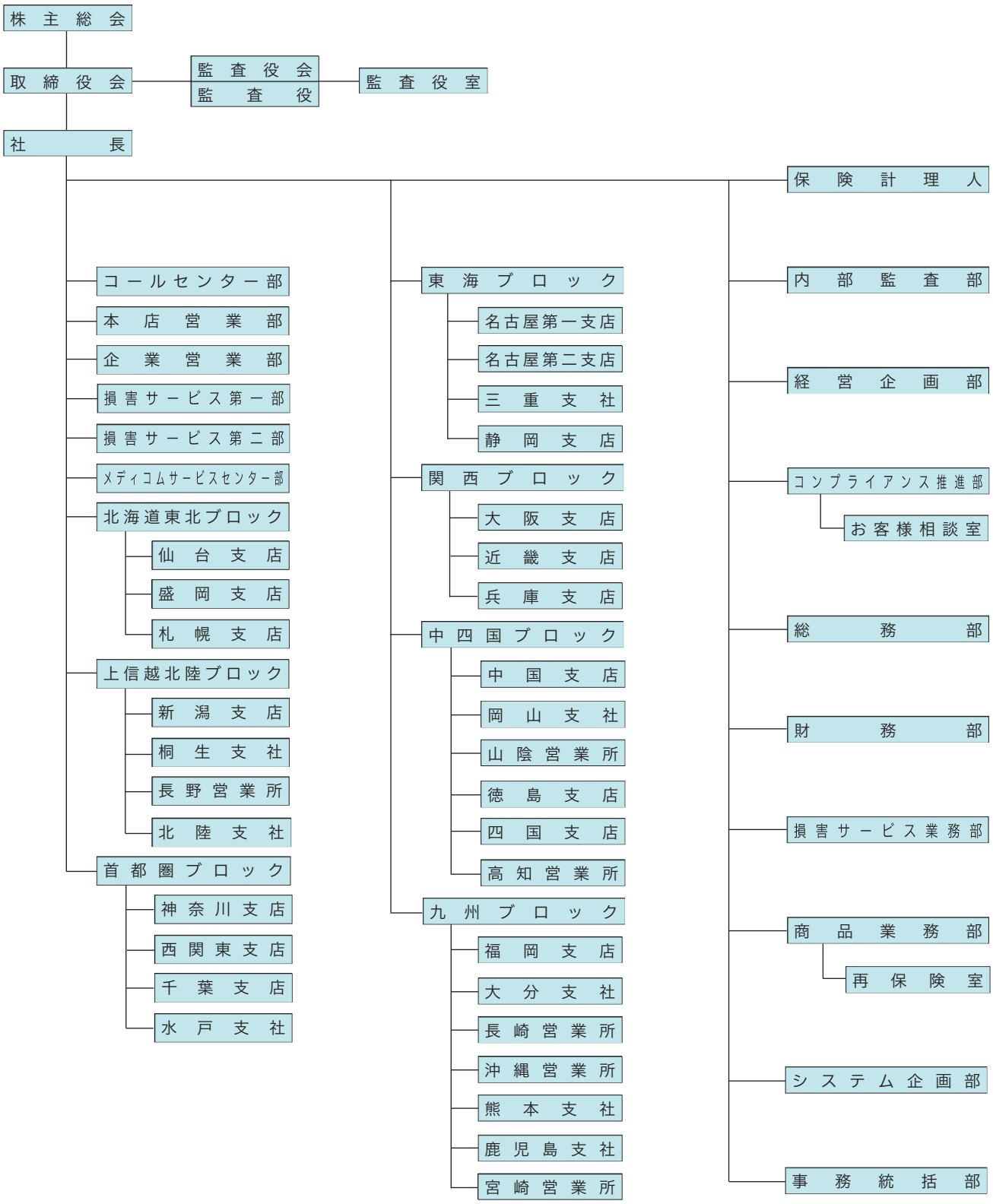
株主総会
取締役会
監査役会
監査役
監査役室
社長
保険計理人
コールセンター部
本店営業部
企業営業部
損害サービス第一部
損害サービス第二部
メディコムサービスセンター部
北海道東北ブロック
仙台支店
盛岡支店
札幌支店
上信越北陸ブロック
新潟支店
桐生支社
長野営業所
北陸支社
首都圏ブロック
神奈川支店
西関東支店
千葉支店
水戸支社
東海ブロック
名古屋第一支店
名古屋第二支店
三重支社
静岡支店
関西ブロック
大阪支店
近畿支店
兵庫支店
中四国ブロック
中国支店
岡山支社
山陰営業所
徳島支店
四国支店
高知営業所
九州ブロック
福岡支店
大分支社
長崎営業所
沖縄営業所
熊本支社
鹿児島支社
宮崎営業所
内部監査部
経営企画部
コンプライアンス推進部
お客様相談室
総務部
財務部
損害サービス業務部
商品業務部
再保険室
システム企画部
事務統括部

2 株主・株式の状況

当社の発行する株式は、すべて普通株式であり、2026年3月31日現在の発行する株式の総数は4億4,800万株、発行済株式総数は1億6,200万株、資本金は168億880万円です。

1 基本事項

① 総会開催時期	毎年4月1日から4ヶ月以内に開催いたします。
② 決算期日	3月31日（年1回）
③ 株主名簿管理人	〒100-8212　東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
〔郵便物送付先および連絡先〕	〒183-0044　東京都府中市日鋼町1丁目1番Ｊタワー 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部 0120-232-711（平日9：00～17：00）
④ 公告方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL　https://www.secom-sonpo.co.jp/

2 株主総会議案等

第77回定時株主総会が、2026年6月23日に開催され、以下の通り報告ならびに決議されました。

報告事項　第77期［2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）］事業報告および計算書類報告の件

本件は、その内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件

本件は、原案通り承認可決され、第77期の期末配当金は、当社普通株式1株につき3円と決定いたしました。

第2号議案　取締役8名選任の件

本件は、原案通り承認可決され、取締役に石川善朗、門脇達夫、陶山敏行、溝川耕平、原友明、北原行信、片山晋治、山本太一の8氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

第3号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案通り承認可決され、退任取締役宇田川太志氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準により、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任することが決定いたしました。

3 株式分布状況

所有者別状況　（2026年3月31日現在）

区分		株式の状況（1単元の株式数1,000株）							単元未満株式の状況
		政府および地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等（うち個人）	個人その他	計	
株主数（人）		—	10	1	14	—（—）	41	66	—
所有株式数（単元）		—	1,680	20	158,929	—（—）	1,358	161,987	株 12,650
	割合（%）	—	1.04	0.01	98.11	—（—）	0.84	100.00	—

（注）自己株式1,158,350株は、「個人その他」に1,158単元含まれております。

4 大株主

（2026年3月31日現在）

順位	氏名または名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
1	セコム株式会社	東京都渋谷区神宮前1-5-1	157,553	97.96
2	日本化薬株式会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	580	0.36
3	株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	350	0.22
4	朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷1-6-1	320	0.20
5	富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	270	0.17
6	株式会社阿波銀行	徳島県徳島市西船場町2-24-1	180	0.11
7	中外産業株式会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	150	0.09
8	株式会社ミツバ	群馬県桐生市広沢町1-2681	145	0.09
9	株式会社池田泉州銀行	大阪府大阪市北区茶屋町18-14	120	0.07
9	株式会社キッツ	東京都港区東新橋1-9-1	120	0.07
計			159,788	99.34

（注）自己株式1,158,350株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

5 配当政策

当社の配当の決定は事業年度に1回、株主総会決議によるものとしております。

当社は台風・地震等の異常災害に備えるため内部留保の充実を図りつつ、株主の皆さまに対し長期的に安定した配当を行うことを利益配分の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開ならびに内部留保の状況等を総合的に勘案し、1株につき3円といたしました。

6 資本金の推移

（単位：百万円）

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
2008年 3月28日	2,482	8,093	有償第三者割当
2008年12月18日	6,465	14,558	有償第三者割当
2009年 4月22日	2,250	16,808	有償第三者割当

7 最近の新株発行

種類	発行年月日	発行株式数（千株）	発行総額（百万円）	摘要
普通株式	2008年 3月28日	17,000	4,964	有償第三者割当（1名）
普通株式	2008年12月18日	67,000	12,931	有償第三者割当（1名）
普通株式	2009年 4月22日	50,000	4,500	有償第三者割当（1名）

3 役員の状況

取締役および監査役

（2026年7月1日現在）

役職名	氏　名 （生年月日）	略　　歴	担　当
代表取締役社長	石川（いしかわ）　善朗（よしお） （1962年6月19日生）	1986年 4月　当社入社 2008年 1月　コールセンター部長 2011年 4月　京都支店長 2013年 4月　名古屋支店長 2015年10月　総合企画部長 2021年 6月　取締役 2024年 6月　代表取締役社長（現任）	
常務取締役	門脇（かどわき）　達夫（たつお） （1963年11月11日生）	1987年 4月　日本開発銀行入行 2009年 6月　株式会社日本政策投資銀行金融法人部次長 2011年 6月　同行産業調査部経済調査室長 2013年 6月　同行リスク統括部長 2015年 6月　当社常勤監査役 2019年 6月　常務取締役(現任)	・管理部門統括 ・コンプライアンス推進部 ・財務部 ・事務統括部 ・個人データ管理責任者 ・顧客情報管理責任者
常務取締役	陶山（すやま）　敏行（としゆき） （1963年12月9日生）	1988年 4月　当社入社 2008年 4月　横浜支店長 2013年 4月　本店営業第二部長 2020年 4月　営業企画推進部長 2020年 6月　取締役 2024年 6月　常務取締役（現任）	・商品業務部
取締役	溝川（みぞかわ）　耕平（こうへい） （1962年1月23日生）	1984年 4月　朝日生命保険相互会社入社 2004年 4月　同社商品開発ユニットゼネラルマネージャー 2008年 4月　同社広島支社長 2011年 4月　同社業務ユニットゼネラルマネージャー 2013年 4月　同社東京西統括支社長 2014年 4月　同社執行役員東京西統括支社長 2015年 4月　同社執行役員本社営業本部法人営業担当副本部長 2016年 4月　株式会社セーフティ顧問 2016年 6月　同社常勤監査役 2021年 6月　朝日不動産管理株式会社常勤監査役 2023年 4月　当社顧問 2023年 6月　取締役(現任)	・内部監査部
取締役	原（はら）　友明（ともあき） （1967年7月2日生）	1990年 3月　セコム株式会社入社 2018年 4月　当社総務部長 2023年 6月　取締役(現任)	・総務部長委嘱
取締役	北原（きたはら）　行信（ゆきのぶ） （1968年10月12日生）	1991年 4月　当社入社 2013年 4月　神戸支店長 2015年 4月　広島支店長 2016年 4月　大阪支店長 2021年 4月　九州支店長 2023年 6月　取締役(現任)	・経営企画部
取締役	片山（かたやま）　普治（しんじ） （1966年2月16日生）	1988年 4月　朝日火災海上保険株式会社入社 2015年 4月　同社執行役員西日本営業本部長 2016年 4月　同社執行役員損害サービス本部長兼損害サービス業務部長 2016年 6月　同社取締役損害サービス本部長兼損害サービス業務部長 2017年 4月　同社取締役損害サービス本部長 2019年 8月　楽天損害保険株式会社情報システム副本部長 2020年 1月　セコムトラストシステムズ株式会社損保システムサービス部エキスパート 2021年 1月　当社システム企画部特命部長 2021年 6月　システム企画部長 2024年 6月　執行役員システム企画部長 2025年 6月　取締役（現任）	・損害サービス業務部 ・システム企画部

役職名	氏　名 （生年月日）	略　　歴	担　当
取締役	山本（やまもと）　太一（たいち） （1973年4月29日生）	1996年 4月　当社入社 2017年 4月　北海道支店長 2021年 4月　大阪支店長 2023年 6月　執行役員大阪支店長 2024年 4月　執行役員本店営業第一部長兼本店営業第二部長 2025年 4月　執行役員本店営業部長兼企業営業部長 2025年 6月　取締役（現任）	・経営企画部（営業推進） ・本店営業部長兼企業営業部長委嘱
常勤監査役	古賀（こが）　正浩（まさひろ） （1961年10月7日生）	1985年 4月　当社入社 2010年 4月　本店損害サービス部長 2011年 4月　損害サービス業務部長 2013年 4月　メディコムサービスセンター部長 2023年 4月　メディコムサービスセンター部特命部長 2023年 6月　常勤監査役(現任)	–
監査役	森住（もりずみ）　恵二（けいじ） （1963年11月6日生）	1986年 9月　青山監査法人入所 1992年 1月　プライス・ウォーターハウスロンドン事務所駐在 1995年 2月　青山監査法人金融部マネージャー 1999年 9月　青山監査法人社員 2004年 7月　森住公認会計士事務所代表(現任) 2012年 6月　株式会社アイロムグループ社外監査役 2016年 6月　当社監査役(現任) 2023年 6月　千代田監査法人代表社員(現任) [主要な兼職]　森住公認会計士事務所代表 千代田監査法人代表社員	–
監査役	金田（かねだ）　繁（しげる） （1970年12月27日生）	1996年 4月　最高裁判所司法研修所(50期) 1998年 4月　森綜合(現：森・濱田松本)法律事務所 2004年 9月　Rothwell, Figg, Ernst&Manbeck法律事務所 研修 2005年 4月　Garvey Schubert Barer 法律事務所 研修 2005年 9月　森・濱田松本法律事務所 2012年 4月　文部科学省原子力損害賠償紛争審査会 特別委員(原子力損害賠償紛争解決センター 仲介委員) 2015年 7月　弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所(現任) 2016年 4月　さくら総合リート投資法人 監督役員 2019年 6月　当社監査役(現任) [主要な兼職]　弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所	–
監査役	植松（うえまつ）　則行（のりゆき） （1964年５月31日生）	1988年 3月　セコム株式会社入社 2016年 4月　同社執行役員企画部長 2018年 5月　同社執行役員企画部長兼セコム美祢セキュリティ株式会社代表取締役社長兼セコム喜連川セキュリティ株式会社代表取締役社長 2018年 6月　同社執行役員ＴＳＳ事業推進本部長兼社会復帰サポート美祢株式会社 代表取締役社長兼社会復帰サポート喜連川株式会社 代表取締役社長 2020年10月　同社執行役員営業第四本部長 2021年10月　同社執行役員監査部長 2023年 6月　同社執行役員総務人事本部長 2024年 6月　同社執行役員人事本部長 2025年 6月　同社執行役員内部監査担当、グループ運営監理部長（現任） 2025年 6月　当社監査役（現任） [主要な兼職]　セコム株式会社執行役員内部監査担当、グループ運営監理部長	–

(注)監査役森住恵二、監査役金田繁の両氏は、社外監査役であります。

4 会計監査人の状況

当社は、会計監査人として有限責任あずさ監査法人を選任しております。

5 従業員の状況

1 従業員数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与

（2026年3月31日現在）

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
456	46.5	17.5	8,175,813

（注）1.従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）を記載しております。
2.平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

2 男女の賃金の差異

労働者の男女の賃金の差異（%）		
全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
67.2	64.5	81.9

3 新卒定期採用数の推移

2024年度	2025年度	2026年度
13名	12名	12名

4 採用方針

高い志を持ち、目標達成に向け全力で取り組むことができる自立（自律）した人材を確保するため、積極的に採用活動を展開しております。

5 研修制度

社員一人ひとりの成長こそが当社発展の原動力と考え、「自ら学び、考えて、実践する人材」、「保険のプロとして、お客さまの期待に応え、信頼される人材」、「目標達成のために、相互に協力し助け合う人材」の育成に向け、各種研修制度を実施しております。

- 新卒定期入社時研修
- エルダー制度（新卒定期入社者育成制度）
- テーマ別研修
- 若手社員研修
- 階層別研修
- 通信教育プログラム

6 福利厚生制度

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度のほか、以下の諸制度を実施しております。

・転勤社宅制度（借上げおよび社有）
・単身赴任者への帰省費用補助（実費年16回）
・新入社員への帰省費用補助（実費年2回）
・企業型確定拠出年金制度（マッチング拠出制度あり）
・保養所等厚生施設
・インフルエンザ予防接種費用補助
・資格取得および自己啓発の支援
・産前・産後休暇制度（有給）
・永年勤続表彰
・社内レクリエーション費用補助
・慶弔見舞金支給制度
・セコムグループ社員持株会制度

6 格　付

日本格付研究所（ＪＣＲ）による格付	ＡＡ＋
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング・ジャパンによる格付	Ａ

※格付は2026年7月1日現在における格付会社の意見であり、変更されることもあります。詳細については、当社のホームページ（https://www.secom-sonpo.co.jp/）をご覧ください。

Ⅲ．当社の主要な業務に関する事項

1 直近事業年度における事業の概況（2025年度）

【事業の概況】

当期のわが国経済は、物価上昇が続く環境下においても、大企業を中心とした賃上げを背景に個人消費を下支えし、企業の設備投資も人手不足対応やデジタル化に向けた取り組みから増加しており、緩やかな上昇基調を示しております。しかしながら米国政権下における通商政策や中東情勢の緊迫化が金融市場や経済に与える影響が懸念されるなど、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

損害保険業界に目を向けますと、九州地方・北陸地方での豪雨災害をはじめ、各地で記録的な大雨・大雪による災害が相次いだほか、青森県東方沖での地震など、多くの自然災害が発生しております。

このような環境のもと、当社はお客さま本位の業務運営の視点に立ち、迅速かつ適切な保険金支払態勢の維持・整備を最優先に取り組むとともに、将来を見据え、資本・リスク・リターンのバランスを取ったERM経営を実践し、環境変化に柔軟に対応しております。さらに、「社会システム産業」の構築を目指すセコムグループの一員としてお客さまに「安全・安心・快適・便利」な商品やサービスの提供に努めております。

また、当社は中期事業計画（2023-2025）の最終年度となる当期におきましては、主要施策の一つである「商品・サービスを高める」の一環として、2025年11月に法人向けがん保険『自由診療保険メディコムビズ』の販売を開始いたしました。サービス面では、お客さまのデジタル化ニーズに対応するため、Web約款の対象契約を拡大いたしました。

社会貢献活動としましては、乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝えるピンクリボン運動の応援の一環として、「ピンクリボンフェスティバル」に協力を継続しています。

【会社が対処すべき課題】

当社はお客さま本位の業務運営を前提として、セコムグループならではの魅力ある商品やサービスをご提供することで、お客さまに信頼される損害保険会社を目指しております。

また、急激に変化する事業環境の中で、当社は持続的成長を実現することをコンセプトとした中期事業計画（2026-2027）を策定いたしました。「柔軟性」「選択と集中」「効率化」を共通の視点とし、これまで積み重ねてきた強みを大切にしながらも、将来にわたり安定的な経営基盤を確保するために、従来の延長線上にとどまらない取り組みにも挑戦し、変革を推進していくことで、より一層社会に貢献できるよう邁進してまいります。

Ⅲ．当社の主要な業務に関する事項

【当期の業績】

保険引受収益のうち、正味収入保険料は前期に比べ25億71百万円増収し600億円となりました。これに収入積立保険料などを加えた保険引受収益は前期に比べ70億57百万円増収し647億77百万円となりました。一方、保険引受費用のうち、正味支払保険金は前期に比べ9億66百万円増加し295億47百万円となり、諸手数料及び集金費は前期に比べ5億23百万円増加し96億42百万円となりました。これらに損害調査費などを加えた保険引受費用は前期に比べ67億55百万円増加し522億63百万円となりました。保険引受収益から保険引受費用、保険引受に係る営業費及び一般管理費等を除いた保険引受利益は、前期に比べ3億91百万円増加し、17億45百万円の利益となりました。

●決算のしくみ（単位：百万円）

保険引受収益	**64,777**	**資産運用収益**	**4,379**
正味収入保険料	60,000	利息及び配当金収入	4,087
収入積立保険料	△66	有価証券売却益	262
積立保険料等運用益	245	有価証券償還益	274
責任準備金戻入額	4,597	積立保険料等運用益振替	△245
		その他経常収益	**17**

−

保険引受費用	**52,263**	**資産運用費用**	**—**
正味支払保険金	29,547		
損害調査費	3,545		
諸手数料及び集金費	9,642	**営業費及び一般管理費**	**10,985**
満期返戻金	6,693	（うち保険引受に係る営業費及び一般管理費）	10,858
支払備金繰入額	2,820		
		その他経常費用	**6**

−

保険引受に係る営業費及び一般管理費	**10,858**

＋

その他収支	**90**

＝

保険引受利益	**1,745**

経常収益	**69,173**

−

経常費用	**63,255**

＝

経常利益	**5,917**

＋

特別損益	**△290**

−

法人税及び住民税	**3,347**
法人税等調整額	**△2,237**

＝

当期純利益	**4,517**

2 直近５事業年度における主要な業務の状況を示す指標

（単位：百万円）

区分＼年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
正味収入保険料 （対前期増減率）	51,750 （△2.1%）	51,037 （△1.4%）	51,929 （1.7%）	57,428 （10.6%）	60,000 （4.5%）
経常収益 （対前期増減率）	55,048 （△4.6%）	58,070 （5.5%）	56,599 （△2.5%）	60,608 （7.1%）	69,173 （14.1%）
経常利益 （対前期増減率）	882 （△24.4%）	1,262 （43.1%）	2,435 （92.9%）	3,930 （61.4%）	5,917 （50.6%）
当期純利益 （対前期増減率）	541 （4.0%）	765 （41.2%）	1,674 （118.8%）	3,241 （93.5%）	4,517 （39.4%）
正味損害率	54.2%	65.9%	60.4%	56.1%	55.2%
正味事業費率	34.4%	34.7%	34.9%	35.0%	34.2%
利息及び配当金収入 （対前期増減率）	2,465 （0.8%）	2,715 （10.1%）	2,491 （△8.2%）	3,205 （28.7%）	4,087 （27.5%）
運用資産利回り （インカム利回り）	1.35%	1.49%	1.35%	1.74%	2.16%
資産運用利回り （実現利回り）	1.42%	2.38%	2.49%	1.72%	2.45%
資本金の額 （発行済株式の総数）	16,808 （162,000千株）	16,808 （162,000千株）	16,808 （162,000千株）	16,808 （162,000千株）	16,808 （162,000千株）
純資産額	35,409	36,782	50,127	49,679	70,692
総資産額	234,443	234,045	251,941	252,074	272,771
１株当たり純資産額	220.14円	228.68円	311.65円	308.87円	439.51円
１株当たり当期純利益	3.36円	4.75円	10.41円	20.15円	28.08円
自己資本比率	15.1%	15.7%	19.9%	19.7%	25.9%
積立勘定として経理された資産額	－	－	－	－	－
責任準備金残高	164,297	161,773	162,425	163,009	158,412
貸付金残高	454	312	184	0	0
有価証券残高	141,148	137,764	165,273	171,478	212,912
単体ソルベンシー・マージン比率 ※	868.1%	855.0%	928.1%	896.5%	－%
配当性向	89.0%	63.0%	28.8%	14.9%	10.7%
従業員数	456名	459名	453名	442名	456名

※2025年度末から経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率となることから、必要な手続きが完了後に別途ホームページ等で開示いたします。

3 業務の状況を示す指標

1 主要な業務の状況を示す指標

1．正味収入保険料および元受正味保険料

正味収入保険料　（単位：百万円、%）

種目＼年度	2023年度	構成比	増収率	2024年度	構成比	増収率	2025年度	構成比	増収率
火災	15,673	30.2	0.7	20,036	34.9	27.8	20,481	34.1	2.2
傷害	369	0.7	△5.9	348	0.6	△5.5	336	0.6	△3.5
自動車	9,281	17.9	2.5	9,749	17.0	5.0	10,758	17.9	10.3
自動車損害賠償責任	1,463	2.8	△9.7	1,328	2.3	△9.2	1,433	2.4	7.9
その他	25,141	48.4	3.0	25,964	45.2	3.3	26,989	45.0	3.9
（うち費用利益）	(22,143)	(42.6)	(3.1)	(22,940)	(39.9)	(3.6)	(23,943)	(39.9)	(4.4)
合計	51,929	100.0	1.7	57,428	100.0	10.6	60,000	100.0	4.5

(注)1.正味収入保険料は、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものです。
2.費用利益種目の主なものは「自由診療保険メディコム」です。

元受正味保険料（含む収入積立保険料）　（単位：百万円、%）

種目＼年度	2023年度	構成比	増収率	2024年度	構成比	増収率	2025年度	構成比	増収率
火災	29,078	45.0	1.2	33,825	47.7	16.3	32,944	45.8	△2.6
傷害	399	0.6	△5.5	383	0.5	△4.0	367	0.5	△4.2
自動車	9,413	14.6	1.6	9,934	14.0	5.5	10,909	15.2	9.8
自動車損害賠償責任	497	0.8	△17.3	479	0.7	△3.6	520	0.7	8.6
その他	25,222	39.0	2.5	26,275	37.1	4.2	27,245	37.8	3.7
（うち費用利益）	(22,143)	(34.3)	(3.1)	(22,940)	(32.4)	(3.6)	(23,943)	(33.3)	(4.4)
合計	64,610	100.0	1.5	70,898	100.0	9.7	71,986	100.0	1.5
従業員1人当たり元受正味保険料	143		3.1	160		12.5	157		△1.6

(注)1.元受正味保険料（含む収入積立保険料）は、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものです。
2.従業員1人当たり元受正味保険料（含む収入積立保険料）＝元受正味保険料（含む収入積立保険料）÷従業員数

2．受再正味保険料および支払再保険料

受再正味保険料　（単位：百万円、%）

種目＼年度	2023年度	構成比	増収率	2024年度	構成比	増収率	2025年度	構成比	増収率
火災	3	0.2	△7.0	2	0.2	△23.0	1	0.2	△17.4
傷害	–	–	–	–	–	–	–	–	–
自動車	0	0.0	1.4	0	0.1	2.9	0	0.0	△2.3
自動車損害賠償責任	1,259	93.2	△10.2	1,132	93.0	△10.1	1,217	93.2	7.5
その他	88	6.5	△23.3	81	6.7	△7.1	86	6.6	5.9
（うち費用利益）	(–)	(–)	(–)	(–)	(–)	(–)	(–)	(–)	(–)
合計	1,350	100.0	△11.1	1,217	100.0	△9.9	1,307	100.0	7.4

支払再保険料（出再正味保険料）　（単位：百万円、%）

種目＼年度	2023年度	構成比	増減率	2024年度	構成比	増減率	2025年度	構成比	増減率
火災	13,407	93.9	1.7	13,791	93.6	2.9	12,464	93.3	△9.6
傷害	30	0.2	△0.8	34	0.2	14.2	30	0.2	△11.7
自動車	133	0.9	△34.8	185	1.3	39.0	151	1.1	△18.3
自動車損害賠償責任	292	2.1	△23.2	283	1.9	△3.2	304	2.3	7.5
その他	418	2.9	△6.4	445	3.0	6.5	408	3.1	△8.3
（うち費用利益）	(–)	(–)	(–)	(–)	(–)	(–)	(–)	(–)	(–)
合計	14,281	100.0	0.3	14,739	100.0	3.2	13,360	100.0	△9.4

3．解約返戻金および保険引受利益

解約返戻金

（単位：百万円）

種目＼年度	2023年度	2024年度	2025年度
火災	1,039	1,225	1,068
傷害	0	0	0
自動車	152	150	181
自動車損害賠償責任	53	48	47
その他	324	85	91
（うち費用利益）	(1)	(1)	(1)
合計	1,570	1,510	1,389

（注）解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

保険引受利益

（単位：百万円）

区分＼年度	2023年度	2024年度	2025年度
保険引受収益	52,018	57,719	64,777
保険引受費用	43,559	45,508	52,263
営業費及び一般管理費	10,209	10,963	10,858
その他収支	52	105	90
保険引受利益	△1,697	1,353	1,745

（注）1.営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。
2.その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などであります。

4．正味支払保険金および元受正味保険金

正味支払保険金

（単位：百万円、%）

種目＼年度	2023年度		2024年度		2025年度	
		構成比		構成比		構成比
火災	13,969	49.8	13,572	47.5	13,691	46.3
傷害	155	0.6	179	0.6	175	0.6
自動車	6,071	21.7	6,667	23.3	7,155	24.2
自動車損害賠償責任	1,569	5.6	1,569	5.5	1,529	5.2
その他	6,257	22.3	6,592	23.1	6,994	23.7
（うち費用利益）	(5,348)	(19.1)	(5,803)	(20.3)	(6,271)	(21.2)
合計	28,022	100.0	28,581	100.0	29,547	100.0

（注）正味支払保険金は、元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものです。

元受正味保険金

（単位：百万円、%）

種目＼年度	2023年度		2024年度		2025年度	
		構成比		構成比		構成比
火災	17,662	57.8	16,704	54.1	15,163	50.2
傷害	154	0.5	179	0.6	175	0.6
自動車	6,094	20.0	6,994	22.6	7,378	24.4
自動車損害賠償責任	416	1.4	435	1.4	523	1.7
その他	6,216	20.4	6,583	21.3	6,994	23.1
（うち費用利益）	(5,348)	(17.5)	(5,803)	(18.8)	(6,271)	(20.7)
合計	30,544	100.0	30,898	100.0	30,236	100.0

5．受再正味保険金および回収再保険金

受再正味保険金　（単位：百万円、%）

種目＼年度	2023年度	構成比	2024年度	構成比	2025年度	構成比
火災	△4	△0.3	△8	△0.5	11	0.7
傷害	0	0.0	0	0.0	0	0.0
自動車	0	0.0	0	0.0	0	0.0
自動車損害賠償責任	1,569	96.9	1,569	93.3	1,529	97.9
その他	54	3.4	120	7.2	21	1.4
（うち費用利益）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）
合計	1,619	100.0	1,681	100.0	1,562	100.0

回収再保険金（出再正味保険金）　（単位：百万円、%）

種目＼年度	2023年度	構成比	2024年度	構成比	2025年度	構成比
火災	3,688	89.1	3,124	78.1	1,483	65.9
傷害	－	－	－	－	－	－
自動車	23	0.6	326	8.2	222	9.9
自動車損害賠償責任	416	10.0	435	10.9	523	23.3
その他	13	0.3	112	2.8	20	0.9
（うち費用利益）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）
合計	4,141	100.0	3,998	100.0	2,250	100.0

2 保険契約に関する指標

1．契約者配当金の額

積立保険では、満期を迎えられたご契約者に対し、満期返戻金をお支払いするとともに、契約者配当金をお支払いしています。（契約者配当金が0円となる場合もあります。）

2025年度に満期を迎えられたご契約者にお支払いした契約者配当金および2026年度に満期を迎えられるご契約者に対してお支払いする契約者配当金は以下のとおりです。

○　満期戻総合保険

資産運用等により余剰が生じた場合には、契約者配当金をお支払いしています。契約者配当金は年1回確定方式です。

◎　2025年4月1日から2026年3月31日までに満期を迎えられたご契約者に対してお支払いした契約者配当金の例

（満期返戻金100万円の場合）

満期年度＼保険期間 払込方法	保険期間5年	保険期間6年	保険期間10年
	すべての払込方法	一時払	すべての払込方法
2025年度	契約者配当金はありません	契約者配当金はありません	契約者配当金はありません

◎　2026年4月1日から2027年3月31日までに満期を迎えられるご契約者に対してお支払いする契約者配当金の例

（満期返戻金100万円の場合）

満期年度＼保険期間 払込方法	保険期間5年		保険期間6年	保険期間10年	
	一時払・年払	団体扱	一時払	一時払・年払	団体扱
2026年度	10,600円	9,600円	10,600円	10,600円	10,100円

2．正味損害率、正味事業費率およびその合算率

（単位：％）

種目＼年度	2023年度			2024年度			2025年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	97.1	41.4	138.5	74.3	37.3	111.6	72.6	35.8	108.4
傷害	61.0	58.1	119.1	70.2	57.2	127.4	72.7	60.8	133.6
自動車	79.4	49.7	129.2	83.5	47.6	131.1	80.4	46.0	126.3
自動車損害賠償責任	111.4	14.2	125.6	122.6	17.7	140.3	111.0	18.1	129.1
その他	27.6	26.3	53.9	28.1	29.1	57.2	28.7	28.7	57.4
（うち費用利益）	(26.8)	(25.7)	(52.4)	(28.0)	(28.4)	(56.4)	(28.9)	(27.7)	(56.7)
合計	60.4	34.9	95.4	56.1	35.0	91.0	55.2	34.2	89.3

（注）1.正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷（正味収入保険料）
2.正味事業費率＝（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷（正味収入保険料）
3.合算率＝正味損害率＋正味事業費率

3．出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

（単位：％）

種目＼年度	2023年度			2024年度			2025年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	62.8	27.1	89.9	60.2	30.5	90.7	56.9	27.9	84.8
傷害	55.1	53.1	108.2	61.2	51.5	112.7	60.1	55.2	115.3
自動車	81.4	49.5	130.9	88.6	47.8	136.4	83.8	46.7	130.5
その他	32.7	25.9	58.6	30.7	28.6	59.3	36.5	27.9	64.4
（うち費用利益）	(33.2)	(25.8)	(59.0)	(31.1)	(28.3)	(59.4)	(37.4)	(27.2)	(64.6)
《医療》	14.5	26.3	40.8	8.8	29.8	38.6	14.3	36.6	50.9
《ガン》	33.0	25.8	58.8	31.0	28.4	59.4	37.3	27.2	64.5
合計	52.9	30.2	83.1	52.0	32.5	84.5	52.6	31.0	83.6

（注）1.地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
2.発生損害率＝（出再控除前の発生損害額＋損害調査費）÷出再控除前の既経過保険料
3.事業費率＝（支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷出再控除前の既経過保険料
4.合算率＝発生損害率＋事業費率
5.出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額
6.出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

4．国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分＼年度	2023年度	2024年度	2025年度
国内契約	100.0%	100.0%	100.0%
海外契約	－%	－%	－%

（注）上表は、収入保険料（元受正味保険料（除く収入積立保険料）と受再正味保険料の合計）について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

5．出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位５社の出再先に集中している割合
2024年度	49社	41.2%
2025年度	49社	41.3%

（注）出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしています。

6．出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	ＢＢＢ以上	その他 （格付なし･不明･ＢＢ以下）	合計
2024年度	100.0%	－%	－%	100.0%
2025年度	100.0%	－%	－%	100.0%

（注）特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

＜格付区分の方法＞

① Ｓ＆Ｐ社の格付を使用しています。A-以上は「A以上」に区分しています。

② Ｓ＆Ｐ社の格付がない場合はＡＭ Best社の格付を使用しています。この場合、A-以上は「A以上」、B++およびB+は「ＢＢＢ以上」、B未満は「その他（格付なし・不明・BB以下）」に区分しています。

7．未収再保険金

（単位：百万円）

区　分	2023年度	2024年度	2025年度
年度開始時の未収再保険金（1）	348（－）	290（－）	89（－）
当該年度に回収ができる事由が発生した額（2）	382（－）	751（－）	635（－）
当該年度回収等（3）	440（－）	951（－）	655（－）
年度末の未収再保険金（1+2-3）	290（－）	89（－）	69（－）

（注）1.地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

2.（）内は、第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。）

3 経理に関する指標

1．支払備金および責任準備金

（単位：百万円）

種目＼年度	支払備金			責任準備金		
	2023年度	2024年度	2025年度	2023年度	2024年度	2025年度
火災	5,258	5,203	5,360	111,470	113,540	114,879
傷害	153	145	123	1,377	1,372	1,368
自動車	4,354	4,908	5,198	8,976	9,522	10,195
自動車損害賠償責任	622	616	617	6,630	6,447	6,328
その他	14,964	15,659	18,052	33,971	32,125	25,640
（うち満期戻総合）	(9)	(34)	(11)	(12,700)	(10,251)	(3,426)
（うち費用利益）	(14,342)	(15,075)	(17,289)	(16,009)	(16,443)	(16,839)
合計	25,353	26,533	29,353	162,425	163,009	158,412

2．責任準備金積立水準

区分		2024年度末	2025年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	全期チルメル式	全期チルメル式
積立率		100.0%	100.0%

（注）1.積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。

2.保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しております。

3.積立率＝（実際に積立てている普通責任準備金＋払戻積立金）÷（下記(1)～(3)の合計額）

(1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金（保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る）

(2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金

(3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

3．引当金明細表

2024年度

（単位：百万円）

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	備考
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	33	33	－	※33	33	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	－	－	－	－	－	
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	－	－	
	合計	33	33	－	33	33	
役員退職慰労引当金		45	16	29	－	31	
賞与引当金		570	587	570	－	587	
価格変動準備金		4,813	389	33	－	5,169	

2025年度

（単位：百万円）

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	備考
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	33	35	－	※33	35	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	－	－	－	－	－	
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	－	－	
	合計	33	35	－	33	35	
役員退職慰労引当金		31	11	－	－	43	
賞与引当金		587	602	587	－	602	
価格変動準備金		5,169	289	-	－	5,459	

4．貸付金償却の額

（単位：百万円）

区分＼年度	2023年度	2024年度	2025年度
貸付金償却額	－	－	－

5．損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

区分＼年度	2024年度	2025年度
損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	426百万円 （注）異常危険準備金残高の取崩額　138百万円	469百万円 （注）異常危険準備金残高の取崩額　154百万円

6．事業費

（単位：百万円）

区分＼年度	2023年度	2024年度	2025年度
人件費	4,549	4,700	4,960
物件費	8,575	9,320	8,912
税金	561	680	649
拠出金	0	0	0
負担金	－	7	8
諸手数料及び集金費	7,922	9,119	9,642
合計	21,610	23,829	24,172

（注）1.金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額であります。
2.拠出金は、火災予防拠出金および交通事故予防拠出金です。
3.負担金は、保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

7．有価証券損益明細表

（単位：百万円）

区分＼種類 年度	売却益			売却損			評価損		
	2023年度	2024年度	2025年度	2023年度	2024年度	2025年度	2023年度	2024年度	2025年度
国債等	－	－	－	34	－	－	－	－	－
株式	－	18	262	－	－	－	2	53	－
外国証券等	373	－	－	204	－	－	－	－	－
合計	373	18	262	238	－	－	2	53	－

8．減価償却費明細表

2024年度　（単位：百万円）

資産の種類	取得原価	償却額	償却累計額	残高	償却累計率(%)
建物	97	1	77	20	79.1
その他の有形固定資産	379	26	290	89	76.5
無形固定資産	13,771	3,479	5,590	8,180	40.6
合計	14,248	3,506	5,958	8,290	

2025年度　（単位：百万円）

資産の種類	取得原価	償却額	償却累計額	残高	償却累計率(%)
建物	97	0	78	19	80.1
その他の有形固定資産	410	22	307	103	74.9
無形固定資産	14,295	2,920	6,822	7,472	47.7
合計	14,803	2,944	7,208	7,595	

9．固定資産処分損益

（単位：百万円）

区分＼年度	2024 年度		2025 年度	
	処分益	処分損	処分益	処分損
有形固定資産	－	－	－	－
（土地）	(－)	(－)	(－)	(－)
（建物）	(－)	(－)	(－)	(－)
その他の有形固定資産	－	0	－	0
小計	－	0	－	0
無形固定資産	－	32	－	－
合計	－	32	－	0

4 資産運用に関する指標

1．現金および預貯金

（単位：百万円）

区分＼年度	2023年度	2024年度	2025年度
現金	－	－	－
預貯金	54,639	18,819	11,965
（郵便振替・郵便貯金）	(6,353)	(6)	(9)
（当座預金）	(206)	(4)	(1)
（普通預金）	(47,879)	(18,808)	(11,954)
（通知預金）	(200)	(－)	(－)
合計	54,639	18,819	11,965

2．資産運用の概況

（単位：百万円、%）

区分＼年度	2023年度		2024年度		2025年度	
		構成比		構成比		構成比
預貯金	54,639	21.7	18,819	7.5	11,965	4.4
コールローン	－	－	28,000	11.1	19,000	7.0
有価証券	165,273	65.6	171,478	68.0	212,912	78.1
貸付金	184	0.1	0	0.0	0	0.0
土地・建物	34	0.0	33	0.0	32	0.0
運用資産計	220,131	87.4	218,331	86.6	243,910	89.4
総資産	251,941	100.0	252,074	100.0	272,771	100.0

3．利息配当収入の額および運用資産利回り（インカム利回り）

（単位：百万円、%）

区分＼年度	2023年度		2024年度		2025年度	
		利回り		利回り		利回り
預貯金	0	0.00	11	0.04	37	0.22
コールローン	－	－	36	0.18	108	0.43
有価証券	2,488	2.05	3,156	2.33	3,941	2.68
（公社債）	(561)	(0.75)	(682)	(0.83)	(874)	(0.96)
（株式）	(1,001)	(5.76)	(1,211)	(6.89)	(1,479)	(8.48)
（外国証券）	(480)	(3.46)	(524)	(3.54)	(575)	(3.66)
（その他の証券）	(444)	(2.93)	(738)	(3.51)	(1,011)	(4.57)
貸付金	2	0.84	0	1.02	0	6.05
土地・建物	－	－	－	－	－	－
小計	2,491	1.35	3,205	1.74	4,086	2.16
その他	0	－	0	－	0	－
合計	2,491	－	3,205	－	4,087	－

（注）計算方法は、以下の通りとなっています。

・分子＝利息及び配当金収入（金銭の信託運用益（損）中の利息及び配当金収入に相当する額を含む。）

・分母＝取得原価または償却原価による平均残高

従来の「運用資産利回り（インカム利回り）」のみでは運用の実態を必ずしも適切に反映できていないと考え、資産運用にかかる成果を期間損益への寄与の観点から示す指標として「資産運用利回り（実現利回り）」と時価ベースでの運用効率開示のニーズに応えるため参考開示として「時価総合利回り」を開示しています。

4．資産運用利回り（実現利回り）

（単位：百万円、%）

区分＼年度	2023年度			2024年度			2025年度		
	資産運用損益（実現ベース）	平均運用額（取得原価ベース）	利回り	資産運用損益（実現ベース）	平均運用額（取得原価ベース）	利回り	資産運用損益（実現ベース）	平均運用額（取得原価ベース）	利回り
預貯金	0	63,376	0.00	11	28,379	0.04	37	16,877	0.22
コールローン	–	–	–	36	19,960	0.18	108	25,413	0.43
有価証券	4,601	121,340	3.79	3,112	135,725	2.29	4,478	146,790	3.05
（公社債）	(527)	(74,888)	(0.70)	(682)	(82,323)	(0.83)	(874)	(91,487)	(0.96)
（株式）	(998)	(17,372)	(5.75)	(1,176)	(17,575)	(6.70)	(1,742)	(17,457)	(9.98)
（外国証券）	(2,857)	(13,904)	(20.55)	(525)	(14,798)	(3.55)	(850)	(15,707)	(5.42)
（その他の証券）	(217)	(15,175)	(1.43)	(727)	(21,027)	(3.46)	(1,011)	(22,138)	(4.57)
貸付金	2	242	0.84	0	63	1.02	0	0	6.05
土地・建物	–	34	–	–	33	–	–	32	–
金融派生商品	–	–	–	–	–	–	–	–	–
その他	0	–	–	0	–	–	0	–	–
合計	4,604	184,994	2.49	3,161	184,162	1.72	4,624	189,114	2.45

（注）計算方法は、以下の通りとなっています。

・分子＝資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用

・分母＝取得原価または償却原価による平均残高

5．（参考）時価総合利回り

（単位：百万円、%）

区分＼年度	2023年度			2024年度			2025年度		
	資産運用損益等（時価ベース）	平均運用額（時価ベース）	利回り	資産運用損益等（時価ベース）	平均運用額（時価ベース）	利回り	資産運用損益等（時価ベース）	平均運用額（時価ベース）	利回り
預貯金	0	63,376	0.00	11	28,379	0.04	37	16,877	0.22
コールローン	–	–	–	36	19,960	0.18	108	25,413	0.43
有価証券	21,326	139,896	15.24	△941	171,006	△0.55	28,314	178,017	15.91
（公社債）	(345)	(74,674)	(0.46)	(△620)	(81,926)	(△0.76)	(△392)	(89,787)	(△0.44)
（株式）	(12,406)	(30,752)	(40.34)	(53)	(42,364)	(0.13)	(17,980)	(41,122)	(43.72)
（外国証券）	(2,463)	(16,700)	(14.75)	(622)	(17,201)	(3.62)	(2,091)	(18,207)	(11.49)
（その他の証券）	(6,110)	(17,768)	(34.39)	(△998)	(29,513)	(△3.38)	(8,635)	(28,899)	(29.88)
貸付金	2	242	0.84	0	63	1.02	0	0	6.05
土地・建物	–	34	–	–	33	–	–	32	–
金融派生商品	–	–	–	–	–	–	–	–	–
その他	0	–	–	0	–	–	0	–	–
合計	21,329	203,551	10.48	△892	219,443	△0.41	28,460	220,341	12.92

（注）計算方法は、以下の通りとなっています。

・分子＝（資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用）＋（当期末評価差額*－前期末評価差額*）＋繰延ヘッジ損益増減

・分母＝取得原価または償却原価による平均残高＋その他有価証券に係る前期末評価差額*＋売買目的有価証券に係る前期末評価損益

＊税効果控除前の金額によります。

6．海外投融資残高の内訳と利回り

（単位：百万円、％）

区分 ＼ 年度		2023年度	構成比	2024年度	構成比	2025年度	構成比
外貨建	外国公社債	16,588	100.0	17,741	100.0	19,067	100.0
	外国株式	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－
	小計	16,588	100.0	17,741	100.0	19,067	100.0
円貨建	非居住者貸付	－	－	－	－	－	－
	外国公社債	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－
	小計	－	－	－	－	－	－
合計		16,588	100.0	17,741	100.0	19,067	100.0
海外投融資利回り							
運用資産利回り（インカム利回り）		3.44		3.54		3.66	
資産運用利回り（実現利回り）		20.46		3.55		5.42	
（参考）時価総合利回り		15.11		3.62		11.49	

(注) 1.「運用資産利回り（インカム利回り）」は、前記「3.利息配当収入の額および運用資産利回り（インカム利回り）」に記載した計算方法により算出しています。
2.「資産運用利回り（実現利回り）」は、前記「4.資産運用利回り（実現利回り）」に記載した計算方法により算出しています。
3.「（参考）時価総合利回り」は、前記「5.（参考）時価総合利回り」に記載した計算方法により算出しています。

7．商品有価証券の平均残高および売買高

該当事項はありません。

8．保有有価証券

（単位：百万円、％）

区分 ＼ 年度	2023年度	構成比	2024年度	構成比	2025年度	構成比
国債	22,389	13.5	21,896	12.8	31,580	14.8
地方債	977	0.6	946	0.6	937	0.4
社債	55,095	33.3	60,584	35.3	67,656	31.8
株式	42,375	25.6	41,185	24.0	57,282	26.9
外国証券	16,588	10.0	17,741	10.3	19,067	9.0
その他の証券	27,846	16.8	29,123	17.0	36,387	17.1
合計	165,273	100.0	171,478	100.0	212,912	100.0

9．保有有価証券利回り

（単位：％）

区分 ＼ 年度	運用資産利回り（インカム利回り）			資産運用利回り（実現利回り）			（参考）時価総合利回り		
	2023年度	2024年度	2025年度	2023年度	2024年度	2025年度	2023年度	2024年度	2025年度
公社債	0.75	0.83	0.96	0.70	0.83	0.96	0.46	△0.76	△0.44
株式	5.76	6.89	8.48	5.75	6.70	9.98	40.34	0.13	43.72
外国証券	3.46	3.54	3.66	20.55	3.55	5.42	14.75	3.62	11.49
その他の証券	2.93	3.51	4.57	1.43	3.46	4.57	34.39	△3.38	29.88
合計	2.05	2.33	2.68	3.79	2.29	3.05	15.24	△0.55	15.91

(注) 1.「運用資産利回り（インカム利回り）」は、前記「3.利息配当収入の額および運用資産利回り（インカム利回り）」に記載した計算方法により算出しています。
2.「資産運用利回り（実現利回り）」は、前記「4.資産運用利回り（実現利回り）」に記載した計算方法により算出しています。
3.「（参考）時価総合利回り」は、前記「5.（参考）時価総合利回り」に記載した計算方法により算出しています。

10．有価証券期間別残高

2024年度

（単位：百万円）

区分＼期間	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合計
国債	2,019	－	1,044	6,577	10,864	1,390	21,896
地方債	－	－	474	472	－	－	946
社債	3,688	13,268	23,677	2,940	－	17,009	60,584
株式	－	－	－	－	－	41,185	41,185
外国証券	1,226	7,474	3,803	2,115	3,122	－	17,741
その他の証券	－	－	－	－	－	29,123	29,123
合計	6,934	20,743	28,999	12,105	13,986	88,708	171,478

2025年度

（単位：百万円）

区分＼期間	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合計
国債	3,992	－	5,620	3,532	17,052	1,383	31,580
地方債	－	－	937	－	－	－	937
社債	3,976	20,896	21,129	5,618	－	16,036	67,656
株式	－	－	－	－	－	57,282	57,282
外国証券	5,380	5,698	2,340	3,451	2,196	－	19,067
その他の証券	－	－	－	－	－	36,387	36,387
合計	13,348	26,594	30,028	12,601	19,249	111,089	212,912

11．業種別保有株式

（単位：千株、百万円、%）

区分＼年度	2023年度			2024年度			2025年度		
	株数	貸借対照表計上額	構成比	株数	貸借対照表計上額	構成比	株数	貸借対照表計上額	構成比
金融・保険業	7,192	8,922	21.1	7,298	10,398	25.2	7,471	15,687	27.4
化学	3,420	7,352	17.4	3,671	7,240	17.6	3,666	7,989	13.9
商業	2,430	5,505	13.0	3,015	4,929	12.0	3,092	7,597	13.3
食料品	660	2,646	6.2	660	2,936	7.1	1,093	4,734	8.3
電気機器	2,133	4,177	9.9	2,266	3,374	8.2	2,518	4,499	7.9
機械	2,220	3,062	7.2	2,220	2,588	6.3	2,220	4,226	7.4
精密機械	417	1,485	3.5	477	1,399	3.4	477	1,932	3.4
情報・通信業	6,105	1,782	4.2	6,105	1,581	3.8	6,209	1,787	3.1
ゴム製品	213	854	2.0	213	755	1.8	251	1,083	1.9
非鉄金属	275	744	1.8	275	643	1.6	122	1,029	1.8
その他	4,125	5,843	13.8	4,232	5,337	13.0	4,491	6,715	11.7
合計	29,195	42,375	100.0	30,435	41,185	100.0	31,614	57,282	100.0

（注）1.業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じております。
2.化学は医薬品を含んでおります。また、卸売業および小売業は商業として、銀行業、保険業およびその他金融業は金融・保険業として記載しております。

12．貸付金の残存期間別残高

2024年度

（単位：百万円）

区分＼期間	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合計
固定金利	－	－	－	－	－	－	－
変動金利	－	－	－	－	－	－	－
合計	－	－	－	－	－	－	－

2025年度

（単位：百万円）

区分＼期間	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合計
固定金利	－	－	－	－	－	－	－
変動金利	－	－	－	－	－	－	－
合計	－	－	－	－	－	－	－

（注）約款貸付は除いております。

13．担保別貸付金残高

（単位：百万円、％）

区分＼年度	2023年度	構成比	2024年度	構成比	2025年度	構成比
担保貸付	181	98.3	－	－	－	－
有価証券担保貸付	－	－	－	－	－	－
不動産・動産・財団担保貸付	181	98.3	－	－	－	－
指名債権担保貸付	－	－	－	－	－	－
保証貸付	－	－	－	－	－	－
信用貸付	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
一般貸付計	181	98.3	－	－	－	－
約款貸付	3	1.7	0	100.0	0	100.0
合計	184	100.0	0	100.0	0	100.0
うち劣後特約貸付	－	－	－	－	－	－

14．業種別の貸付金残高

（単位：百万円、％）

区分＼年度	2023年度	構成比	2024年度	構成比	2025年度	構成比
農林・水産業	－	－	－	－	－	－
鉱業・採石業・砂利採取業	－	－	－	－	－	－
建設業	－	－	－	－	－	－
製造業	－	－	－	－	－	－
卸売業・小売業	－	－	－	－	－	－
金融業・保険業	－	－	－	－	－	－
不動産業・物品賃貸業	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－
運輸業・郵便業	－	－	－	－	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－
サービス業等	181	98.3	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
（うち個人住宅・消費者ローン）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）
小計	181	98.3	－	－	－	－
公共団体	－	－	－	－	－	－
公社・公団	－	－	－	－	－	－
約款貸付	3	1.7	0	100.0	0	100.0
合計	184	100.0	0	100.0	0	100.0

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じております。

15．規模別の貸付金残高

（単位：百万円、％）

区分＼年度	2023年度	構成比	2024年度	構成比	2025年度	構成比
大企業	－	－	－	－	－	－
中堅企業	181	100.0	－	－	－	－
中小企業	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
一般貸付計	181	100.0	－	－	－	－

（注）1.大企業とは、資本金10億円以上の企業をいいます。
2.中堅企業とは、（注）1の「大企業」および（注）3の「中小企業」以外の企業をいいます。
3.中小企業とは、資本金3億円以下の企業をいいます。（ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業、飲食業、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。）
4.その他とは、非居住者貸付、公共団体、公企業、個人ローン等です。

16．貸付金地域別内訳

（単位：百万円、%）

区分＼年度	2023年度	構成比	2024年度	構成比	2025年度	構成比
首都圏	181	100.0	−	−	−	−
近畿圏	−	−	−	−	−	−
その他	−	−	−	−	−	−
合計	181	100.0	−	−	−	−

（注）1.個人ローン、約款貸付等は含みません。
2.地域の区分は、貸付先企業の本社所在地による分類です。

17．有形固定資産残高

（単位：百万円）

区分＼年度	2024 年度	2025 年度
土地	12	12
（営業用）	(12)	(12)
建物	20	19
（営業用）	(20)	(19)
その他の有形固定資産	89	103
合計	122	135

18．長期性資産

（単位：百万円）

区分＼年度	2023年度	2024年度	2025年度
長期性資産	11,803	9,436	2,696

（注）長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金等の合計額を表示しています。

19．その他資産明細表

（単位：百万円）

区分＼年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
未収保険料	130	150	169	202	240
代理店貸	3,314	3,289	3,741	4,245	4,152
共同保険貸	13	19	7	10	20
再保険貸	878	525	2,742	506	562
外国再保険貸	174	206	109	110	117
未収金	2,116	2,269	2,217	2,409	2,529
未収収益	647	693	719	853	1,045
預託金	165	152	153	138	155
仮払金	1,011	987	950	1,518	1,607
その他資産合計	8,452	8,292	10,811	9,997	10,431

5 特別勘定に関する指標

1．特別勘定資産残高

該当事項はありません。

2．特別勘定資産

該当事項はありません。

3．特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

4 責任準備金内訳

2024年度 （単位：百万円）

種　目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合　計
火災	80,552	32,883	104	－	－	113,540
傷害	108	1,261	－	2	－	1,372
自動車	3,673	5,849	0	－	－	9,522
自動車損害賠償責任	6,447	－	－	－	－	6,447
満期戻総合	69	731	13	9,343	93	10,251
費用利益	7,404	9,038	0	－	－	16,443
その他	1,633	3,797	－	－	－	5,430
合計	99,890	53,561	118	9,345	93	163,009

2025年度 （単位：百万円）

種　目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合　計
火災	76,870	37,852	155	－	－	114,879
傷害	104	1,261	－	1	－	1,368
自動車	4,001	6,194	0	－	－	10,195
自動車損害賠償責任	6,328	－	－	－	－	6,328
満期戻総合	31	692	6	2,652	43	3,426
費用利益	7,032	9,805	1	－	－	16,839
その他	1,463	3,910	－	－	－	5,374
合計	95,833	59,716	163	2,654	43	158,412

（注）地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金については、普通責任準備金として記載しております。

5 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

（単位：百万円）

年　度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
2021年度	21,712	12,213	11,097	△1,597
2022年度	22,138	11,619	12,256	△1,737
2023年度	24,419	10,626	13,442	350
2024年度	25,665	11,283	13,994	387
2025年度	26,392	12,266	15,130	△1,003

（注）1.国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2.地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
3.当期把握見積り差額＝期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●自動車

（単位：百万円）

事故発生年度		2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	5,258			6,556			6,458			7,303			7,619		
	1年後	5,262	1.001	4	6,156	0.939	△400	6,399	0.991	△58	7,163	0.981	△140			
	2年後	5,247	0.997	△15	6,083	0.988	△72	6,391	0.999	△8						
	3年後	5,301	1.010	53	6,089	1.001	5									
	4年後	5,237	0.988	△64												
最終損害見積り額		5,237			6,089			6,391			7,163			7,619		
累計保険金		5,063			5,748			5,932			6,093			4,694		
支払備金		174			340			458			1,069			2,925		

●傷害

（単位：百万円）

事故発生年度		2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	188			220			167			158			132		
	1年後	176	0.937	△11	206	0.933	△14	171	1.026	4	146	0.921	△12			
	2年後	183	1.041	7	215	1.045	9	199	1.165	28						
	3年後	185	1.007	1	217	1.007	1									
	4年後	188	1.017	3												
最終損害見積り額		188			217			199			146			132		
累計保険金		187			215			190			123			60		
支払備金		0			1			9			23			71		

●賠償責任

（単位：百万円）

事故発生年度		2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	243			222			353			220			215		
	1年後	252	1.036	8	227	1.024	5	329	0.933	△23	273	1.240	53			
	2年後	285	1.132	33	235	1.034	7	333	1.013	4						
	3年後	285	1.000	0	231	0.981	△4									
	4年後	285	1.001	0												
最終損害見積り額		285			231			333			273			215		
累計保険金		258			221			309			200			72		
支払備金		27			9			23			73			143		

（注）1.国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

2.「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。

3.「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

Ⅳ. 当社の運営

1 内部統制システムの構築および運用状況の概要

(1)内部統制システムの基本方針

当社は、取締役会にて、「内部統制システムの基本方針」を決議しております。その内容は下記のとおりです。

① 取締役と使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a)当社は、コンプライアンスに関する基本方針・規程を定め、役職員が法令・定款およびセコムグループとしての経営理念を遵守した行動をとるための態勢整備を図るとともに、コンプライアンスに関するマニュアルを整備し、役職員に研修を実施することで、その周知徹底を図る。

(b)当社は、コンプライアンスの取り組みを統括する部署を設置し、コンプライアンス推進の具体的な計画を定めたコンプライアンス・プログラムの進捗管理を行う。

(c)当社は、コンプライアンス委員会を設置し、取締役会の諮問機関としてコンプライアンスに関する諮問事項の審議・答申およびコンプライアンスに関する重要事項の取締役会への報告を行う。

(d)当社は、法令または社内規程等に違反する事案の早期発見および迅速な対応をとるために、内部通報に関する規程を定め、通常の社内報告ルート以外に、内部通報制度を設ける。また、通報された内容は秘密事項として扱い、必要な調査を行ったうえで適正な処置をとる。通報者はこの通報により何らの不利益も受けない。

(e)当社は、反社会的勢力への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力との関係遮断の体制を整備するとともに、外部専門機関と連携して組織的に断固たる対応を行う。

(f)当社は、個人情報保護に関する基本方針を定め、顧客情報の管理を適切に行うとともに、利益相反管理方針を定め、顧客の利益を不当に害するおそれのある取引の管理を適切に行う。

(g)当社は、内部監査に関する規程を定め、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置し、実効性のある内部監査体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理に関する規程を定め、適切に保存および管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a)当社は、リスク管理に関する基本方針・規程を定め、適切なリスク管理体制を整備する。

(b)当社は、リスク管理委員会およびその下部組織として、保険引受リスク小委員会、ＡＬＭ小委員会、オペレーショナルリスク小委員会を設置する。リスク管理委員会は、取締役会の諮問機関としてリスク管理に関する諮問事項の審議・答申およびリスク管理に関する重要事項の取締役会への報告を行う。

(c)当社は、大規模自然災害等のリスク発生時における危機管理に関する規程を定め、中核業務の早期復旧を図るための体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)取締役会は、「取締役会規則」に基づき、法令等に定める重要事項の決定及び経営上の意思決定等を行うとともに、取締役の適正な職務執行を監督する。

(b)当社は、取締役会を月１回開催するほか必要に応じて臨時に開催することで十分に経営論議を深め、取締役会規則に基づき所管事項の決議・報告を適切に行う。

(c)当社は、組織の事務分掌と職務権限を規程で定め、効率的かつ適切な業務執行体制を整備する。

(d)当社は、業務の簡素化や適切なＩＴ化により職務執行を効率化する体制を整備する。

⑤ 当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a)当社は、セコムグループの「運営基本 10 カ条」をはじめとするセコムグループの基本方針および親会社であるセコム株式会社の「内部統制システムの基本方針」に基づき、適正な業務を遂行する。

(b)当社は、親会社であるセコム株式会社の監査を受け、業務の適正性を確保する。

(c)代表取締役社長は、グループ経営会議に参加し、グループとの円滑な連携を図る。

(d)監査役は、グループ監査役連絡会に参加し、グループとの情報の共有等を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

(a)当社は監査役室を設置し、監査業務を補助する体制をとる。

(b)監査役の補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をすることができる。

(c)監査役の補助者の人事異動・人事評価は監査役会の同意を得たうえで決定する。監査役より、監査業務に必要な命令を受けた補助者はその命令に関して、取締役及び執行役員並びに使用人の指揮命令を受けず、また報告義務も負わない。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a)当社は、監査役に報告すべき事項を定める規程を監査役会と協議の上で定め、役職員は当該規程に定めた事実があることを知ったときは、遅滞なく監査役へ報告を行う。

(b)取締役は、内部通報制度における通報内容および運用状況について、適時に監査役へ報告を行う。

(c)監査役は、上記規程に定めのない事項であっても、必要に応じていつでも役職員から報告を求めることができる。

⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、報告された内容を秘密事項として扱い、早期に適切な対応を行うものとし、報告者は何らの不利益も受けない。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を負担する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)監査役は、取締役会へ出席するほか、その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(b)当社は、監査役が、取締役、内部監査担当部署、会計監査人と十分な意見交換を行う機会を適切に確保する。

(c)監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができる。

(d)当社は、監査役会に対して、監査役会が独自に弁護士に委任し、また、必要に応じて専門の会計士に委任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役会に報告する。

(2)内部統制システムの運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づき基本的な制度等を整備済みであり、引き続き適切な運用を行っております。当事業年度におけるその運用状況の概要は下記のとおりです。

■ コンプライアンスに関する取組みについて（基本方針①）

・「コンプライアンス基本方針」に基づき「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス推進体制やコンプライアンス事案等への対応方法等を明示している。また、全社員に「コンプライアンス・マニュアル」を配布するとともに、関連する法令や社内規程の改廃等に準拠したマニュアルの改訂を適宜行っている。

・コンプライアンスの取り組みを統括する部署を設置し、本店各部・事業所にコンプライアンス・オフィサー、コンプライアンス担当者を任命し、研修等によりコンプライアンスに関する社員周知を図っている。

・コンプライアンスの具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、進捗状況の管理を行っている。

・コンプライアンス委員会を月１回開催し、コンプライアンスに関する諮問事項の審議、および重要事項の取締役会への報告を行っている。

・「内部通報管理規程」および「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」を定め「内部通報・ハラスメントホットライン」への申出事項に対して適切な対応と管理を行っている。

・「反社会的勢力への対応に関する基本方針」および「犯罪収益移転防止対応に関する規程」に基づき「反社会的勢力への対応マニュアル」および「犯罪収益移転防止対応マニュアル」を定め、コンプライアンス委員会・取締役会に調査状況・結果を報告している。

・「個人情報に関する取扱いについて（個人情報保護基本方針）」に基づき「個人情報保護規程」を定め、顧客情報等の管理を行うとともに、社内通知文書・ｅラー

ニング・ニュース研修等により社員周知および意識向上を図っている。また、「利益相反管理方針」に基づき「利益相反管理規程」を定め、顧客利益を害する恐れのある取引の管理を行っている。

・「内部監査基本方針」、「内部監査規程」を定めるとともに、被監査部門から独立した内部監査部を設置し、「基本監査計画」に基づき本店各部・事業所を対象とする監査を実施し、監査結果を取締役会、リスク管理委員会、代表取締役社長および監査役に報告している。

■ リスク管理に関する取組みについて（基本方針③）

・「統合的リスク管理規程」に基づきリスク管理委員会を設置し、月 1 回定例で開催するほか必要に応じて臨時に開催し、諮問事項の審議、および重要事項の取締役会への報告を行っている。

・保険引受、資産運用、流動性、事務、システム等の各リスクに対してリスク管理担当部門を設け適切なリスク管理に努めるほか、リスク管理統括部門において定期的にリスクとソルベンシーの状況等を管理している。

・「災害対策基本方針」「災害対策管理規程（ＢＣＰ）」のほか行動計画やマニュアルを定め、広域災害等に対して適切に対応している。また、「システムコンティンジェンシープラン」について、リスクベースに基づく見直しを行った。

・金融庁サイバーセキュリティガイドラインへの準拠対応を進めているほか、収集した情報の社内周知や標的型攻撃メールへの訓練を実施し、サイバーセキュリティ対策の強化を適切に行っている。

・新型コロナウイルス感染症への経験を踏まえ、感染症全般に対応できるよう「新型インフルエンザ対策行動計画」を「感染症対策行動計画」として見直し、適切に対応している。

・ＩＴガバナンスの高度化に向け、「ＩＴ投資管理規程」および「システム開発・運用管理規程」を定め、当社における情報化の適切な進展と事業の継続性・健全性・適切性を確保している。

■ 取締役の職務の執行について（基本方針①②③④⑪）

・「取締役会規則」を定め、取締役会を月 1 回定例で開催するほか必要に応じて臨時に開催できるよう規定しており、経営に関する重要事項の情報を共有、論議し、的確で迅速な意思決定を行うよう努めている。

・「取締役会規則」や「文書管理規程」により、取締役会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の議事録およびその他稟議決裁文書などは文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理を行っている。

・事務分掌規程および稟議規程を定め、適切かつ効率的に業務を行っている。

・業務のＩＴ化や見直しにより、効率化体制の整備を適切に進めている。

・「財務報告に係る内部統制の基本計画及び方針」を毎年定め、財務報告の信頼性を確保するための体制を適切に整備し有効性を評価している。

■ グループ会社における業務の適正の確保について（基本方針⑤）

・親会社による監査は、年 1 回の取締役ヒアリング等、往査を含め適切に行われている。

・代表取締役社長は、半期毎にグループ経営会議に参加している。

・監査役および内部監査部門責任者は、グループ監査役連絡会を拡大したグループ監査役・内部監査部門合同連絡会に年 1 回参加している。

■ 監査役の監査の実効性について（基本方針⑥⑦⑧⑨⑩）

・「監査役への報告規程」に基づき、監査役に対して取締役等から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等が発生した場合には報告する体制を構築している。また、監査役は、各委員会の議事録や稟議および内部通報された事案の内容等について、常時閲覧できる体制としている。

・監査役は代表取締役社長、内部監査部門および会計監査人等との会合を開催し意見交換を行うとともに、取締役および使用人から定期的にヒアリングを実施している。

・監査役は取締役会へ出席するほか、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、災害対策委員会などの各委員会等に参加している。

2 コーポレートガバナンスの状況

当社の経営管理体制は、強固で透明性のあるガバナンスを実現するとともに、明確な意思決定プロセスを可能とするため次のとおりとしております。

会社の機関の内容

（1）経営組織概要

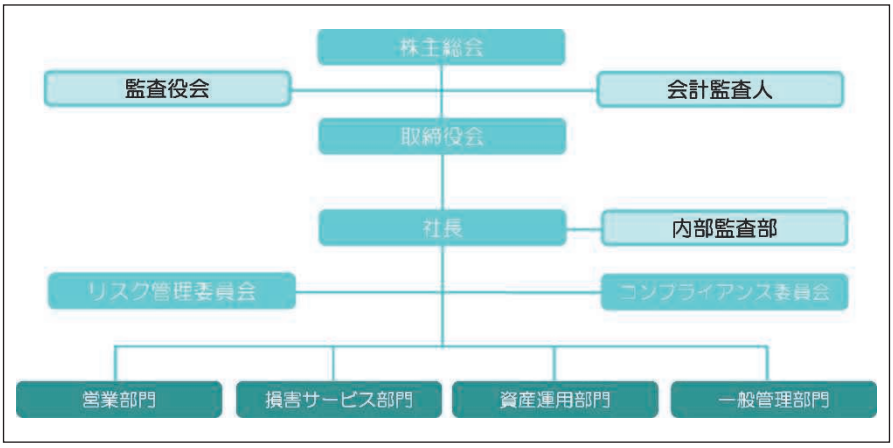

（2）取締役会・監査役会

当社の取締役会は、現在8名の取締役で構成し、任期は1年としております。監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成しております。社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

3 コンプライアンス（法令等遵守）の取組み

当社は、損害保険事業の高い公共性に鑑み、コンプライアンス（法令等遵守）を経営における最重要課題の一つと位置づけています。

当社ではコンプライアンスの実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定し、このプログラムに沿って社員に対するコンプライアンス教育や代理店への募集に関する指導等を含むコンプライアンス全般の推進を行っています。

取締役会の諮問機関として代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。同委員会は全国の部・ブロックに配置されたコンプライアンス・オフィサー、全国の支店、支社、営業所等に配置されたコンプライアンス担当者等から報告されたコンプライアンス事案についての審議やコンプライアンス・プログラムの評価、取締役会への付議等を主な任務としています。

コンプライアンス上の問題をはらむ事案が発生した場合には早期に問題の所在を把握して適切な措置を講じ、被害の拡大や再発を防止する必要があります。当社は問題の早期把握に支障を来たす事案に備え、ホットライン制度を設けています。通報者の個人情報等は厳重に管理され、不利益な取扱いを受けることはありません。

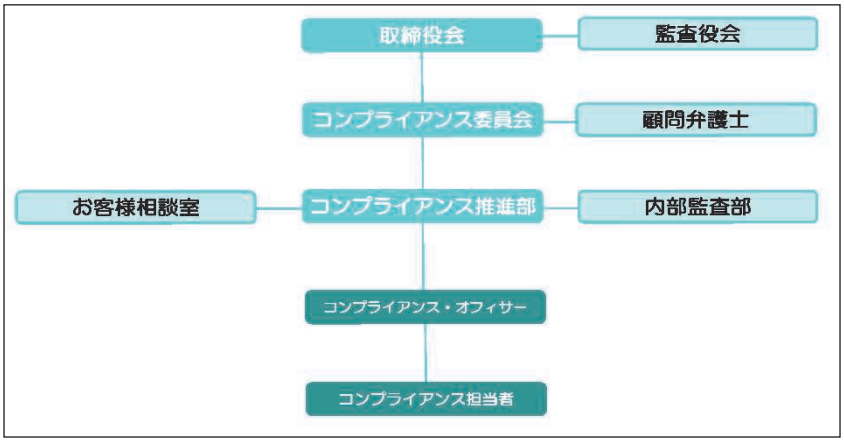

〔コンプライアンス体制図〕

4 コンプライアンス基本方針

（企業活動の原点）

当社は、セコムグループの一員として「信頼される安心を、社会へ。」をコーポレートメッセージとして掲げ、それに基づく経営管理態勢の整備および経営の健全性の確保により、お客さまの信頼を原点においた企業活動を行います。

（コンプライアンス態勢の構築）

当社の経営における最重要課題の一つとして、法令等のみならず広く社会的要請に応える態勢（コンプライアンス態勢）を構築します。

（正しさの追求）

お客さまの信頼に応える事業活動の基本は、日常の業務における「誠実かつ礼節ある対応」、「契約内容・商品・手続きなどの十分な説明」、「迅速・正確な手続き」および「事故発生時の適切な保険金支払い」であることを認識し、「正しさの追求」の理念のもと誠実に業務を遂行します。

（迅速な報告と再発防止）

日常の業務活動を通じ、コンプライアンス違反およびその疑義のある事案が発生または発覚した場合は、即時にその事実を包み隠さず報告し、お客さま保護の観点等から適切な措置を講じ、被害・損害の拡大や再発の防止を図ります。

5 反社会的勢力への対応に関する基本方針

セコム損害保険（以下「当社」という。）は、健全かつ適正な損害保険業務等を遂行するにあたって、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年６月19日・犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」等の法令を遵守すると共に、セコムグループの一員として「セコムグループ社員行動規範」に基づき、反社会的勢力との関係の遮断に向けて断固たる対応を行います。

① 組織としての対応

当社は、反社会的勢力に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力による不当要求等に対応する役職員の安全を確保します。

② 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力による不当要求等に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

③ 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力とは、取引関係（提携先を通じた取引を含みます。）を含めて、一切の関係を持たないよう努めます。また、反社会的勢力による不当要求は、断固として拒絶します。

④ 有事における民事と刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力による不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

⑤ 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

6 利益相反管理方針

当社は、利益相反管理方針を定め、お客さまの利益を不当に害することのないよう「利益相反のおそれのある取引を管理」し、適切に業務を遂行致します。

1． 利益相反および対象となるお客さまについて

「利益相反」とは、当社のお客さまとセコムグループ金融会社との間で利益が相反する状況または当社のお客さまとセコムグループ金融会社のお客さま相互間において利益が相反する状況等をいいます。

利益を保護する対象となるお客さまは、当社の保険関連業務に係るお客さまとします。

2． 利益相反のおそれがある取引の特定方法および類型について

取引の個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定します。

（利益相反のおそれのある取引の類型）

① お客さまと当社またはセコムグループ金融会社の利益が相反する取引

② お客さまと当社またはセコムグループ金融会社のお客さまの利益が相反する取引

③ お客さまの非公開情報を利用して当社またはセコムグループ金融会社が利益を得る取引

3． 利益相反のおそれがある取引の管理の方法

当社は、利益相反となるおそれのある取引を特定した場合、下記に掲げる方法などによりお客さまを保護します。

① 特定した取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門の分離（情報遮断）

② 特定した取引またはお客さまとの取引の条件または方法の変更

③ 特定した取引またはお客さまとの取引の中止

④ 特定した取引に伴いお客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについてのお客さまへの適切な開示

4． 利益相反管理体制について

当社は、利益相反管理統括部署を設置し、利益相反管理責任者を定めます。利益相反管理統括部署は、利益相反のおそれがある取引を特定・管理し、その内容を記録・保存します。また、利益相反管理に関する教育・研修を行います。

＊ 本方針におけるセコムグループ金融会社は、当社のほか、「セコムクレジット株式会社」「セコム医療システム株式会社」「株式会社荒井商店」です。

7 リスク管理態勢

保険会社を取り巻くリスクが多様化・複雑化している中、保険引受リスク、資産運用リスクなどの経営に係るさまざまなリスクを的確に把握するとともに、資本、リスクおよびリターンのバランスを適切にコントロールすることが大変重要となっております。

当社では、業務運営の健全性と適切性を確保し、リスクとソルベンシーの自己評価を含むリスク管理全般を統括するために「取締役会」の諮問機関として「リスク管理委員会」を設置しております。さらに「リスク管理委員会」の下に、詳細検討を行うための「ALM小委員会」「保険引受リスク小委員会」「オペレーショナルリスク小委員会」を設置し、経営をとりまくリスク全般を総合的に管理する態勢を明確化し、適切かつ厳正なリスク管理に努めております。

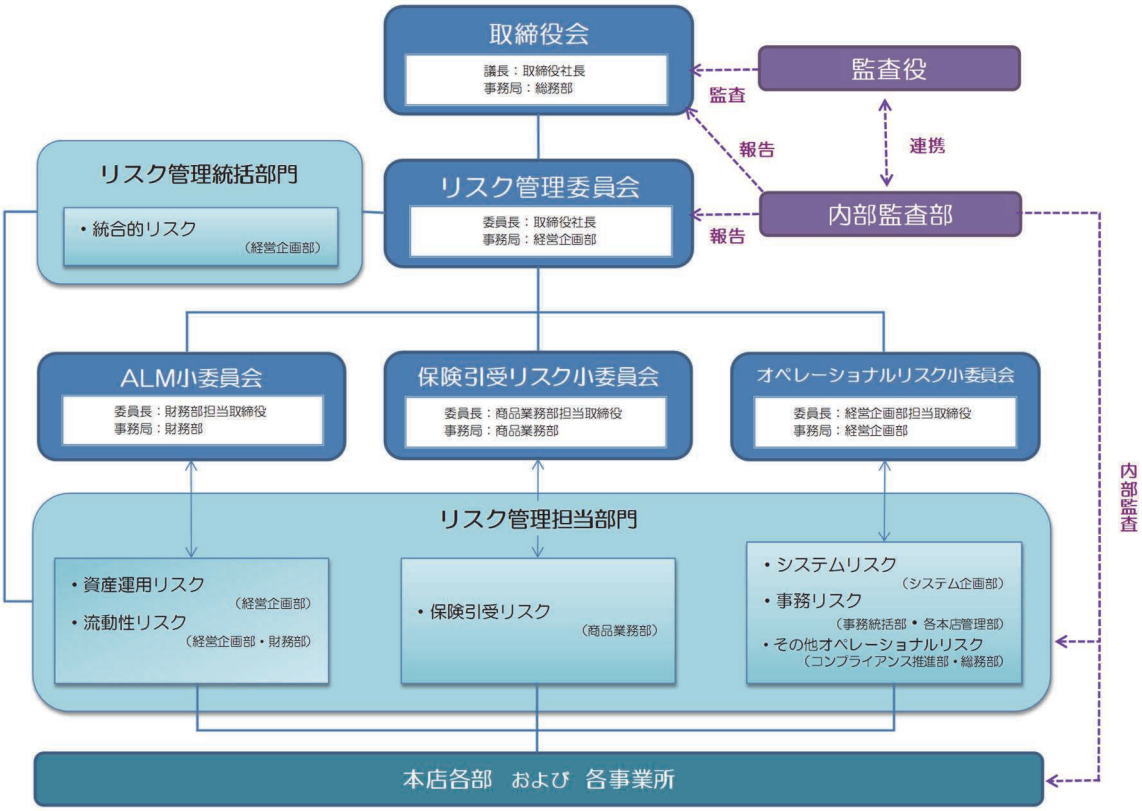

1．ERMの取組み

当社は、統合的リスク管理（ERM：Enterprise Risk Management）を「事業推進上存在するリスクを統合的に管理することを通して、セコムグループの経営理念を実現させるためのプロセス」と定義し、事業計画の推進における不可欠な枠組みとして捉え、中期事業計画（2026-2027）の主要施策の一つとして「ボトムラインを意識した業務の実行～全員で取り組むERM経営～」を掲げ、健全性を確保しつつ収益性の維持向上を図り、企業価値の安定的かつ継続的な拡大を目指しております。

2．自己資本管理・ストレステスト

当社では、財務の健全性を確保するため、リスク管理統括部門である「経営企画部」がリスク区分毎に計測したリスク量と経営体力（実質自己資本）を対比する自己資本管理を行い、「リスク管理委員会」に定期的に報告しております。

リスク量の計測には、VaR（バリューアットリスク）というリスク指標を用いており、損失額を99.5％の信頼度でカバーする水準のリスク量とその許容度を対比することにより資本が十分に確保されているか把握・管理しております。なお、リスクを計測する手法については経済価値ベースのモデルを採用しております。また、将来の不利益が生じた場合の影響度を測定するストレステストを定期的に実施し、「リスク管理委員会」に報告しております。

3．エマージングリスク、リスクレジスターおよび重要なリスク

過去とは異なる要因や環境変化により発生するエマージングリスクを含めてリスクを洗い出し、適切な管理を行い、リスク

レジスターを作成しております。洗い出されたリスクのうち、当社の財務の健全性、業務継続性等の観点から極めて大きな影響を及ぼす重要なリスクを特定し、経営レベルでの管理を行っております。気候変動に関するリスクや管理が難しいリスクについてはリスクレポートを作成して経営陣に報告しております。

また、様々なERM研修を実施しており、社員にリスク管理マインドが浸透するよう努めております。

4．保険引受リスク

当社の保険引受は、「契約引受規程」に基づいて行われておりますが、予定損害率を超えた損害が発生するリスクなどに備え、「商品業務部」がリスク管理担当部門として、料率水準や損害率の継続的な検証や再保険契約の締結など適正なリスクコントロールに努めております。さらに、「保険引受リスク小委員会」や「リスク管理委員会」において、総合的に検証する態勢をとっております。

－再保険について－

①　保有・出再の基本的な方針

火災保険や自動車保険等における通常リスクについては、リスクの内容や特性、過去の成績、再保険市場の動向を考慮した上で保有を定め、超過する部分については、最適な再保険カバーを確保し、安定的なリスク移転に努めています。一方、地震や台風などの自然災害の集積リスクについては、外部専門機関の算出したリスク分析値を参考にしてPML（予想最大損害額）を把握し、異常危険準備金、ソルベンシー・マージン比率の水準も考慮しながら、再保険スキームを決定しています。

なお、出再については確実に再保険金を回収できるよう、外部格付機関により一定以上の格付を有している再保険会社を選定した上で、特に外国再保険会社に関しては特定の会社に偏らないように留意しています。出再後も常時、再保険会社の格付動向をモニタリングし、信用リスクに不安が生じた際に適切な対応ができるような態勢をとっています。

②　受再の基本的な方針

受再については、原則として引き受けしない方針です。特に海外からの受再についてはリスクの判断が難しいことから行っていません。

③　自然災害リスクの想定モデル

地震については関東大震災、台風については再現期間200年の規模の想定台風が発生した場合にも対応できる再保険カバーを手配しています。

5．資産運用リスク・流動性リスク

当社の資産運用にあたっては、資産運用リスク管理担当部門にてリスク管理規程に基づいて業務運営が行われておりますが、「経営企画部」が市場関連リスク、信用リスク、不動産投資リスクなどの資産運用に係るリスクや長期資金繰りに係る流動性リスクの管理状況を監視し、「財務部」が短期資金繰りに係る流動性リスクを管理しております。さらに、「ALM小委員会」や「リスク管理委員会」において、総合的に検証する態勢をとっております。

6．事務リスク・システムリスク（オペレーショナルリスク）

事務リスクについては、「事務統括部」をはじめ、各担当部署が各種規程に基づきリスク管理を行っております。システムリスクについては「システム企画部」がシステム全般のリスク管理を行い、「オペレーショナルリスク小委員会」や「リスク管理委員会」において、総合的に検証する態勢をとっております。

7．その他の管理態勢

当社は、大規模災害発生時における人的、物的リスクへの対応として「災害対策委員会」を設置し、地震災害をはじめとするさまざまな災害時のお客さまへのご案内や事務手続きなど、迅速かつ適切に対応するための態勢を整備しております。

また、当社に対する中傷や根拠のない噂や憶測等が流布し、当社の信用や評価が低下することから生じる直接間接の損害を被る「風評リスク」に対しては、リスク管理担当部門が適切な対応を行うよう努めております。

8 社内・社外の監査態勢

（1）社内の監査

当社は、監査役による会社法に基づく監査と内部監査部による監査を実施しています。

内部監査部は、監査役、監査役会および外部監査法人との連携強化を図りながら、会社の業務全般について合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で検証・評価を行うほか、経営目標の効果的な達成および社業の発展に寄与するための提言等を行っています。なお、監査結果は定期的に取締役会に報告しています。

（2）社外の監査・検査

当社は、監査法人（有限責任あずさ監査法人）による会社法上の会計監査を受けています。このほか、セコム株式会社の監査役による監査を年1回受けております。

9 第三分野保険に係る責任準備金の確認について

（1）第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

第三分野保険（医療保険、ガン保険、介護保険などの疾病や傷害を事由とした保険金や治療のための給付金が支払われる保険）は、医療政策等の外的要因や当初の想定を超えた契約者の行動の影響を受けやすく、また保険期間は終身保障タイプが多く長期にわたるため、長期的な不確実性が内在されることが推測されます。

当社は法令等に基づき、ストレステスト・負債十分性テストを実施し、保険計理人の確認のもと、危険準備金Ⅳ・追加責任準備金を積み立てることにより、この不確実性に対応していくこととしております。

（2）ストレステスト・負債十分性テストにおける危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性

ストレステストの実施においては、平成10年大蔵省告示第231号に基づき社内規則を設け、実施基準を定めております。

ストレステスト・負債十分性テストに使用する事故発生率・事業費率等は当社の過去の実績をもとに設定しております。

ストレステストにおける事故発生率は、将来10年間に見込まれる支払保険金を99％の信頼度でカバーする水準とし、負債十分性テストの事故発生率は97.7％の確率でカバーする水準としております。

（3）テストの結果

ストレステストを実施した結果、危険準備金Ⅳの積み立ては不要となりました。また、負債十分性テストにつきましては、ストレステストの結果より、予定事故発生率が十分なリスクをカバーしていることを確認できたため、実施する必要がありませんでした。

10 個人情報（特定個人情報を含む）保護

当社では、近年のインターネットや情報技術の急速な進展に伴い、これまで以上に高度で厳密な情報管理が重要な経営課題の一つと認識しており、当社の社会的責務であると考えております。具体的には、情報管理にあたり、「情報セキュリティポリシー」を策定し、お客さまからの信頼の確保を第一に考え、全ての役職員等に対しお客さま情報の保護と適切な取扱いに関する社内教育の徹底を図っております。

また、「個人情報の保護に関する法律」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、当社は、個人情報取扱事業者および個人番号関係事務実施者として個人情報保護に取り組むにあたり、「個人情報に関する取扱いについて（個人情報保護基本方針）」を定めております。

次にその全文を掲載いたします。

個人情報に関する取扱いについて
（個人情報保護基本方針）

セコム損害保険株式会社

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）、その他の関係法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。当社は、従業員等への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるよう取り組むなど、お客さまにご安心いただける取り組みに徹してまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

＊以下２．～１９．の各項目における「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。

１．事業者の名称・住所・代表者の氏名
当社の名称・住所・代表者の氏名については、下記当社ホームページをご覧ください。
（https://www.secom-sonpo.co.jp/gaiyo/）

２．個人情報の取得・利用
当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得・利用します。
当社は、主に保険契約申込書、保険金請求書、取引書類、アンケートなどにより個人情報を取得します。また、各種お問い合わせやご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音などにより個人情報を取得することがあります。

３．個人情報の利用目的
当社は、取得した個人情報を、次の各号の目的および下記７．８．９．に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます）に必要な範囲を超えて利用しません。
利用目的は、お客さま等にとって明確になるように具体的に定め、ホームページ等により公表します。
また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書等に記載します。
さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。
①当社が取り扱う商品の販売・サービスの案内・提供（ご本人の確認、契約の引受審査、維持・管理、損害査定業務を含みます）を行うため
＜当社が取り扱う商品・サービス＞
損害保険、ローンおよびこれらに付帯・関連するサービス
②下記７.(1)に掲げる関係会社および下記７.(2)に掲げる提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内のため
③他の事業者から個人情報（個人データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
④市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による、商品・システム・サービスの開発・研究のため
⑤社員等の採用・雇用、販売基盤（代理店等）の新設および維持管理
⑥その他、上記に付随する業務ならびにお客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため（経営管理・各種リスク管理を行うことを含みます）
利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第18条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

４．個人データの第三者提供および第三者からの取得
（１）当社は、以下の場合等法令で定める場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
・当社の関係会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記７．をご覧ください）
・損害保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記８．をご覧ください）
・国土交通省との間で共同利用を行う場合（下記９．をご覧ください）
（２）当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合（個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます）には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

５．個人関連情報の第三者への提供
（１）当社は、法令で定める場合を除き、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限ります。以下同じ）を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することを認める旨の同意が得られていることを確認することをしないで、当該情報を提供しません。
（２）当社は、法令で定める場合を除き、前項の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人関連情報を提供したか、どのように第三者がご本人の同意を得たか等）について確認・記録します。

６．個人データの取扱いの委託
当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。

当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。(④については、下記１２．の個人番号および特定個人情報を含みます)
①保険契約の募集・損害調査に関わる業務
②保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務
③情報システムの開発・保守・運用に関わる業務
④個人番号関係事務に関わる業務

7．関係会社・提携先企業との共同利用
（1）関係会社との共同利用
＜共同利用する者の範囲および目的＞
当社とセコムグループ会社は、その取り扱う商品・サービスの案内または適切かつ円滑な提供のために（上記３．④および⑥を含みます）、個人データを共同利用することがあります。
※セコムグループ会社とは、セコム株式会社とその連結子会社および持分法適用会社をいいます。
＜共同利用する個人データの項目＞
住所、氏名、電話番号（固定電話・FAX・携帯電話等）・電子メールアドレス等の連絡先、性別、生年月日、契約状況、事故状況、保険金支払状況、お問い合わせ、依頼内容その他申込書等に記載された契約内容
＜個人データの管理について責任を有する者＞
当社（セコム損害保険株式会社）（詳細は上記１．をご覧ください）
（2）提携先企業との共同利用
＜共同利用する者の範囲および目的＞
当社は、富国生命保険相互会社（以下、「富国生命」といいます）との提携商品である「自由診療保険メディコムプラス」をお客さまがお申込みの場合に、当社および富国生命におけるお客さまの保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために、個人データを富国生命と共同で利用いたします。
富国生命については、下記ホームページをご覧ください。
(https://www.fukoku-life.co.jp/)
＜共同利用する個人データの項目＞
・氏名、生年月日、性別、住所および電話番号等
・保険期間、保険料および保険料振替口座の口座情報
・ご契約内容およびその後の異動
・保険事故の状況等
・告知書、診査報状、健康管理証明書、その他ご提出いただいた健康診断結果通知書等に記載の情報、およびその他の保健医療情報
＜個人データの管理について責任を有する者＞
当社（セコム損害保険株式会社）（詳細は上記１.をご覧ください）

8．情報交換制度等
（1）損害保険業界の情報交換制度について
当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。
また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。
詳細については、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（https://www.sonpo.or.jp/）または損害保険料率算出機構のホームページ（https://www.giroj.or.jp）をご覧ください。
（2）代理店等情報の確認業務について
当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。
また、損害保険代理店への委託等のために一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。
詳細については、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（https://www.sonpo.or.jp/）をご覧ください。

9．国土交通省への自賠責保険のデータ提供
当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間を満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報を国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。
詳細については、国土交通省のホームページ（https://www.mlit.go.jp/privacy.html）をご覧ください。
＜共同利用する個人情報の項目＞
・契約者の氏名、住所
・証明書番号、保険期間
・車種、車台番号、標識番号または車両番号

１０．信用情報の取扱い
当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます）から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

１１．センシティブ情報の取扱い
当社は、個人情報保護法第2条第3項に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第１項各号もしくは個人情報保護法施行規則第６条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。
以下、「センシティブ情報」といいます）について、以下の場合を除き、取得、利用または第三者提供を行いません。
①保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
②相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
③保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
④法令等に基づく場合
⑤人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
⑥公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
⑦国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
⑧学術研究目的の場合（個人情報保護法第20条第２項第６号に掲げる場合にセンシティブ情報を取得する場合、個人情報保護法第18条第３項第６号に掲げる場合にセンシティブ情報を利用する場合、または個人情報保護法第27条第１項第７号に掲げる場合にセンシティブ情報を第三者提供する場合）

１２．特定個人情報の取扱い
当社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記７．８．９．の共同利用も行いません。個人番号および特定個人情報の取扱いについては、このほか、６．１４．１５．１９．をご覧ください。

１３．ご契約内容・事故に関するご照会
ご契約内容・事故に関するご照会については、取扱代理店、当社事業所・サービスセンターにお問い合わせください。
当社は、ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

１４．保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求
個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記１９．のお問い合わせ先にお申し付けください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面により回答いたします。開示のご請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。
当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確な情報に変更させていただきます。

１５．個人データの安全管理
当社は、取り扱う個人データ（当社が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定され

ているものを含みます）、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、基本方針・取扱規程等の整備および組織的・人的・物理的・技術的な観点での安全管理措置に係る実施体制の整備等、委託先の監督や外的環境の把握等も含め十分なセキュリティ対策を講じます。
当社ウェブサイトにおける個人データの安全管理については「ウェブサイト・プライバシーポリシー」（https://www.secom-sonpo.co.jp/website_policy.html）をご覧ください。

１６．外国にある第三者への提供
当社は、ご本人の同意に基づき、再保険の引受保険会社等（海外にあるものを含みます）に個人データの提供を行うこと（引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます）があります。
保険契約の申込みの時点では提供先の引受保険会社等が確定しないため、当該引受保険会社等が講じる個人データの安全管理措置や、移転先の国名は特定できません。なお、海外にある引受保険会社等の所在国等については、下記当社ホームページをご覧ください。
（https://www.secom-sonpo.co.jp/saihoken/）
また、上記の再保険契約のためのもの以外で、個人データの取扱いを海外にある外部に委託する場合には、個人情報保護法で求められる、委託先における個人データの安全管理措置に相当する措置（以下、「相当措置」といいます）を義務付けた委託契約を委託先との間で締結するとともに、委託先の相当措置の実施状況等の定期的な確認および委託の是正・停止等の適切な管理を行い、安全管理措置を講じていきます。

１７．仮名加工情報の取扱い
（１）仮名加工情報の作成
当社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、以下の対応を行います。
・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
（２）仮名加工情報の利用目的
当社は、仮名加工情報の利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定し、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にしたうえで、公表します。

１８．匿名加工情報の取扱い
（１）匿名加工情報の作成
当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。
・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと
（２）匿名加工情報の提供
当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

１９．お問い合わせ窓口
当社は、個人情報、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。
当社からのＥメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記お問い合わせ先にお申し付けください。
ご本人からお求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。
ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象とはなりません。
当社の個人情報、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いや、保有個人データ、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報に関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記にお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞
セコム損害保険株式会社　お客様相談室
所在地　〒102-8645　東京都千代田区平河町2-6-2 セコム損保ビル
フリーダイヤル　0120-333-962
［受付時間：9:00～12:00・13:00～18:00、月～金曜日（祝日・休日および年末年始を除く）］
当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

＜お問い合わせ先＞
一般社団法人日本損害保険協会　そんぽＡＤＲセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）
所在地　〒101-0063　東京都千代田区神田淡路町2-105
ワテラスアネックス７階
電話　03-3255-1470［受付時間：9:00～17:00、月～金曜日（祝日・休日および年末年始を除く）］
ホームページアドレス（https://www.sonpo.or.jp/）

2024年4月

Ⅴ．財産の状況

1 計算書類関係

（1）貸借対照表

（単位：百万円）

科目＼年度	2024年度（2025年3月31日現在）	2025年度（2026年3月31日現在）	比較増減
（資産の部）			
現金及び預貯金	18,819	11,965	△6,854
預貯金	(18,819)	(11,965)	
コールローン	28,000	19,000	△9,000
有価証券	171,478	212,912	41,434
国債	(21,896)	(31,580)	
地方債	(946)	(937)	
社債	(60,584)	(67,656)	
株式	(41,185)	(57,282)	
外国証券	(17,741)	(19,067)	
その他の証券	(29,123)	(36,387)	
貸付金	0	0	△0
保険約款貸付	(0)	(0)	
有形固定資産	122	135	13
土地	(12)	(12)	
建物	(20)	(19)	
その他の有形固定資産	(89)	(103)	
無形固定資産	8,180	7,472	△707
ソフトウェア	(8,134)	(7,394)	
その他の無形固定資産	(45)	(78)	
その他資産	9,997	10,431	434
未収保険料	(202)	(240)	
代理店貸	(4,245)	(4,152)	
共同保険貸	(10)	(20)	
再保険貸	(506)	(562)	
外国再保険貸	(110)	(117)	
未収金	(2,409)	(2,529)	
未収収益	(853)	(1,045)	
預託金	(138)	(155)	
仮払金	(1,518)	(1,607)	
繰延税金資産	15,509	10,889	△4,620
貸倒引当金	△33	△35	△2
資産の部合計	252,074	272,771	20,697

（単位：百万円）

科目＼年度	2024年度（2025年3月31日現在）	2025年度（2026年3月31日現在）	比較増減
（負債の部）			
保険契約準備金	189,543	187,765	△1,777
支払備金	(26,533)	(29,353)	
責任準備金	(163,009)	(158,412)	
その他負債	4,581	5,812	1,231
共同保険借	(13)	(18)	
再保険借	(1,812)	(1,608)	
外国再保険借	(361)	(315)	
未払法人税等	(878)	(2,071)	
預り金	(24)	(27)	
未払金	(347)	(341)	
仮受金	(1,086)	(1,374)	
資産除去債務	(56)	(56)	
退職給付引当金	2,480	2,393	△86
役員退職慰労引当金	31	43	11
賞与引当金	587	602	15
特別法上の準備金	5,169	5,459	289
価格変動準備金	(5,169)	(5,459)	
負債の部合計	202,394	202,078	△315
（純資産の部）			
資本金	16,808	16,808	－
資本剰余金	2,814	2,814	－
資本準備金	(2,814)	(2,814)	
利益剰余金	7,567	11,601	4,034
利益準備金	(965)	(1,061)	
その他利益剰余金	(6,601)	(10,540)	
繰越利益剰余金	((6,601))	((10,540))	
自己株式	△195	△196	△0
株主資本合計	26,994	31,028	4,034
その他有価証券評価差額金	22,685	39,663	16,978
評価・換算差額等合計	22,685	39,663	16,978
純資産の部合計	49,679	70,692	21,013
負債及び純資産の部合計	252,074	272,771	20,697

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)有価証券の評価基準および評価方法

①満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法により行っております。

②その他有価証券(市場価格のない株式等を除く。)の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

③その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。

(2)デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(3)有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法によっております。

(4)無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(5)外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6)貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各所轄部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した総合企画部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(7)退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づいて、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年～13年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

(8)賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。

(9)役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労引当金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(10)価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(11)消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産(仮払金)に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(12)保険料、責任準備金および支払備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。

2.重要な会計上の見積り

支払備金

(1)当年度の計算書類に計上した金額

当年度の貸借対照表の「支払備金」に29,353百万円計上しております。

(2)会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

保険業法第117条の規定に基づき、保険契約に基づいて支払義務が発生した又は発生したと認められる保険金等のうち、まだ支払っていない金額を見積もり、支払備金として積み立てております。

① 算出方法

支払事由の発生の報告があった保険契約については、支払事由の報告内容、保険契約の内容及び損害調査内容等に基づき個別に支払見込額を見積もっております。まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められるもの（以下、「既発生未報告支払備金」という。）については、過去の支払い実績等を勘案して算出した最終損害額の見積りに基づき計上しております。

② 翌年度の計算書類に与える影響

損害調査の進展、裁判等の結果や為替相場の変動などにより、保険金等の支払額や支払備金の計上額が当初の見積りから変動する可能性があります。

なお、既発生未報告支払備金は、過去の実績等を勘案し、適正な保険数理の手法に基づき積み立てておりますが、未報告であることに起因する不確実性を有しております。

3.金融商品の状況に関する事項(後掲 5．時価情報等 に記載)

4.金融商品の時価等に関する事項(後掲 5．時価情報等 に記載)

5.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項(後掲 5．時価情報等 に記載)

6.保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額は以下のとおりであります。

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権額に該当するものはありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

(2)危険債権額に該当するものはありません。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

(3)三月以上延滞債権額に該当するものはありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

(4)貸付条件緩和債権額に該当するものはありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

(5)破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸付条件緩和債権額の合計額に該当するものはありません。

7. 有形固定資産の減価償却累計額は385百万円、圧縮記帳額は14百万円であります。

8. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務のうち、親会社に対する金銭債権総額は10百万円、金銭債務総額は25百万円であります。

9. 繰延税金資産の総額は27,035百万円、繰延税金負債の総額は15,441百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当金として控除した金額は704百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金20,311百万円、支払備金2,984百万円、価格変動準備金1,575百万円、退職給付引当金690百万円および有価証券評価損659百万円であります。繰延税金負債は、その他有価証券にかかる評価差額金15,398百万円であります。

10.親会社株式および関係会社株式は保有しておりません。

11.退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1)採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度および確定拠出制度を採用しております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

(2)確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,308	百万円
勤務費用	130	百万円
利息費用	37	百万円
数理計算上の差異の発生額	3	百万円
退職給付の支払額	△268	百万円
退職給付債務の期末残高	2,211	百万円

②退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,211	百万円
未積立退職給付債務	2,211	百万円
未認識過去勤務費用	△8	百万円
未認識数理計算上の差異	190	百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,393	百万円
退職給付引当金	2,393	百万円

③退職給付債務の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	2.42%
数理計算上の差異の処理年数	11年～13年
未認識過去勤務費用	14年

12.支払備金・責任準備金に関する事項は次のとおりであります。

(1)支払備金の内訳

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	29,684	百万円
同上にかかる出再支払備金	949	百万円
差引(イ)	28,735	百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	617	百万円
計(イ＋ロ)	29,353	百万円

(2)責任準備金の内訳

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	90,490	百万円
同上にかかる出再責任準備金	985	百万円
差引(イ)	89,505	百万円
その他の責任準備金(ロ)	68,907	百万円
計(イ＋ロ)	158,412	百万円

13.1株当たりの純資産額は、439円51銭であります。

1株当たりの純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

普通株式に係る純資産額	70,692	百万円
普通株式の期末発行済株式数から自己株式数を控除した株式数	160,841	千株

14.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

（2）損益計算書

（単位：百万円）

科目＼年度	2024年度 〔2024年4月 1日から 2025年3月31日まで〕	2025年度 〔2025年4月 1日から 2026年3月31日まで〕	比較増減
経常収益	**60,608**	**69,173**	**8,565**
保険引受収益	**57,719**	**64,777**	**7,057**
正味収入保険料	(57,428)	(60,000)	(2,571)
収入積立保険料	(△52)	(△66)	(△13)
積立保険料等運用益	(343)	(245)	(△98)
責任準備金戻入額	(－)	(4,597)	(4,597)
為替差益	(－)	(1)	(1)
資産運用収益	**2,881**	**4,379**	**1,497**
利息及び配当金収入	(3,205)	(4,087)	(881)
有価証券売却益	(18)	(262)	(243)
有価証券償還益	(－)	(274)	(274)
為替差益	(1)	(0)	(△0)
積立保険料等運用益振替	(△343)	(△245)	(98)
その他経常収益	**6**	**17**	**10**
貸倒引当金戻入額	(0)	(－)	(0)
その他の経常収益	(5)	(17)	(11)
経常費用	**56,677**	**63,255**	**6,577**
保険引受費用	**45,508**	**52,263**	**6,755**
正味支払保険金	(28,581)	(29,547)	(966)
損害調査費	(3,621)	(3,545)	(△76)
諸手数料及び集金費	(9,119)	(9,642)	(523)
満期返戻金	(2,402)	(6,693)	(4,291)
支払備金繰入額	(1,180)	(2,820)	(1,639)
責任準備金繰入額	(584)	(－)	(△584)
為替差損	(3)	(－)	(△3)
その他保険引受費用	(15)	(15)	(△0)
資産運用費用	**64**	**－**	**△64**
有価証券評価損	(53)	(－)	(△53)
その他運用費用	(10)	(－)	(△10)
営業費及び一般管理費	**11,088**	**10,985**	**△102**
その他経常費用	**17**	**6**	**△10**
貸倒引当金繰入額	(－)	(2)	(2)
その他の経常費用	(17)	(4)	(△12)
経常利益	**3,930**	**5,917**	**1,987**
特別利益	**－**	**－**	**－**
特別損失	**389**	**290**	**△98**
固定資産処分損	(32)	(0)	(△32)
特別法上の準備金繰入額	(356)	(289)	(△66)
価格変動準備金	((356))	((289))	((△66))
税引前当期純利益	**3,540**	**5,627**	**2,086**
法人税及び住民税	**2,380**	**3,347**	**967**
法人税等調整額	**△2,080**	**△2,237**	**△156**
法人税等合計	**299**	**1,110**	**810**
当期純利益	**3,241**	**4,517**	**1,276**

Ⅴ．財産の状況

1.関係会社に対する取引高のうち、親会社に対する収入総額は2,826百万円、費用総額は752百万円であります。

2.正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	73,360	百万円
支払再保険料	13,360	百万円
差引	60,000	百万円

3.正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	31,798	百万円
回収再保険金	2,250	百万円
差引	29,547	百万円

4.諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	11,281	百万円
出再保険手数料	1,639	百万円
差引	9,642	百万円

5.支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、（ロ）に掲げる保険を除く）	2,821	百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	3	百万円
差引（イ）	2,818	百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額（ロ）	1	百万円
計（イ+ロ）	2,820	百万円

6.責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	△3,851	百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	86	百万円
差引（イ）	△3,938	百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	△658	百万円
計（イ+ロ）	△4,597	百万円

7.利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	37	百万円
コールローン利息	108	百万円
有価証券利息・配当金	3,941	百万円
貸付金利息	0	百万円
その他利息・配当金	0	百万円
計	4,087	百万円

8.損害調査費ならびに営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は225百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	130	百万円
利息費用	37	百万円
数理計算上の差異の費用処理額	12	百万円
過去勤務費用の費用処理額	1	百万円
確定拠出年金への掛金拠出額	43	百万円
計	225	百万円

9.当期における法定実効税率は28.0%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は19.7%であり、その差異の主要な内訳は、税率変更による期末繰延税金資産の増額修正△4.7%、受取配当金の益金不算入△3.5%、住民税均等割0.9%、賃上げ促進税制による税額控除の△0.9%であります。

10.1株当たりの当期純利益は28円8銭であります。

算定上の基礎である当期純利益は4,517百万円、普通株主に帰属しないものは該当がなく、普通株式に係る当期純利益は4,517百万円、普通株式の期中平均株式数は160,841千株であります。

11.関連当事者との取引

(1)親会社

会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
セコム株式会社	東京都渋谷区	66,427	警備請負業	直接98.0%	役員1名	支配株主	出向者給与等	306	預託金等	10
							代理店手数料等	446	未払金等	25

(注)1.セコム株式会社は、東京証券取引所(プライム市場)に上場しております。

2.当社は、代理店委託契約書に基づきセコム株式会社に保険販売を委託しており、当期の取引金額に記載をしております。なお、当社は同社から保険契約を引き受けておりますが、普通保険約款に従った保険契約であり、一般の取引条件と同様であることが明らかであるため、記載を省略しております。

3.経営上の重要な契約等

セコム株式会社との間で、セコム株式会社が、当社の純資産額が一定水準を下回った場合、または債務の支払いに必要な流動資産が不足した場合に、当社に対して資金を提供すること等を約した純資産維持に関する契約を締結しております。

なお、本契約はセコム株式会社が当社の債務支払いに関して保証を行うものではありません。

(2)親会社の子会社

会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
セコムトラストシステムズ株式会社	東京都渋谷区	1,468(セコム㈱全額出資)	情報通信事業等	システムの開発および取得	1,129	–	–
				システムの運営・保守等	1,647		

(注) 1.取引条件および取引条件の決定方針等に関しましては一般取引条件と同様に決定しております。

2.当社は、上記関連当事者の議決権を所有しておりません。

12.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

（3）キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科目 ＼ 年度	2024年度 （2024年4月 1日から 2025年3月31日まで）	2025年度 （2025年4月 1日から 2026年3月31日まで）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（△は損失）	3,540	5,627
減価償却費	3,506	2,944
支払備金の増減額（△は減少）	1,180	2,820
責任準備金の増減額（△は減少）	584	△4,597
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△0	2
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△27	△86
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△13	11
賞与引当金の増減額（△は減少）	17	15
価格変動準備金の増減額（△は減少）	356	289
利息及び配当金収入	△3,205	△4,087
有価証券関係損益（△は益）	47	△559
有形固定資産関係損益（△は益）	0	0
無形固定資産関係損益（△は益）	51	–
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	1,353	△221
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	△34	38
小計	7,357	2,197
利息及び配当金の受取額	3,094	3,873
法人税等の支払額	△3,862	△2,154
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,589	3,916
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△15,660	△27,161
有価証券の売却・償還による収入	5,332	10,143
貸付けによる支出	△0	△0
貸付金の回収による収入	184	0
資産運用活動計	△10,144	△17,017
営業活動および資産運用活動計	△3,554	△13,101
有形固定資産の取得による支出	△14	△37
無形固定資産の取得による支出	△3,767	△2,232
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,926	△19,288
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△482	△482
財務活動によるキャッシュ・フロー	△482	△482
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	**△7,819**	**△15,854**
現金及び現金同等物の期首残高	**54,639**	**46,819**
現金及び現金同等物の期末残高	**46,819**	**30,965**

2024年度

1.現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

預貯金	18,819	百万円
コールローン	28,000	百万円
有価証券	171,478	百万円
現金同等物以外の有価証券	△171,478	百万円
現金及び現金同等物	46,819	百万円

2.重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

3.投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

2025年度

1.現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

預貯金	11,965	百万円
コールローン	19,000	百万円
有価証券	212,912	百万円
現金同等物以外の有価証券	△212,912	百万円
現金及び現金同等物	30,965	百万円

2.重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

3.投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

（4）貸借対照表の推移

（単位：百万円、%）

科目＼年度	2023年度			2024年度			2025年度		
		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率
（資産の部）									
現金及び預貯金	54,639	21.7	△16.3	18,819	7.5	△65.6	11,965	4.4	△36.4
コールローン	－	－	－	28,000	11.1	－	19,000	7.0	△32.1
有価証券	165,273	65.6	20.0	171,478	68.0	3.8	212,912	78.1	24.2
貸付金	184	0.1	△41.1	0	0.0	△99.8	0	0.0	△8.5
有形固定資産	135	0.1	34.6	122	0.0	△10.0	135	0.0	10.7
無形固定資産	8,349	3.3	9.6	8,180	3.2	△2.0	7,472	2.7	△8.7
その他資産	10,811	4.3	30.4	9,997	4.0	△7.5	10,431	3.8	4.3
繰延税金資産	12,580	5.0	△14.6	15,509	6.2	23.3	10,889	4.0	△29.8
貸倒引当金	△33	△0.0	－	△33	△0.0	－	△35	△0.0	－
資産の部合計	**251,941**	**100.0**	**7.6**	**252,074**	**100.0**	**0.1**	**272,771**	**100.0**	**8.2**
（負債の部）									
保険契約準備金	187,778	74.5	1.0	189,543	75.2	0.9	187,765	68.8	△0.9
その他負債	6,098	2.4	67.5	4,581	1.8	△24.9	5,812	2.1	26.9
退職給付引当金	2,508	1.0	△0.6	2,480	1.0	△1.1	2,393	0.9	△3.5
役員退職慰労引当金	45	0.0	△0.5	31	0.0	△29.3	43	0.0	35.9
賞与引当金	570	0.2	1.3	587	0.2	3.0	602	0.2	2.6
価格変動準備金	4,813	1.9	6.3	5,169	2.1	7.4	5,459	2.0	5.6
負債の部合計	**201,813**	**80.1**	**2.3**	**202,394**	**80.3**	**0.3**	**202,078**	**74.1**	**△0.2**
（純資産の部）									
資本金	16,808	6.7	－	16,808	6.7	－	16,808	6.2	－
資本剰余金	2,814	1.1	－	2,814	1.1	－	2,814	1.0	－
利益剰余金	4,808	1.9	33.0	7,567	3.0	57.4	11,601	4.3	53.3
自己株式	△195	△0.1	－	△195	△0.1	－	△196	△0.1	－
その他有価証券評価差額金	25,891	10.3	88.5	22,685	9.0	△12.4	39,663	14.5	74.8
純資産の部合計	**50,127**	**19.9**	**36.3**	**49,679**	**19.7**	**△0.9**	**70,692**	**25.9**	**42.3**
負債及び純資産の部合計	**251,941**	**100.0**	**7.6**	**252,074**	**100.0**	**0.1**	**272,771**	**100.0**	**8.2**

（5）損益計算書の推移

（単位：百万円）

科目＼年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	**56,599**	**60,608**	**69,173**
保険引受収益	52,018	57,719	64,777
資産運用収益	4,535	2,881	4,379
その他経常収益	46	6	17
経常費用	**54,164**	**56,677**	**63,255**
保険引受費用	43,559	45,508	52,263
資産運用費用	263	64	–
営業費及び一般管理費	10,326	11,088	10,985
その他経常費用	14	17	6
経常利益	**2,435**	**3,930**	**5,917**
特別利益	**–**	**–**	**–**
特別損失	**283**	**389**	**290**
税引前当期純利益	**2,152**	**3,540**	**5,627**
法人税及び住民税	**2,891**	**2,380**	**3,347**
法人税等調整額	**△2,414**	**△2,080**	**△2,237**
法人税等合計	**477**	**299**	**1,110**
当期純利益	**1,674**	**3,241**	**4,517**

（6）1株当たり配当金等の推移

区分＼年度	2023年度	2024年度	2025年度
1株当たり配当金	3.00円	3.00円	3.00円
1株当たり当期純利益	10.41円	20.15円	28.08円
配当性向	28.8%	14.9%	10.7%
1株当たり純資産額	311.65円	308.87円	439.51円
従業員1人当たり総資産	556百万円	570百万円	598百万円

（注）1株当たり当期純利益は $\frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均発行済株式の総数（加重平均）}}$ により算出しております。

（7）株主資本等変動計算書

2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）　（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	**16,808**	**2,814**	**2,814**	**868**	**3,939**	**4,808**	**△195**	**24,235**	**25,891**	**25,891**	**50,127**
当期変動額											
剰余金の配当	－	－	－	96	△579	△482	－	△482	－	－	△482
当期純利益	－	－	－	－	3,241	3,241	－	3,241	－	－	3,241
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△0	△0	－	－	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	△3,206	△3,206	△3,206
当期変動額合計	**－**	**－**	**－**	**96**	**2,662**	**2,758**	**△0**	**2,758**	**△3,206**	**△3,206**	**△447**
当期末残高	**16,808**	**2,814**	**2,814**	**965**	**6,601**	**7,567**	**△195**	**26,994**	**22,685**	**22,685**	**49,679**

2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）　（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	**16,808**	**2,814**	**2,814**	**965**	**6,601**	**7,567**	**△195**	**26,994**	**22,685**	**22,685**	**49,679**
当期変動額											
剰余金の配当	－	－	－	96	△579	△482	－	△482	－	－	△482
当期純利益	－	－	－	－	4,517	4,517	－	4,517	－	－	4,517
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△0	△0	－	－	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	16,978	16,978	16,978
当期変動額合計	**－**	**－**	**－**	**96**	**3,938**	**4,034**	**△0**	**4,034**	**16,978**	**16,978**	**21,013**
当期末残高	**16,808**	**2,814**	**2,814**	**1,061**	**10,540**	**11,601**	**△196**	**31,028**	**39,663**	**39,663**	**70,692**

2024年度

1.2024年4月1日および2025年3月末日における発行済株式の数は162,000,000株であり、当事業年度中における変動はありません。

2.2024年4月1日における自己株式の数は1,155,950株、2025年3月末日は1,157,750株であり、当事業年度中における単元未満株式の買取により、1,800株増加しております。

3.当事業年度における配当金は以下のとおりです。

決議	2024年6月24日定時株主総会
株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の金額	482百万円
１株当たり配当額	3.00円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月25日

4.基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものは以下のとおりです。

決議	2025年6月24日定時株主総会
株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の金額	482百万円
１株当たり配当額	3.00円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月25日

5.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2025年度

1.2025年4月1日および2026年3月末日における発行済株式の数は162,000,000株であり、当事業年度中における変動はありません。

2.2025年4月1日における自己株式の数は1,157,750株、2026年3月末日は1,158,350株であり、当事業年度中における単元未満株式の買取により、600株増加しております。

3.当事業年度における配当金は以下のとおりです。

決議	2025年6月24日定時株主総会
株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の金額	482百万円
１株当たり配当額	3.00円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月25日

4.基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものは以下のとおりです。

決議	2026年6月23日定時株主総会
株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の金額	482百万円
１株当たり配当額	3.00円
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年6月24日

5.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2 保険業法に基づく債権

（単位：百万円）

区分＼年度	2023年度	2024年度	2025年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	－	－	－
危険債権	－	－	－
三月以上延滞債権	－	－	－
貸付条件緩和債権	－	－	－
小計	－	－	－
正常債権	184	0	0
合計	184	0	0

（注）1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権は破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.危険債権は債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げる債権を除く。）です。

3.三月以上延滞債権は元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（1および2に掲げる債権を除く。）です。

4.貸付条件緩和債権は債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金（1から3に掲げる債権を除く。）です。

5.正常債権は債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

3 元本補てん契約のある信託に係る債権

該当事項はありません。

4 単体ソルベンシー・マージン比率

2025年度末から経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率となることから、必要な手続きが完了後に別途ホームページ等で開示いたします。

5 時価情報等

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、保険引受により保険契約者から収入した保険料を、将来の保険金支払原資として安全確実に保管・運用することを目的として、金融商品を利用した資産運用を行っております。当社が投資を行っている金融商品は、金利変動等の市場リスクを負っているため、当該リスクによる不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理（ALM）を行っております。

（２）金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する主な金融資産は、有価証券であります。具体的には、株式、債券、投資信託、組合出資金等であり、将来の保険金支払いを安全確実に行う目的で換金性の高い資産を保有しております。これらは、有価証券の発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されております。なお、貸付金は全て保険約款貸付であります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当社は、リスク管理委員会において諮問され、取締役会で決定された方針に基づき、財務部が金融商品取引の実務を行っております。また、総合企画部において資産運用リスクについて総合的にモニタリングしており、定期的にリスク管理委員会および取締役会へ報告しております。

① 信用リスクの管理

当社は、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行い、信用状況に応じた保有限度を設定し、残高管理をしております。また、総合企画部において、信用リスクの状況についてモニタリングし、その状況を定期的にリスク管理委員会および取締役会へ報告しております。

② 市場リスクの管理

当社は、市場リスクの状況について、総合企画部において定期的に把握し、社内規程に定める運用基準に適合しない状況が生じた場合には、速やかにリスク管理委員会へ報告することとしております。

（ｉ）金利リスクの管理

当社は、金利リスクに関しては、有価証券の残高・含み損益の状況把握に加え、保有債券の金利感応度分析等により、リスクの把握、管理を行い、定期的にリスク管理委員会および取締役会へ報告しております。

（ii）為替リスクの管理

当社は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理し、その評価損益の状況を定期的にＡＬＭ小委員会へ報告しております。

（iii）価格変動リスクの管理

当社は、価格変動リスクに関して、時価の変動を管理しており、定期的にＡＬＭ小委員会へ報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、資金繰りの状況について、十分な流動性を確保・維持するため、預貯金および国内債券を始めとする流動性の高い有価証券を十分に保有しており、その状況を定期的にリスク管理委員会および取締役会へ報告しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等および組合出資金は、次表には含まれておりません（（注）参照のこと）。

2024年度　（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
（1）有価証券			
満期保有目的の債券	10,463	10,347	△116
その他有価証券	158,933	158,933	－
合計	169,397	169,280	△116

預貯金、コールローンおよび貸付金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

2025年度　（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
（1）有価証券			
満期保有目的の債券	10,411	9,767	△643
その他有価証券	200,799	200,799	－
合計	211,210	210,567	△643

預貯金、コールローンおよび貸付金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）市場価格のない株式等および組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、（1）有価証券には含めておりません。

2024年度　（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
（1）非上場株式等 (*1)	1,431
（2）組合出資金 (*2)	649
合計	2,081

（*1）非上場株式等については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第27条に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2025年度　（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
（1）非上場株式等 (*1)	1,412
（2）組合出資金 (*2)	289
合計	1,702

（*1）非上場株式等については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第27条に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

2024年度　（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	11,433	－	－	11,433
地方債	－	946	－	946
社債	－	60,584	－	60,584
株式	39,753	－	－	39,753
外国証券	17,741	－	－	17,741
その他の証券	28,473	－	－	28,473
合計	97,402	61,531	－	158,933

2025年度　（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	21,169	－	－	21,169
地方債	－	937	－	937
社債	－	67,656	－	67,656
株式	55,870	－	－	55,870
外国証券	19,067	－	－	19,067
その他の証券	36,097	－	－	36,097
合計	132,205	68,593	－	200,799

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

2024年度　（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	10,347	－	－	10,347
合計	10,347	－	－	10,347

2025年度　（単位：百万円）

区　分	時　価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合　計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	9,767	－	－	9,767
合計	9,767	－	－	9,767

（注１）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債、上場株式がこれに含まれております。公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれております。時価の算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

（注２）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

2024年度　（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	－	－	8,700	1,300
その他有価証券のうち				
満期があるもの				
国債	2,000	1,000	8,750	－
地方債	－	500	500	－
社債	3,700	37,700	3,100	1,700
外国証券	1,236	11,709	5,636	－
合計	6,936	50,909	26,686	3,000

2025年度　（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	－	－	8,700	1,300
その他有価証券のうち				
満期があるもの				
国債	4,000	6,000	12,450	－
地方債	－	1,000	－	－
社債	4,000	43,300	6,000	1,300
外国証券	5,446	8,245	5,995	－
合計	13,446	58,545	33,145	2,600

（有価証券関係）

1．売買目的有価証券

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券

2024年度

（単位：百万円）

区　分	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公　社　債	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公　社　債	10,463	10,347	△116
合　計		10,463	10,347	△116

2025年度

（単位：百万円）

区　分	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公　社　債	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公　社　債	10,411	9,767	△643
合　計		10,411	9,767	△643

3．子会社株式および関連会社株式

該当事項はありません。

4．その他有価証券

2024年度

（単位：百万円）

区　分	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公　社　債	9,200	9,129	70
	株　式	39,012	15,271	23,740
	外国証券	17,741	15,241	2,500
	その他	19,705	12,541	7,164
	小　計	85,659	52,183	33,475
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公　社　債	63,764	65,534	△1,769
	株　式	741	816	△75
	外国証券	－	－	－
	その他	8,768	9,171	△403
	小　計	73,274	75,523	△2,248
合　計		158,933	127,707	31,226

（注）1.市場価格のない株式等および組合出資金は上表に含めておりません。

2.その他有価証券（市場価格のない株式等および組合出資金を除く）について53百万円の減損処理を行っております。なお、時価の簿価に対する下落率が30％以上の銘柄はすべて減損処理を行っております。

2025年度

（単位：百万円）

区　分	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	4,004	4,000	4
	株式	55,204	15,156	40,047
	外国証券	19,067	15,326	3,741
	その他	36,004	21,614	14,390
	小計	114,280	56,097	58,182
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	85,759	88,730	△2,970
	株式	665	809	△144
	外国証券	－	－	－
	その他	93	99	△5
	小計	86,518	89,639	△3,120
合計		200,799	145,736	55,062

（注）1.市場価格のない株式等および組合出資金は上表に含めておりません。

2.その他有価証券（市場価格のない株式等および組合出資金を除く）について減損処理を行っておりません。なお、時価の簿価に対する下落率が30%以上の銘柄はすべて減損処理を行っております。

5．売却したその他有価証券

2024年度

（単位：百万円）

種　類	（2024年4月1日から2025年3月31日まで）		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	－	－	－
株式	32	18	－
外国証券	－	－	－
その他	0	－	－
合計	32	18	－

2025年度

（単位：百万円）

種　類	（2025年4月1日から2026年3月31日まで）		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	－	－	－
株式	404	262	－
外国証券	－	－	－
その他	0	－	－
合計	404	262	－

（金銭の信託関係）

1．運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2．満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3．運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

6 その他

当社は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書ならびにその附属明細書について、有限責任あずさ監査法人の監査を受け、監査報告書を受領しております。

7 保険会社およびその子会社等の概況

該当事項はありません。

付　表

主な損害保険用語の解説（50音順）

ア行

一部保険
保険価額よりも保険金額が少ない状態のことをいいます（保険金額＜保険価額）。保険価額に対する保険金額の割合によって保険金が削減して支払われる場合があります。

カ行

価格変動準備金
保険会社が「保有する株式・債券等の価格変動による損失」に備えるため、価格変動リスクを有する資産の一定割合について積み立てる準備金です。

過失相殺
損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することです。

クーリングオフ
契約者が契約の申込みをした日またはクーリングオフ説明書等を受領した日のいずれか遅い日から８日以内であれば契約の申込みの撤回または解除を行うことができる制度です。ただし、法人等による営業または事業のための契約など、契約によっては対象外となるものがあります。

経常利益
保険料や利息および配当金収入等の経常収益から、保険金や営業費および一般管理費等の経常費用を控除したものを指します。

契約者配当金
積立型保険の積立保険料について、保険会社が予定利率を上回る運用益をあげた場合に、満期返戻金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金です。

契約の解除
法律上、保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、保険契約における解除は、保険法に基づき契約の当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずるように規定しています。

契約の失効
すでに有効に成立している契約が将来に向かって効力を失うことをいいます。例えば、保険で支払われない事故によって保険を付けていたものが滅失した場合は失効となります。

告知義務
保険を契約する際に、保険会社が重要な事項として質問した事項に、事実をご回答いただく義務をいいます。

コンバインドレシオ
「正味損害率」と「正味事業費率」の合算値であり、損害保険会社の保険引受に係る「収益力」を示す指標です。一般的にこの指標が低いほど保険会社の収益性は高いといわれます。

サ行

再調達価額
保険の対象と同等の物を新たに建築あるいは購入するために必要な金額をいいます。

再保険
保険会社が元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべてあるいは一部分を別の保険会社に転嫁することです。これは、保険経営に不可欠な大数の法則が働くためには同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化が十分に行われなければならないためです。

時価（額）
同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から経過年数や使用による消耗分を控除して算出した金額です。

事業費
保険会社が事業を行う上の費用で、損害保険会計では「損害調査費」「営業費及び一般管理費」「諸手数料及び集金費」を総称していいます。

地震保険料控除
納税者が地震保険を契約して保険料を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを地震保

険料控除といいます。

質権設定
債権者がその債権の担保として受け取ったものをその弁済があるまで留置して弁済がない場合にはそのものから優先的に弁済を受けられる権利を設定することです。保険契約に関しては、例えば住宅ローンの借入れにあたり、建物を保険の対象とする火災保険契約の保険金請求権に質権を設定するという方法等で用いられています。

実損てん補
保険金額を上限として実際の損害額が保険金として支払われることをいいます。

指定紛争解決機関（そんぽＡＤＲセンター）
法令に基づいて国の指定を受けた紛争解決機関です。お客さまと保険会社との間に損害保険に関するトラブルが発生した際、お客さまからの苦情のお申し出内容について保険会社に対応を求める「苦情解決手続」と中立・公正な立場で和解案を提示し解決に導く「紛争解決手続」を実施します。

支払備金
決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

重要事項説明書
ご契約いただくに際し、「契約概要」「注意喚起情報」など特に重要な事項を記載したものです。保険業法では、保険会社または募集人が契約者および被保険者に対して交付し重要事項を説明しなければならないこととなっています。

正味事業費率
保険料に対する事業費の割合のことで、保険会社の経営の効率性を示す指標の一つです。損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えたものを「正味収入保険料」で除した割合となります。

正味収入保険料
元受保険料および受再保険料収入から再保険料、解約等の返戻金を控除し、さらに、積立保険の積立部分の保険料を控除した保険料をいいます。

正味損害率
保険料に対する支払った保険金の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。損益計算書にある「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えたものを「正味収入保険料」で除した割合となります。

新価基準
再調達価額（新価）による評価額および保険金支払額の基準のことをいいます。

責任準備金
将来生じうる保険金支払い等保険契約上の債務に対して、法律に基づき保険会社が積み立てる準備金の総称をいいます。その分類としては、「普通責任準備金」「異常危険準備金」「危険準備金」「払戻積立金」「契約者配当準備金」などがあります。

全損
保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼、全壊）や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合のこと。前者の場合を現実全損（絶対全損ともいう）、後者の場合を経済的全損（海上保険の場合は推定全損）といいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

ソルベンシー・マージン比率
ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力（そなえ）を持っているかを示す重要な指標です。

損害保険大学課程
「損保一般試験」に合格した募集人が、さらなるステップアップを目指すしくみとして2012年7月に創設され、「専門コース」と「コンサルティングコース」の２つのコースにより構成されています。
「専門コース」は、損害保険の募集に関連の深い分野について、「損保一般試験」基礎単位よりも一層専門的に修得するためのコースです。
「コンサルティングコース」は、「専門コース」の認定を取得した募集人が、「専門コース」で修得した知識を踏まえ、顧客のニーズに応じたコンサルティングを行うことができるように、より実践的な知識・業務スキルを修得するためのコースです。

損害保険募集人一般試験（損保一般試験）
損害保険業界共通で行う試験制度です。保険会社から委託を受けた代理店および役員・使用人の方（以下「募集人」）が、保険商品に関する知識を確実に身につけ、顧客ニーズに応じたわかりやすい説明が行えるよう、「基礎単位」と「商品単位」により構成されています。なお、「基礎単位」に合格しなければ、代理店登録または募集人届出ができません。また、原則として、募集人は、2013年12月以降、それぞれが取り扱う保険商品に応じた「商品単位」に合格しなければ、当該保険商品の取り扱いができないことになっています。

タ行
大数（たいすう）の法則
サイコロを振って１の目の出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど６分の１に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということです。これを大数の法則といいます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

超過保険
保険金額が保険価額を超える状態のことをいいます（保険金額＞保険価額）。

通知義務
保険を契約した後、保険会社が告知を求めた事項に変更が生じた場合に、保険会社に連絡していただく義務のことです。

積立保険
火災保険の補償機能に加え、満期時に満期返戻金が支払われる長期の保険です。

統合的リスク管理
エンタープライズ・リスク・マネジメント（Enterprise Risk Management）と同義。略称はERM。
保険会社の直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、保険会社の自己資本等と比較・対照し、さらに保険引受や保険料率設定などフロー面を含めた事業全体としてリスクをコントロールする、自己管理型のリスク管理を行うことです。

ハ行
被保険者
保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。後者の場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

被保険利益
ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係をいいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

比例てん補
損害が生じたとき、保険金額が保険をつけていた物の価額（保険価額）に不足している一部保険の場合に、保険金額の保険価額に対する割合等で保険金が支払われることをいいます。

分損
部分的損害のことで、全損以外の損害をいいます。

法律によって付保が義務づけられている保険
「自動車損害賠償保障法」に基づく自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）等があります。

保険価額
被保険利益を金銭に評価した額であり、保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額のことです。

保険期間
保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定めることが一般的です。

保険金
保険事故により、損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことです。

保険金額
保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額をいい、その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。すなわち、契約金額のことです。

保険契約準備金
保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために、保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金や責任準備金があります。

保険事故
保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷等がその例です。

保険引受利益
正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金や損害調査費、満期返戻金等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等です。

保険約款（やっかん）
保険契約の内容を定めたもの。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特約とがあります。

保険料
被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者から領収する金銭のことです。

保険料即収の原則
保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則。なお、保険料分割払契約等、特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

マ行

マリン・ノンマリン
マリンは海上保険を意味し、船舶保険、貨物保険、運送保険が含まれます。ノンマリンは、マリン以外の保険を意味し、火災保険、自動車保険、傷害保険等を含みます。

満期返戻金
積立型保険で契約が満期まで有効に存続し、保険料の全額払い込みが完了している場合、満期時に保険会社から保険契約者に支払われます。

免責
保険事故が発生した場合には、保険会社は保険契約で定められた保険金支払いの義務を負いますが、特定の事由により事故が生じたとき等は、例外としてその義務を免れることをいいます。

免責金額
お支払いする保険金の計算にあたって、損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

元受保険
再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてを指す場合があります。

MEMO

MEMO

この冊子は、保険業法第111条、同施行規則第59条の2に
基づいて作成した資料です。

セコム損害保険の現状2026
2026年7月発行
セコム損害保険株式会社
〒102-8645　東京都千代田区平河町2-6-2
TEL　03(5216)6111(代表)

信頼される安心を、社会へ。

SECOM

セコム損害保険株式会社

〒102-8645　東京都千代田区平河町2-6-2　セコム損保ビル
https://www.secom-sonpo.co.jp/

C0047-00-60 2607